

熊取町議会委員会会議録

[平成28年12月定例会]

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（12月1日）〕

平成28年12月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	5

〔議会運営委員会（12月13日）〕

平成28年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	7
その他	17

〔総務文教常任委員会〕

請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願	20
趣旨説明	20
質 疑	22
採 決	24
請願第4号 談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願	24
趣旨説明	24
質 疑	26
採 決	30
議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例	30
質 疑	30
採 決	31
議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例	31
質 疑	31
採 決	31
議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例	31
質 疑	31
採 決	31
議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例	31
質 疑	31
採 決	32
議案第86号 税条例の一部を改正する条例	32
質 疑	33
採 決	34
議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例	34
質 疑	34
採 決	35
議案第94号 工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）	35
質 疑	35
採 決	36
議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）	36
質 疑	36
採 決	47

〔事業厚生常任委員会（11月29日）〕

請願第1号 「国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願」の閉 会中の継続審査について	49
〔事業厚生常任委員会（12月13日）〕	
請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を 従前通りに包括報酬制とすることを求める請願	64
趣旨説明	64
質 疑	67
採 決	71
議案第88号 農業委員会委員定数条例	72
質 疑	72
採 決	73
議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例	73
質 疑	73
採 決	79
議案第90号 手話言語条例	79
質 疑	79
採 決	80
議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例	80
質 疑	80
採 決	90
議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例	90
質 疑	90
採 決	90
議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例	90
質 疑	90
採 決	90
議案第95号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）について	91
質 疑	91
採 決	91
議案第96号 土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）について	91
質 疑	91
採 決	92
議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	92
質 疑	92
採 決	92
議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	92
質 疑	92
採 決	93
議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	93
質 疑	93
採 決	93
議案第101号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）	93
質 疑	93
採 決	94

議案第102号	平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）	95
	質 疑	95
	採 決	96
議案第103号	平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）	97
	質 疑	97
	採 決	97
請願第1号	国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願	97
	質 疑	97
	採 決	98

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成28年12月1日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	坂上 巳生男	副委員	長	文野 慎治
	委	員	阪口 均	委	員	鱧谷 陽子
	委	員	渡辺 豊子	委	員	矢野 正憲
	委	員	佐古 員規	議	長	重光 俊則

欠席委員 なし

説明員	町	長	藤原 敏司	副町長	中尾 清彦
	企画部	長	貝口 良夫	総務部長	南 和仁
事務局	局	長	阪上 清隆	書記	阪上 章

付議審査事件

- 1) 平成28年12月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年12月熊取町議会定例会の運営について審議をしていただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「10時01分」開会）

委員長（坂上巳生男君）まず初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。南総務部長。

総務部長（南 和仁君）それでは、平成28年12月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

順序につきましては、議会の進行に基づきご説明申し上げます。

まず、案件の概要でございますが、行政報告及び報告案件につきましては、案件等はございません。

次に、予定議案につきましては、条例制定が2件、条例改正が10件、工事請負変更契約の締結についてが1件、指定管理者の指定についてが1件、土地取得についてが1件、補正予算が7件、合計22件でございます。

それでは、各予定議案の内容についてご説明申し上げます。

まず、1件目の一般職職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年8月8日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

2件目の常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例及び3件目の議会議員報酬等条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年8月8日付人事院勧告に伴い、国家公務員に準じて本町の一般職職員の勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げることにあわせて、常勤特別職職員及び議会議員の期末手当の支給月数を0.10月引き上げるため、これらの条例案を提出するものでございます。

4件目の退職手当条例の一部を改正する条例につきましては、雇用保険法の改正により失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当について定めた国家公務員退職手当法の一部が改正されることにあわせて退職手当条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

5件目の税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

6件目の手数料条例の一部を改正する条例につきましては、租税特別措置法の一部改正により空き家等の譲渡所得の特別控除の特例が創設されたことから、確定申告書に必要となる地方公共団体の長が租税特別措置法の要件を満たすことを確認した旨を証する書類の交付を行うため、この条例案を提出するものでございます。

7件目の農業委員会委員定数条例につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成28年4月1日から施行され、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、農業委員会の組織及び運営方法が変更されたこと等から、農業委員会選挙選出委員定数条例を廃止し、新たに農業委員会委員の定数を定めるため、この条例案を提出するものでございます。

8件目の墓苑条例の一部を改正する条例につきましては、墓苑条例第2条に規定する熊取永楽墓苑について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に管理を行わせるため、この条例案を提出するものでございます。

9件目の手話言語条例につきましては、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、また町の責務と町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを行い、これにより全ての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するため、この条例案を提出するものでございます。

10件目の永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例につきましては、永楽ゆめの森公園条例第2条に規定する永楽ゆめの森公園の駐車場使用料の徴収及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に管理を行わせるため、この条例案を提出するものでございます。

11件目の附属機関条例の一部を改正する条例につきましては、永楽ゆめの森公園条例第2条に規定する永楽ゆめの森公園及び墓苑条例第2条に規定する熊取永楽墓苑の指定管理者の選考に関する審議を行う機関として、本町の附属機関に新たに指定管理者選定委員会を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

12件目の企業職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、雇用保険法の改正により失業給付の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当について定めた国家公務員退職手当法の一部改正が行われることにあわせて企業職員給与条例の一部改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

13件目の工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）につきましては、工事請負変更契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

14件目の指定管理者の指定（熊取町学童保育所）につきましては、熊取町学童保育所の管理を行う指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

15件目の土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）につきましては、永楽ゆめの森公園整備用地として土地を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

16件目の平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ1,125万4,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、町立中学校3年生普通教室への空調機器設置に係る経費、永楽ゆめの森公園駐車場の有料化に伴う整備工事費、平成28年人事院勧告への対応による人件費補正などでございます。

17件目の平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万8,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、平成28年人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正となっております。

18件目の平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,010万3,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、平成27年度療養給付費等交付金の確定及び平成28年度前期高齢者交付金の確定に係る補正となっております。

19件目の平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万2,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、人事院勧告及び人事異動による人件費の補正などとなっております。

20件目の平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万3,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正、介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る補正などとなっております。

21件目の平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万1,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、熊取永楽墓苑駐車場のゲート設置に係る利用者への利用カード等の郵送料となっております。

22件目の平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入の既決予定額から22万3,000円を減額、収益的支出の既決予定額から346万7,000円を減額、資本的支出の既決予定額に17万2,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正、企業債に係る利率の大幅減に伴い利息が減額となることによる元金償還金の増額などの補正となっております。

以上で、平成28年12月議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

以上です。

委員長（坂上巳生男君）ただいま説明のありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、12月7日から12月20日までの14日間といたします。

本会議の開催については、12月7日、8日、9日及び12月20日の4日間といたします。

各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を12月15日に、事業厚生常任委員会を12月13日に、それぞれ開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会を12月13日に、議員全員協議会を12月15日に開催いたします。

以上のとおり平成28年12月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。11月29日の正午に通告を締め切った後、議長立ち会いのもと、私がかくじ引きにより決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第4 請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願についての件は、一般質問の前に本会議で審議していただきます。

また、日程第6 議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第86号 税条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例の件、日程第18 議案第94号 工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）の件、日程第21 議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件、日程第29 請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願の件及び日程第30 請願第4号 談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願の件、以上の10件については総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

また、日程第12 議案第88号 農業委員会委員定数条例の件、日程第13 議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第90号 手話言語条例の件、日程第15 議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件、日程第16 議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例の件、日程第17 議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第19 議案第95号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）についての件、日程第20 議案第96号 土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）についての件、日程第22 議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件、日程第23 議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件、日程第24 議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件、日程第25 議案第101号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、日程第26 議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件、日程第27 議案第103号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）の件及び日程第28 請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願の件、以上の15件については事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり平成28年12月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、平成28年12月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

委員長（坂上巳生男君）次に、意見書の取り扱いについてでございますが、意見書受付一覧をごらんください。

まず、意見書につきましては、7件提出されております。

渡辺議員から「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書（案）、ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書（案）、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書（案）、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書（案）の4件、次に、鯉谷議員から大阪府福祉医療費助成の患者負担増に反対し、制度の拡充を求める意見書（案）、後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書（案）の2件、次に、矢野議員から「国民健康保険・保険財政共同安定化事業の不均衡を解消する財政支援措置」と「都道府県化で医療費適正化が損なわれないように健康づくりや疾病予防等のインセンティブの強化を図る制度の導入」を求める意見書（案）、以上の7件の意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回12月13日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

以上で平成28年12月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(「10時23分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上巳生男

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成28年12月13日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	坂上 巳生男	副委員	長	文野 慎治
	委	員	阪口 均	委	員	鱧谷 陽子
	委	員	渡辺 豊子	委	員	矢野 正憲
	委	員	佐古 員規	委	員	重光 俊則

欠席委員 なし

事務局 局長 阪上 清隆 書記 阪上 章

付議審査事件

- 1) 平成28年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（坂上巳生男君）皆さん、こんにちは。

本日は、平成28年12月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、今回は、理事者提出議案はございませんので、理事者側の出席は求めておりません。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「14時20分」開会）

委員長（坂上巳生男君）それでは、先日、持ち帰っていただきました意見書7件についてご意見をいただきます。お手元に配付いたしております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員（鱧谷陽子君）この意見書につきましては、TPPに賛成しながらこういう意見書が出てくるというのはすごく不思議な気がしております。もしTPPに反対するという一言がこの上にあるならば賛成させていただきませんが、TPPに賛成された立場です。この意見書については、大もとのTPPが変わらない限り米価下落というのは抑えることができないと思いますので、おかしな意見書になるかと考えております。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）全然おかしな意見書ではなくて、国のほう、政府のほうが出した米政策改革に向けて、やっぱり生産者、農家の方たちの不安を払拭するために国がしっかり支援しなさいよといった、担い手の、またそういったものについて確保するためにも、必要な施策は国としても支援しなさいよといった内容でございます。

今、国の米政策改革が起きた中で生産調整というものが起きました。それで調整することによって、需要量に応じて稲作を推進しているというところで改革ができていくわけなんですけれども、米政策の中で、需要調整の取り組みの中で過剰につくる、でき過ぎというか、そういったところの作付というものもここにあるように解消されているんですが、そういった中で、いろいろここにもありますように、戦略作物、麦や大豆や飼料用の米とか、そういったものについてもちゃんと支援をすることによって調整していきなさいよと、国としても支援すべきだということを書いて、JAとかそういったところの声をしっかりと酌み入れて国としても支援しなさいよといった内

容の意見書になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見の一致が見られないようですので、上程しないことにいたします。

次に、2件目のホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）ホームドアの設置というのは、共産党でも早くから指摘してきたものでもあり、賛成したいなと思っております。

熊取駅でも高校生など、私が見ただけでも3名の方が利用されておまして、危ないなと思われるようなこともありますので、早くしていただきたいと思うのですが、何分、熊取駅はすごく長いので、かなりコストがかかるのではないかなという感じを思っております。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今のは賛成という理解をさせていただきます。

ホームドアの設置まではすごく費用がかかるとお思いますので、そしてまた、車両によって乗車位置が違ってくるところもありまして、なかなかホームドアの全て100%というのは難しいかと思いますが、その中で内方線つき点状ブロック、ホームの内側がこっち側ですと、点状だけではなくて、線で内側というのはこっち側にあるというのがわかるようにするのが点状ブロックなんです。それを整備することによりましてそういった転落事故を防ぐのではないかとこのところの設置の推進を、費用等も考えまして、そちらのほうがそんなに費用もかからないというところで、そういったものを対応していただきたいという1と2の内容になっております。

今の設置率なんですけれども、全体的にはホームドアにしても点状ブロックにしてもまだまだ設置ができてなくて、西日本旅客鉄道では内方線つきと点字ブロックとホームドア設置を合わせて69.2%で、全体的には42.4%になっているんです。だから、まだまだそんなにできていないというところですので、しっかりと意見書を出して推進していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

反対のご意見はないようですので、全会一致ということで、追加議案として上程することにいたします。

次に、3件目の地域防災力の向上と災害に強い災害拠点の整備を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。賛成であれば賛成の立場でご意見等を。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）やはり、防災力に強い地域をつくっていかうと思ひますと人材が非常に大きな力になってくると思ひます。それで、各地の被害が相次いでいるところでも、役所の正職員が少なかったりとか、それから防災に携わっている方々がまず少なくなってくる、地域の消防団も減ってきているというふうなことで、人を育てていく、人をふやしていくというふうな大きな枠が必要だと思ひます。

それで、この中にそういうことが書かれていないんですけれども、防災を取り組むに当たって人材を確保していくというふうな一文をどこかへ入れていただけたら賛成させていただきたいなというように思ひます。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）記の1のところの自主防災コミュニティの組織化、そして訓練の実施等、地域防災力の向上を図ることというところがそれに当たるかと思ひます。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）これも、自治体の職員の数とか、それから消防署の人材の数とか難しいとは思いますが、そういうのが本当に防災というか、被害を受けたところでは、東北のほうでも自治体の方が被害に遭われ、それでも少ない人数でやってきたけれども、だんだんと人員が減ってくる中で人材確保していくということがこれからも大きな課題になってくるのではないかというふうに感じております。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員、具体的に何かこういった文言をどこかに挿入してほしいという、そういう意見でしょうか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）消防署の人員とか自治体の人員を確保するというふうなところを文言として入れていただきたいと思うんですけれども、無理だとおっしゃるんですしたらこのままでも反対ではありません。

委員長（坂上巳生男君）わかりました。このままでもよしとするということですね。ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

意見がないようですので、それでは、本意見書（案）について、意見等をまとめます。

反対者が特にないようですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、4件目の安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）消費税が10%に引き上げられるのが延期されたので地方財政措置を求める意見書ということなんですけれども、消費税が引き上げられていく中で医療や介護がどんどん悪くなっている、このことに対してはなぜなのか。消費税が引き上げられたらその大部分については福祉に回るというお話やったと思うんですけれども、福祉には回ってこない。年金も100年安心と言いながら減ってきています。本当に今の政治の悪いところを、こういうふうな財政措置を求めるというような意見書で何かごまかされているような気がするんですけれども、この意見書に対しては、地方財政を求めるということに関しては反対ではないんですが、国の今やっていることが医療や介護などを切り捨て、年金を切り捨て、福祉にはいっつも回っていないという、この辺の実感に関してどう応えていただけるのか、お答えいただきたいと思います。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません、国の施策についてはちょっとあれなんですけれども、この意見書についてはいいということですか。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）この意見書、でも、引き上げられたから地方財政措置を求めると書いてあるんですけれども、引き上げられる前から医療や介護や年金などにお金が回ってきていない。引き上げられた分は本当に回ってきているのかという不信感を抱くんですけれども、その辺について答えを、回ってきていると言っていたら。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）毎年1兆円ずつふえる社会保障費をどうやって財源をつくっていくかというところで、国のほうにしても医療や介護、そういったものにつまましてしっかりとやっていかないといけないというのがある中で、その財源については消費税ということで、社会保障と税の一体改革という形で改革が進められたわけなんです、今いろいろな要因があって消費税の引き上げが31年10月まで延期になった。じゃ、その中で今1兆円ずつふえてきている社会保障費はどうするんやというところで、そのふえてきている分については、消費税ではなくて今ある財源の中でやっていかないといけない。その中で、今ある記から下の1は社会保障についての保育の受け皿、熊取町におきましてはそういう待機児童はないという状態ではありますが、国全体で見るときにはそういった保育の受け皿の整備ができていないところもある。そういったところの財源措置、地方に負担を強いるのではなくて、その分もしっかり国が責任を持って財源措置しなさいというのが1項目め。

2つ目は、そういった保育士や、介護が大変な中で介護職員の処遇改善もしていけないといけない。その分の財源についても、地方に負担を求めるんじゃなくて国がしっかり財源を措置しなさいよと。

3つ目は、地方創生推進交付金、これにつきましてもそれぞれ交付されていますが、それもずっと安定的に継続して財源を確保してほしいという内容。

最後は、その分につきまして一般財源という形で、地方交付税措置という形で、しっかりそういったものについては社会基盤の整備という形で、地方自治体に負担がかからないように地方交付税として措置してくださいよといった内容の意見書になっておりますので、今回の意見書は消費税法云々ではないというところでご理解いただきたいと思います。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 消費税法云々ではないとおっしゃいますけれども、一番初めに消費税10%の引き上げが延期されたということで書かれているので、そういうことを言わせてもらいました。

それでまた、消費税を引き上げて大企業を減税しているというのも事実であります。その辺もしっかりと見据えていただきたいと思います。

それから、引き上げによります要望の保育所の受け皿整備に係る財源というのはどういうことを。地方で施設をつくるときに財源を求めるということなんでしょうか。

それから、一億総活躍プランというふうになって、保育士、介護士などの処遇改善をすると言いつつながら、介護施設へ預けるにも高くて預けられない、働いている人たちがやめて家で介護していくというふうな状況が多くなってきております。その中で、一億総活躍プランというのは本当に絵に描いた餅になっていくのではないかという思いがあります。その辺もきちっと、介護や預けやすい施設の料金とか、それから介護職員のほんまに処遇もきちっとしていただきたいし、保育士もパートがほとんどで、親がかりでないと生活できないという方がたくさんいらっしゃいますので、その辺がきちっとできないと一億総活躍プランとは言えないと思います。その辺もこの要望書の中に入っているのかどうかはちょっとわかりませんが、そういう思いが入っているのであれば賛成してもいいかなと思います。

何か本当に大事なところが抜けて、こういう形で反対はしにくいかと思うんですけども、本当のところではみんながやってくれるようなプランが今の国のほうでは立てられていないという気が私はしておりますので、その辺についてまた国のほうへ、公明党からもきちっと一億総活躍プランになるような施策を講じてもらえるように、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（坂上巳生男君） 阪口委員。

委員（阪口 均君） 反対する意見にはならないんですけども、もともと公明党は、10%に消費税を上げるということに対しては腰が重かったと思うんです。それを10%に上げた。その後、軽減税率を持ち出して、自分とこの党の公約を守るがためと言うたらちょっと語弊があるのかもしれませんが、8%で軽減税率、食料品全部とかいろんな駆け引きがありましたけれども、結果そういうことで、たしか4兆円ほど税率10%から税減収になるという非常に混乱した時期がありました。結果的に、そのことで一般の商店とかが対応しづらいうやろうということが大きな原因で、結局10%の消費税増税が先送りされたという経緯があったと思うんです。そういうことがありながら、ここへ来て日本が世界に誇る社会保障の充実、安定化とそのための安定財源の確保及び財政健全化の同時達成を目指せというのが、非常にあっちへ行ったりこっちへ行ったりという部分が強く印象としてあります。

そこら辺はいかなものかと思うんですけども、この内容的には賛成する内容かなというふうには思っております。また、ぜひ上に上げる機会があれば、こんな意見もあるんやということをお伝えいただけたらと思います。

委員長（坂上巳生男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について、意見等をまとめたいと思います。

消費税増税のことに關していろいろとご意見もございましたが、最終的に意見書の案文そのものについては反対しないと、賛成だということで、意見の一致を見たかと思ひます。追加議案として本會議に上程したいと思ひます。

次に、5件目の大阪府福祉医療費助成の患者負担増に反対し、制度の拡充を求むる意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この意見書の内容がちょっとわからないんですが、最初の説明の中では子ども医療のことを言っていますが、記の下の中には子ども医療のことがなくて65歳以上の対象外しということを書いていて、ちょっとよくわからないところと、今、福祉医療につきまして、大阪府の中では4医療、老人医療、そして障害者医療、ひとり親家庭医療、乳幼児医療がある中で、障害者医療につきましては拡充という方向で、今まで精神障害の方が対象となっていなかった分が対象になるというか、難病の助成対象、そういうふうな何か対象の拡充になっているというふうに途中経過ですが聞いております。ですので、全くマイナスの見直しではないと思っておりますし、子ども医療のほうについてはいらわないというふうに聞いておりますので、この内容がよくわからないのと、やっぱり賛成しかねるかなというところではあります。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）大阪府福祉医療助成というのは、4医療全て大阪府福祉医療助成制度に關する研究会報告書に基づき患者負担が検討されているということです。1回の通院につきまして500円の患者負担で今は受けられているんですけども、見直しでは薬局でも患者負担500円を取られて、そのことで負担が2倍になる。それから、1機関医療について1,000円の上限が撤廃されて、行くごとに500円追加ということで、4医療全て、子ども医療も含めて私のほうでは改定されるように、今、渡辺委員が子ども医療については別枠とおっしゃっていましたが、そのことも一緒に今議論されているというふうに聞いております。

それで、子ども医療のほう別枠になるんだったらいいかと思ひますけれども、4医療全てが悪くなるというふうなことで、患者負担を引き上げると障害者医療についても高齢者医療についても、それから障害者の高齢者についても母子家庭の医療についても悪くなっていくということ、弱い人に負担をかぶせていくというようなことになってしまいますので、ぜひこの件については賛成していただきたいなと思ひますが。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）先ほども言いましたが、この文面がちょっとよくわからないので、そしてまた今そういうふうに、子ども医療のほうについては今のところはまだそういう負担増は対象となっていないということを聞いておりますので、状況がもうちょっと判明してからにさせていただけたらなというふうに思ひます。

委員長（坂上巳生男君） ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、ほかにご意見ないようですので、意見をまとめたいと思ひます。

渡辺委員のほうから現時点では判断しかねるということで、そういった意見もございましたので、全会一致には至らなかったということで本會議上程は見送りたいと思ひます。

次に、6件目の後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求むる意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。阪口委員。

委員（阪口 均君）特に対案がないので私としては賛成の立場になるんですけども、できることならば今から申し上げること組み込んでもらえたらなというふうな気がします。

個人金融資産の中の高齢者の占める割合というのは過去には6割ほどあるというふうな、今どれぐらいになっているのか知りませんが、かなり高齢者の資産というのは高いものがあるんです。30代、40代の働き盛りのほうがどちらかというと可処分所得が低いというふうな逆の、困窮世

帯がそちらのほうにいつてしまっているみたいなの、そういう状況があります。

後期高齢者を十把一からげで救済するということについては、物すごく富裕な方もその中にいらっしゃるし、富裕な方が困窮されている方を助けるというふうな、そういう形になれば一番理想かなど。本来の保険の意義というのは皆で弱者を救済ということが本来的な意味だと思いますので、うまくそこら辺を中に組み込められたらもっといいのかなというふうに思います。

ただし、公平・公正の面からいくとある程度の負担というのは必要だと思いますけれども、できることならば、富裕な方については応分の負担を担っていただけるというふうな形に持っていけることが一番理想かなというふうな気がしております。

内容的には賛成したいと思います。

以上です。

委員長（坂上巳生男君）今回の意見書（案）の中身を見ますと、基本的には後期高齢者医療制度における保険料軽減特例、これは低所得者向けの軽減の特例というふうに判断できるかと思しますので、阪口委員は能力のある方には応分の負担をしていただくというふうなこともどこかにあればいいのではということでしたけれども、今回の意見書の中身としては、特にそれがなくてもいいのかなという気はするんです。その辺、鱧谷委員はいかがですか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）私も同感に思うんですけども、高齢者の方が個人所得を高く占めていらっしゃるという今お話がありました。今、高齢者の方で大体年間100万円ずつは貯金を崩さざるを得ないという年金状況、だから本当に資産がどれぐらいから高いというのかわかりませんが、1,000万円あっても10年しか今の生活を維持していけないというふうな状況の方というのがいらっしゃいますので、高齢者は資産が多いというのも、本当にどれだけの働けないという余命を考えて、年金がどれくらいあるかということも考えた上で、それでもまだ資産の高い方にはやはり負担してもらわなければならないと思いますけれども、どの辺で線を切るかというのは本当に難しい。今、若い人たちは預貯金がないという状態と高齢者が何年あと生きられるかという状態との間で考えていただきたいなというふうな思いを持って、話を聞かせていただきました。

委員長（坂上巳生男君）阪口委員。

委員（阪口 均君）絶対人数からいくと、圧倒的にやっぱり所得の低い人がこの層の中にいらっしゃるというのは今、鱧谷委員の意見どおりだと思います。ただし、特別な高所得者、75歳を超えても80歳を超えてもまだ現役で会社の社長をしているとか会長をしているとか、議員なんかもそういう中に入るのかもしれませんが、そういう特別な人たちの収入であったり所得であったりというのが個人金融資産を引き上げているというふうに思っています。

かなり前の資料ですけども、1,500兆円ぐらいの個人金融資産があって、そのうちの6割が高齢者やというふうな数字がありました。今、大分変わっていると思うんですけど、大づかみでそういうことが言われているということで、私は高齢者の持っているお金は結構大きなものがありますよという言い方をさせてもらったつもりなんです。ということであります。

以上です。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）条件つきで賛成したいんですけども、後期高齢者医療制度について、年齢で区切ってそういった保険制度を創生することについて共産党は全く反対だったと思うんです、後期高齢者医療制度自体を。その制度自体を反対していらっしゃる共産党がこの維持・継続を求める意見書を出されたというところが全くもってびっくりばんで、びっくりしたんですけども、こういうことを出していただけただけということは後期高齢者医療制度を賛成していただいている、今後も賛成するというをちゃんと前提として言うてくださるのであるならば、この意見書については賛成したいと思います。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）後期高齢者医療制度におけるこれは軽減特例を維持・継続を求めるということで、

今の後期高齢者医療制度が絶対的にこのままいくべきやというふうな考えとはまた別のものだと考えております。

今、現実には後期高齢者医療制度があって、その中をまた医療軽減をなくそうとしているということで、本当に後期高齢者医療制度につきましては毎年保険料が上がっていったって、それに対して本当に少ない年金から引かれて、これだけしかないのに何でこれだけでも年金から引かれるのという後期高齢の方もたくさんいらっしゃいます。

本当やったら普通の保険制度の中で組み込まれてされるべきだと思うんですが、今、後期高齢の高い保険料を払っているのにもかかわらずまた軽減特例がなくなるということで、これでは高齢者の生活がやっていけないということで、この意見書を出させていただきました。そういうことで理解していただけたらありがたいと思います。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） ということは、先ほど私が条件と言いました後期高齢者医療制度自体については認めていないということですね。その制度を認めていない人がこの制度を維持せよという、ちょっと矛盾している意見書については賛成できないというところですよ。

後期高齢者医療制度というのは一般の国保の方も支援しているんです。後期高齢者の方が保険料負担にならないようにということで、一般の保険者も国保に入っている方も支援して、保険料が安くなるように、後期高齢者の方たちの負担を軽減するために後期高齢者医療制度というのができたんです。でも、その制度自体を否定していらっしゃる共産党がその制度の維持・継続を求めるといふ意見書を出していること自体理解できないのと、その制度が、いいですよ、後期高齢者制度を認めるということであるならばこの意見書を出してくれても全く同感なんで、その分については賛成なんですけど、後期高齢者医療制度を認めないスタンスであるならば、この意見書を出すということについては賛成しかねるというところですよ。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 各保険料から後期高齢者医療制度のほうにお金が入っているのは理解しております。

でも、後期高齢者医療制度のことにつきましては、75歳以上を別立てにして、あなたにこれだけのお金がかかっているんですよ、これでもまだ病院にかかりますかという、そんな感じの制度になっている。すごく年寄りに対して生きづらい、そういう制度になっている。その辺に関しては私たちは賛成しかねます。後期高齢者の人だけを別にして、これだけお金がかかって、あんたたち、これだけの保険料を払わんと維持できへんのですよ、毎年毎年保険料は上がっていく、それでも後期高齢の方がふえていけばふえていくほどこれからは保険は上がります。

自分たちが本当に後期高齢になったときに、あんたたちは特別やから、これだけの保険料を払ってこれだけの支援をしていただいているんだからなるべく病院にかからずにしてほしいみたいな感じの制度、本当に国として優しい制度ではないと思います。

後期高齢者、70歳以上が1割負担やった時代、無料やった時代、そういう時代を知っている私たちにとっては、この制度というのは非常に酷な制度やというふうに感じています。今まで苦労された方々が安心して老後を過ごせるというような世の中をつくっていくためにも、国のお金の使い方を変えて、この制度はやはり保険の制度の中へ入れるべきやと感じております。

ただこれは、今の保険料の軽減の特例と維持と継続を求めるといふ意見書です。制度をどうするといふ意見書ではありませんので、それは別にして考えていただきたいと思います。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 土台にあるのはその制度ですので、別にはできないかと思っております。現行制度を維持・継続というふうに書いてあるんですので、現行制度を認めないことにはこの意見書は出せないかなというふうに思っております。

今まで軽減2割軽減、5割軽減、7割軽減をやっているけれども特別会計においては否決されました。現行制度でも否決されていた共産党が現行制度を維持しろという、継続せよといふ意見書は全く矛

盾しているかと思しますので、賛成しかねます。

以上です。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

意見書の中身とは違う次元での意見の対立があったかのように思いますが、意見の一致が見られないということで、本会議には上程しないことにいたします。

次に、7件目の「国民健康保険・保険財政共同安定化事業の不均衡を解消する財政支援措置」と「都道府県化で医療費適正化が損なわれないように健康づくりや疾病予防等のインセンティブの強化を図る制度の導入」を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）この意見書についてなんですが、この議運が始まる前にも事業厚生常任委員会の中で国民健康保険、これの請願について情報不足ということでの延長、審議継続が決まったわけなんです。意見書を読んでみますと、一番下段の部分でも書いているんですが、30年度より都道府県化されることを見据えと、こういう状況の中で質問のやりとり、本会議の中でもいろいろやったんですけども、都道府県化というのを国のほうで進めている中で、特に大阪方式という形が非常におかしいということが今議論になっております。

ただ、この意見書の内容を見てみますと、るる質問等を私もしたんですが、それぞれの大阪府の市町村が努力をしている結果、そういったことが都道府県の統一プラス大阪府方式ということになればそれが一切認められないというような状況の中を、大阪方式を前提として、ここに書いてあるようなインセンティブを図る、そういう努力支援制度の導入を強く要望すると、前提が大阪方式ということに考えざるを得ないというふうに思っています。

都道府県化というのは、それぞれの都道府県、特に本会議の中の質問でも私、申し上げましたけれども、都道府県化ということと大阪府を中心に3県、4県が今行おうとしている県府統一という問題は、国もそういう制度を一律押しつけるという立場ではなくて、それぞれの県で標準保険税率等を決めて、それぞれの自治体、その県が判断をしていく、こういうふうな状況かと思っています。それを議論する前提となる大阪府の今後保険料がどうなるのかというような数字も、きょうの事業厚生常任委員会の中でも委員のほうから指摘があったように、また本会議でも明らかになったように、大阪府の試算ができていないと、情報不足と。

こういう状況で請願も継続ということになっているわけでごさいます、この意見書の内容は、大阪府統一方式ということが前提の中で今まで努力したことを何とかしてくださいという意見書であるというふうに私は思いますので、今時点でこういう意見書を出すということについては反対をしたいと、このように思います。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見ございませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）9月議会、12月議会と2つの議会で続いて、先ほど文野委員からもありましたように請願が出されている中で、情報が少ないというふうな形の中で継続審議、判断がつかないので継続審議という形になっております。

いろいろと考えの違いというのはあるんだと思うんですけども、私自身は現実に即したような中での問題点を熊取町から大阪府のほうに意見書として提出するのも一つの方法として、手段としてはありかなというふうな形で今回これを出させてもらっています。その中でこれをたたき台にさせていただいてというふうな思いを持っておったものですが、先ほど文野委員の話によると、大阪方式というやつが文野委員の中でも認められないというようなお話でありました。ただ、その中でも折り合えるところがあればなというふうに思っておったので、こういったものを出させていただいてという考えを持っておりました。

これがもうたたき台にもなれへんよというふうな形であればしようがないんでありますけれども、なかなか1月に、請願が出されているやつの中で新しい情報等が出てくるのかというふうなことも

まだなかなかわからないような状況でありますので、少し現実に即したような中の問題点を列記させていただきますというふうな感じでございます。

少し話し合いで寄り添えるのであればとは思いますが、その辺はどうでしょうか。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 文野委員から意見がありましたが、共産党としては、これの文言に統一保険料を市町村に押しつけないこと、それから減免制度などについて市町村の自主性を認めること、そういうことを入れていただけると、大阪方式に反対ではないが、大阪方式を変えていこうということも入ってくるのではないかなというふうに感じますんですけども、そういう文言を入れるということはどうでしょうか。

（「すみません、2点出ましたよね。何と何でしたか」の声あり）

委員長（坂上巳生男君） もう一度。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 統一保険料を市町村に押しつけないこと、また、減免制度などについては市町村の自主性を認めること。

委員長（坂上巳生男君） 矢野委員。

委員（矢野正憲君） 申しわけございません。ちょっと出されている請願と同じような内容になるのかなというふうな思いの中で、確かに歩み寄れるのであればいろいろと思っているんですが、ほかの委員の皆さんのご意見も聞いていただければと思います。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 私自身は、熊取町の立場でこの意見書を出してくれているのかなというふうに思っています。今、熊取町とすれば法定外の繰り入れはやっていないというところで、熊取町が一番今、国保の関係が一番困っているのは、財政安定化事業の中で拠出金より交付される額のほうが少ないというところ、拠出超過、この分です。本町の負担は大変重くなっている、これを言いたいわけなんです。だからこれを改善してほしいというところの意見書になると思うんです。

下の2つ、その中で本町とすればしっかり努力している、目標、保険料の収納率もすごく本町は頑張っていますので、頑張っていないところは目標が低いんですよ。目標が低いところと本町の頑張っているところの目標の差が6.26%もあるんです。これはいかがなものか、これをしっかり見てほしいというのと、それと保険者努力、そういった中で保険料の徴収率も上げているし、いろいろな健康づくり、疾病予防、健康ポイント制度もやりました。そんな感じで健康づくりをやっている分、その本町が努力しているそういったものを統一保険料の中で保険者努力制度を組み入れることによって緩和できる、それをしてほしいんだということを言っている意見書の内容になっておると思いますので、私はこの内容については賛成をしたいと思います。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員はこのままで賛成したいということですね。

（「はい」の声あり）

委員長（坂上巳生男君） ほかにご意見ございませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君） あと、ここの意見書の中につけ加えたいなというのは、3,400億円の国からの財政投資というふうな中で1,700億円がもう既に財政投資をされておりますけれども、その残りがまだというふうなことも聞いておりますので、そういったことも加えていただけてというふうなことも思っておったんです。そういうふうな中で極力、我々の考えというよりも、現実に即してこれをするということによっていろんな問題点があるんじゃないですかというふうなことを、大阪府のほうにもしっかりと認知してもらおうというふうなことも必要なのかなというふうな思いがあります。

その辺でありますので、さっきちょっと統一保険料はだめやというふうなお話やったんで、その辺も、いろんな委員がおられますから、まだもう少しご意見いただければと思います。

委員長（坂上巳生男君） ほかにご意見ございますか。阪口委員。

委員（阪口 均君） 先ほどの渡辺委員の6.26の開きの話がありました。徴収率のいいところ、悪いところの差なんですけれども、これは各自治体の努力したほうが努力していないところの分をカバーし

なければいけないのかという、30年以降はそうじゃないというふうに話を聞いているんですが、そこら辺はいかがですか。

委員長（坂上巳生男君） 矢野委員。

委員（矢野正憲君） 12月議会が始まる前に、請願の取り扱いという形で第6回大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議の議事録を読んでもらうというふうなことでありましたので、6回だけじゃなくて1回から5回まで読ませてもらった中に、第3回の中に、ここにも書いておりますように保険料規模別収納率というやつが載っております。

阪口委員がおっしゃるように、人口規模の薄いところであれば、熊取町であれば94.92%の収納率に26年度にはなっております。規模別の収納率というのが94.70を目標にせよというふうなことでなっています。それとまた違って、今度、人口密度の高いところであれば大阪市が88%台であったりとか、6.26の差というのが被用者保険の5万人以上のところが88.44というふうな形になっていますので、余りにもこれは差があり過ぎるんじゃないか。収納率によってインセンティブがまた決まってくるというふうなことでなっていますので、そういうことであるならば、低いところを高く上げるか、高いところをインセンティブをもう少し厚くしてもらおうような感じにしろというふうな制度にしなきゃいけないというふうな思いもあって、こういったことを書かせてもらっているというふうな感じなんです。

委員長（坂上巳生男君） 阪口委員。

委員（阪口 均君） 大阪市が88%、それで取り切れない12%を取るように、今いる人数から個人別の徴収額を決めるときに割り算するというふうに説明を私は受けているんです。

もう一回言いますけれども、例えば5億円集めないといけないところが10%よう集めませんと、4億5,000万円しか徴収できませんという自治体があるところと、97%徴収できるところと、その差は出てきますよね。2,500万円出るんですか。その2,500万円を徴収できないところは、5億円取るという計算で、分母を取れない人数に直さないといけない。よって1人当たりの額がふえます。徴収できるところは1人頭の額がそれよりも少なく済むというふうな、だから、取れないところのしわ寄せが取るところに来るんじゃないかと、取れないところは取れないところで自分のところで完結しないといけないというふうな形になるというふうな説明を私は聞いているつもりなんです。

ですから、このインセンティブのところの保険料徴収率をインセンティブにかぶせてくるということは、この部分に関して2重のインセンティブになってくるので、だから、徴収しているところは徴収する額が1人当たり少なくて済みますよ。保険料が少なくて済みます。徴収を頑張ったところはそういう形になるんであって、ここで保険料徴収率の高いところがインセンティブをもらうということになると、徴収を頑張ったところは2重取りになる。

ちょっと首をかしげている人がいますから、何の話かわかりませんか。わかりますか。ほんならそれはやめにして、だから要は、徴収できないところはできないなりに自分とここで完結しないといけないという話になっているんですよ。だから、この開きというのは、現状28年、29年はこういう開きでいくんでしょうけれども、30年以降についてはそうはならないというふうに理解しているんです。どうですか。

委員長（坂上巳生男君） これ以上細かいところを議論しても意見の一致は見えないかなと思うんですけれども、結局、そもそもこの意見書はこのままでは賛成できないという意見が鯉谷委員からあり、渡辺委員はこのままで賛成したいということであり、この意見書そのものを修正することがほぼ不可能というふうに判断したいと思います。それでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

したがって、この意見書については、意見の一致を見ないということで、本会議上程を見送りたいと思います。

次に、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について、次期議会（定例会までの間

に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成28年12月定例会閉会から平成29年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、追加議案として、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

以上で、平成28年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、12月16日に配付予定となっております。ご協力ありがとうございました。

(「15時22分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上巳生男

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 平成28年12月15日 (木曜) 招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	服部 脩 二	副委員 長	阪口 均
	委員	文野 慎 治	委員	坂上 昌 史
	委員	渡辺 豊 子	委員	河合 弘 樹
	委員	坂上 巳生男	議 長	重光 俊 則

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏 司	副 町 長	中尾 清 彦
	教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良 夫
	企 画 部 理 事	明松 大 介	総 務 部 長	南 和 仁
	総 務 部 理 事	林 利 秀	総 務 部 理 事	阪上 敦 司
	総 務 部 理 事 兼契約検査課長	田宮 克 昭	住 民 部 長	下中 博 之
	住民部統括理事	吉田 潔	健康福祉部長	小山 高 宏
	健康福祉部理事	山本 浩 義	健康福祉部理事	山本 雅 隆
	事 業 部 長	泉谷 徹	事 業 部 理 事	田畑 洋
	事 業 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼会計課長	北川 雄 彦
	上下水道部長	山戸 寛	教 育 次 長	中谷 ゆかり
	政策企画課長	橘 和 彦	財 政 課 長	東野 秀 毅
	広報公聴課長	巖根 晃 哉	総 務 課 長	原田 哲 哉
	人 事 課 長	道端 秀 明	税 務 課 長	阪上 高 寛
	収納対策課長	塩谷 義 和	契約検査課債権 整理対策室長	井口 雅 和
	健康・いきいき 高 齢 課 長	石川 節 子	介 護 保 険 ・ 障がい福祉課長	野原 孝 美
	介護保険・障が い福祉課参事	根来 雅 美	生活福祉課長	藤原 孝 二
	子育て支援課長	木村 直 義	保 育 課 長	阪上 正 順
	保険年金課長	野津 博 美	ま ち づ く り 計 画 課 長	馬場 高 章
	道 路 課 長	白川 文 昭	水とみどり課長	山原 栄 次
	学校教育課長	松浪 敬 一		
	紹 介 議 員	鱧谷 陽 子	江 川 慶 子	
	請 願 者	林 秀次郎	大 浦 正 義	川崎 友 也
事務局	局 長	阪上 清 隆	書 記	阪上 章

付議審査事件

- 請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願
- 請願第4号 談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願
- 議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
- 議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例
- 議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
- 議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例
- 議案第86号 税条例の一部を改正する条例

議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例

議案第94号 工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）

議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）

委員長（服部脩二君）皆さん、おはようございます。

議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（服部脩二君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件の請願2件のうち、請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願の件を議題とし、審議を行います。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要領の規定により、本定例会より実施の請願の趣旨説明等のため、請願代表者等が出席及び紹介議員が同席されております。

まず、請願代表者等による請願の趣旨説明を行っていただきます。

なお、趣旨説明の時間は10分となっておりますので、10分経過時点で中止していただきます。よろしくをお願いいたします。請願代表者さん。

請願代表者（川崎友也君）今回の請願を提出しました住民の声・くまのりの代表、川崎友也と申します。

先ほど委員長がおっしゃいましたように、我々の趣旨説明が審議の一部と位置づけていただいたこと、また、これにより結果として議事録にも記載され、住民の皆さんにも公開される、あるべき姿になったことに対し、議員の英知と英断に感謝申し上げます。我々の会、住民の声・くまのりは、議会がよくなれば行政がよくなる、行政がよくなればまちがよくなる、まちがよくなれば住民が幸せになる、こういう基本理念のもとに過去、多くの請願書を提出してきました。その中でも今回の請願は、総数539名という過去最大の署名を集めることができました。我々は今回の活動を通じ、このことが何よりも談合事件損害賠償金の回収状態が遅々として進んでいないことに対する住民のいら立ちの心の声であるということをひしひしと感じたのであります。

簡単に過去の経過を振り返ります。

昭和25年12月の最高裁勝訴判決により、損害賠償金の回収が順調に進むようになっておりました。しかし、実態は回収が50%にも満たない現状であります。我々は、現在、遅々として進まない損害賠償金の回収を今後いかに進めていただけるのかが問題であり、過去について余り触れたくはありませんが、大きな転換となった2点だけは簡単に触れたいと思います。

まず、第1点は前中西町長の議会での答弁であります。議員から住民訴訟により大阪地裁での判決についてどう思うかという質問に対し、うれしいとは思わないと驚くべき答弁をいただきました。2点目は、平成26年9月の債権者破産の請願が重要な意味を持っていたにもかかわらず、議会として否決したことです。こういうことが業者に対して支払い拒否を生み、和解協議に応じる必要がないと思わせた節があります。このことで、順調に進みかけていた損害賠償金回収が頓挫を来したことは明らかだと思います。

ことし1月、町長選挙が行われ、藤原新町長が誕生しました。藤原町長は、この問題で公平・公正に扱う旨議会でも答弁され、弁護士も新しい方を就任されました。これから新しい動きが出るものと思っておりました。ただ、残念ながら現在のところは、言行不一致は言い過ぎかもしれませんが、実行面で確たる成果が感じられず今日に至っております。我々が今回の請願の表題に「公平・公正な」という言葉を入れたことは、藤原町長に期待するからであります。

また、議会も重光議長となりました。是々非々で、よいものはよい、よくないものはよくないと公平な判断をしていただける人物だと思っております。

以上、述べた環境の変化を絶好の機会と捉え、請願書を提出させていただきました。

本来、公平・公正を求めるなら全業者を対象にすべきだと考えます。しかし、現実にはそうはいかないと思います。そこでまず、談合を主導し資産隠しの疑いのある元組合幹部2名と2社、すなわち北川一彦氏と同氏が代表であった今勝建設株式会社及び西尾明治氏とその株式会社西貫社について、まず他の債務者に先行して最高の法的手段を実行し、その回収を実現することを期待します。このことを実行することにより、残る賠償金の公平・公正な全額回収につながると信じています。

過日の12月7日の議会で、2名の議員がこの問題に対して質問しました。町からの返答は、熊取町民の搾取された税金を何が何でも回収するという意気込みが感じられませんでした。住民訴訟側弁護士も大阪地裁の判決がおりた直後に、町が早く動いておれば相応の回収はできたはずであると言われていました。どうかこの請願を機会に、もっと前向きに弁護士とも緻密に相談の上、あらゆる手段を尽くして回収に全力を挙げ、この問題を早期に解決し、今後は過去のことでなく、もっと未来の明るい展望の探索に向け、町政を推進していただけることを期待し、請願の趣旨説明とします。

以上です。

委員長（服部脩二君）ありがとうございました。

ほかにごぞいますか。請願代表者さん。

請願代表者（林 秀次郎君）私は、住民の声・くまのりの副代表をしております林 秀次郎でございます。

皆さんのお手元にA3判の資料、これが配られておると思っていますので、この資料をご説明させていただきます。

まず、右側のほうは、2年前の白間前議員が委員長であった総務文教常任委員会で、北川氏と今勝に対する債権者破産を求める請願、これを審議する際に一住民として意見を述べたものです。要約しますと、北川一彦氏が月々2万円の支払いで和解を申し込んでいることに納得できませんでした。多くの住民の方も私と同様であったのではないかと思います。それから2年たちましたが、回収は進んでおりません。回収額は約2億円、回収率は約44%です。

回収が進まない原因はどこにあるのか。図1、下のほうの真ん中を見ていただきたいんですが、このグラフは損害賠償金の回収状況、これをグラフ化したものです。横軸が年月の時系列、縦軸が回収率と回収額です。この図から、高裁の判決後は回収が順調に進んでおったんですが、平成26年9月議会で債権者破産の請願が否決されたことにより、和解済みであった6社のうち3社が支払いを拒否するようになり、また、残っておった7社との和解協議が進まなくなったということが明らかに読み取れます。したがって、回収が進まなくなった原因、これは議会が債権者破産の請願を否決したことによるものと言っても過言ではないのではないのでしょうか。

我々は今回、請願を集めた際に、このような資料を皆さんにお配りして、そして簡単に説明させていただきました。そうしますと非常に協賛の声、私もお友達にお願いしてやるわと、そういう声をいただきました。それとあわせて、非常に厳しい声もいただいたのも事実でございます。簡単に紹介しますと、ちょっと耳が痛いようなことになるんですが、熊取町議会は最高裁よりも偉いのかと、そういう声は何件かございました。また、司法の判決、これを尊重する日本は法治国家、熊取町は放置する自治体かと、同じ「ほうち」でも意味が違うわけです。それともう一つ、民間会社に勤めていた人からは、談合の件を最高裁まで持っていくのは無理筋と、時間の無駄じゃないか、税金の無駄じゃないかと、そういうことで熊取町の見識を疑うと、いずれも厳しいご指摘でした。

時間がございませんので、ここのレジュメの終わりにというところを皆さんぜひ読んでいただきたいと思っております。それと、渡辺豊子議員にはぜひお願いがあるんですが、このビラ、公明会派から各住民の家にまかれておるんですが、ここにも10項目めに全額回収という言葉が記載されています。

ぜひ渡辺議員、よろしく願いいたします。

委員長（服部脩二君）以上で請願者等からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願者及び紹介議員への質疑を行います。質疑はありませんか。

請願代表者（川崎友也君）ちょっと1点だけ訂正がありまして、先ほどの発言で江川委員からご指摘を受けたんですが、最初のほうで簡単に過去の経緯を振り返りますというところで、昭和25年12月と申し上げたのは平成25年12月でございます。訂正をお願いします。

委員長（服部脩二君）わかりました。

質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）請願の趣旨の分の中で「最強の法的手段を実行し」となっているんですけども、この文章をつくる上で最強の法的手段というのはどのようなことを想定されて書かれていますか。

委員長（服部脩二君）請願代表者さん。

請願代表者（川崎友也君）ご想像にお任せしますけれども、それは各弁護団とかいう方に相談していただいて、我々としては債権者破産とかそういうことも含めてということでございますが、素人でございますので、弁護士と相談されて、さらにいい解決方法を生み出していきたいという趣旨で書きました。

委員長（服部脩二君）ほかに質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で請願者及び紹介議員への質疑を終わります。

それでは、本請願の取り扱いについて、委員皆様のご意見並びに質問を承ります。ご意見・ご質問はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）本当にご苦労さまでございます。私も、去年の4月の選挙で復帰させていただいて以来、談合事件についての質問、一般質問、会派質問、機会あるごとにこの項目は入れさせていただいています。直近のこの議会でも坂上巳生男委員と私のほうでこの問題をテーマにさせていただきました。まさに私自身の議員の立場からして、先ほどの請願の趣旨とも合致するんですけども、もうこの談合事件を解決するということが熊取町が新しいページをめくる基礎なんだと、こういう信念を持っています。

先ほども触れられておりましたように、前中西町長のもとでは本当にそういった点が、ある力が動いているというんでしょうか、そういうことが議会にも影響があったかもわかりませんが、先ほどのターニングポイントで指摘をされた26年9月、請願が否決をされた。これも本当に、私はそのときは議員ではありませんでしたけれども、一住民としてこの問題の行く末をずっと気にはしておりましたけれども、委員会で可決をされて本会議の中で違う答えが出てきたと、こういう本当に驚くような状況でありました。そのときの議員の採決というのはそれぞれの信念に基づいてやったかと思うんですが、その結果がどうであったかということが、きょうの資料にもつけていただいておりますように、全く44%でとまっている状況が今回の事態を生み出しているということ、そこが一つのターニングポイントであった、こういうことも質問の中でもいろいろやらせていただいておりますし、私もそういう認識をしております。

ここに来て藤原町長は、私も過去、熊取町の顧問弁護士というのは町民の財産、そういったものの権利を守るために法律のバリアを張って熊取町のために働いていただく方が弁護士なんだと、そういう弁護士にかえてくれということはずっと中西町長時代から言っていたんですが、藤原新町長のもとでその旨を理解していただいたでありますし、町長みずからも、きょうの談合の請願の中でも書かれておりますように公平・公正という言葉で、そういう意味で弁護士をかえたんだという表明もございました。そういった意味で非常に期待もしています。

今、川崎代表がおっしゃったように、あらゆる法的手段ということについては重光議長を先頭に我々も町長のほうから顧問弁護士と自由に相談をしてもいいというような言葉もいただいておりますので、今後は、本当に今まで進んでこなかった状態を何とかこの請願を議員の全会一致で可決す

ることによって、ちょっと遅きに失していますけれども、そういう形を追求していきたいなど、このように思っています。

非常に短期間の中で500数十名の署名があったということは、本当に地道に熊取町のことを思い、議会活動に住民の声を届けていただいている川崎代表を初めとする住民の声・くまのりの皆さんの努力のたまものだということも改めてこの機会に敬意を表し、お礼を申し上げたいというふうに思います。あとは、やはりこういう形で請願が出されている限りは、これは議員、議会に託された審議になってくると思いますので、何とかこの議決をしてやっていきたい。過去、請願が通っても、直近の問題で言えば、賠償金を基金にせよというようなことも議会では可決をされましたけれども、これもうやむやになって一般会計の中に入ってというようなことも危惧をします。そういった轍を議会としても踏まないという大きな強い信念を持ってこの請願の取り扱いに当たっていききたいなど、このように思っておりますので、私の気持ちでございます。

委員長（服部脩二君）ほかにありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）本当に請願者の方の住民の声・くまのりの皆様、川崎代表を初め債権回収につきまして全額回収というところで、まずは裁判も民事訴訟という形でしていただき、こういう結果になって損害賠償金が回収できる道筋をつけていただいたことをすごく感謝しております。

その中で今、まだ損害賠償金が全額回収できていない、そういったところに対しましての対応というところで、前回、先ほども説明がありましたが、平成26年9月議会するときにも出していただいた請願が否決されたというご説明等があったんです。そのときは私自身も議長でしたが、そのときはまだ裁判中だったんですね、訴訟に対しての。そういった損害賠償金の和解協議をやっている最中だったので、今言われているそこだけではなくてほかの業者、今ここの説明の中にもありましたが、6社ですか、それに全部協議をやっている中で、その中で2社だけを抽出して債権者破産ですか、そういったものをするというところについてはちょっと時期尚早ではないかと。ほかの業者も、それやったら自分ともやってくれという声が出るのではないかとということで、ちょっと時期尚早という形のもので否決という形で判断をさせていただいたわけなんです。

今、先ほどもありましたが、私自身は、まず最強の法的手段というのが債権者破産だということになったときに、町の血税を使って、本当は回収せなあかん業者を町のお金で破産させてあげる、そしたら全く今言われた5,000万円とかもらわれへんのと違うのというのがすごくあって、町がお金を出してまでその破産をすることによって得られるものが、全額回収をしようと思ったらそんなことをしたら回収できないん違うかなというのがあったんですけれども、今、岩本弁護士に変わりました、岩本弁護士も債権者破産につきまして、長いんですけど、この8月3日に議員で勉強会があって、岩本弁護士を交えて。その弁護士が、債権者破産についても回収可能性があれば、費用対効果があるならば一つの手法やというふうな答えを言われました。ですので今の段階としては、岩本弁護士に1者ずつ協議して調査していただきながら個別に対応していった結論を出すということで、岩本弁護士もこの年度末には結論を出すと言うてはったんです。だから、私とすれば、岩本顧問弁護士が今調査してくれているその結果をもって判断してもらうのが一番かなというふうに思っております。

ただ、請願者の思いというものは別にわかりますので、弁護士についても債権者破産も一つの手法であるということをおっしゃってられましたので、今の段階ではこの請願については別に反対するものではないというふうに思っております。

以上、私自身の考え方を述べさせていただきました。

委員長（服部脩二君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で意見・質問を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強化に実行することを求める請願の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立 6名)

起立全員であります。よって、請願第3号は採択すべきものとするに決定しました。

以上で請願第3号の審議を終了いたします。請願代表者さん。

請願代表者(川崎友也君) ちょっと私の気持ちというのか、先ほどから文野委員、渡辺委員からも提案がありましたし、最後に起立で全員の委員の方がご賛同いただきました。どうも本当にありがとうございました。心強く思いますので、ぜひ実行になるようにご努力をお願いいたします。ありがとうございました。

委員長(服部脩二君) 先ほど、請願第3号の談合賠償金の公平・公正な全額回収を「強化に」と言いましたのを、「強力に」実行することを求める請願と訂正させていただきます。

委員長(服部脩二君) 次に、請願第4号 談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願の件を議題とし、審議を行います。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要領の規定により、本定例会より実施の請願の趣旨説明等のため、請願代表者等が出席及び紹介議員が同席されております。

まず、請願代表者等による請願の趣旨説明を行っていただきます。

なお、趣旨説明の時間は10分となっておりますので、10分経過時点で中止していただきます。よろしくをお願いいたします。請願代表者さん。

請願代表者(川崎友也君) 同じく、今回の請願を提出した住民の声・くまどりの代表、川崎友也でございます。

最近、損害賠償金の回収がどうなっているのかよくわからないという声が多いので、この請願を提出いたしました。

9月議会で2つの入札が実質的に競争入札が成立せず、不審なというのか、1者入札となり、議会が問題として入札改革の要望が全会一致で可決されました。これは議会が厳しい目で見ているというふうに思いますが、行政はいまだ意識が低いということを実例に示す事例だと思います。

大原住宅第2期工事が平成19年10月、談合と発覚しましたが、それ以前にも複数の議員が、落札率が高過ぎる、不正入札の疑いがあるので入札改革が必要だと議会発言がありましたが、当時の上垣町長や幹部職員は、談合はない、競争率は高くても公平な競争入札だと断言し、入札改革は談合発覚まで行われませんでした。談合発覚後、議会基本条例や議員倫理条例が制定されました。そんな経緯を経ながら、冒頭で述べた入札改革の要望が全会一致で可決されました。

請願の趣旨で述べた多くの検討課題があると思います。公平・公正な契約が行われ、町職員や町民が納得できて、行政コストが削減され、その分住民福祉の向上に役立ち、業者やその従業員も生活があり、業者も健全に発達してほしいと思います。そのために真相の解明や再発防止に役立てることは、町民と議会行政、健全な事業の発展を目指す業者の皆さんにとっても大変重要だと思います。

続いて、大浦さんのほうから説明していただきます。

委員長(服部脩二君) 請願代表者さん。

請願代表者(大浦正義君) 住民の声・くまどり幹事の大浦正義です。時間の関係もありまして、一応レジュメを用意して皆さんのところへ届けております。

1番目は、恒常的談合を解明することが再発防止に非常に重要だという点を述べたいと思います。上垣元町長は談合防止を怠ったということは今の話にもありました。町長選挙に利用するということと引きかえに組合と妥協して、組合の要望を受け入れて談合を温存し、助長してきたということ

が多くの刑事記録によって非常に明らかになっております。

私どもが手にしております刑事記録は、皆さんの手元にお届けしていますように、こういう判決文を見てもらったらいんですけれども、判決文を見ても白抜きになっているというか、いわゆるマスキング、のり巻きとか言われるんですけれども、白抜きになっている部分がたくさんあります。例えば3ページの初め、被告人4名の当公判廷における各供述として、Aさん、Bさん、Cさん、Dさんとあります。その検面調書が入っているわけですが、その下は白抜きになっています。これは、そのほかの関係業者の証言が入っているんです。それが抜かされていると。これは熊取町長、当時の中西町長はこれは全部持っているんです。いわゆる被害者ですから、裁判の結果について記録を全部入手する権利がありますから、熊取町はそれを持っておったと。そのことをほかの調書で見ても、まずないと、全然出ていない調書も我々が入手した中には全然ないと。あっても白抜きの部分が5%から10%あったという点では、真相を究明する上では不十分な資料なんです。ですから、熊取町がそういう資料を持っているわけですから、本当に一体真相は何やったんやと、何でこういう問題が起こったんやということをしっかり究明することが再発防止にとって非常に大事だと。その究明する事項として、刑事事件の刑事確定記録、それから今勝建設が町を相手に請負代金未払訴訟を提起しています。それに対して町が応訴しています。その応訴した準備書面の中に、先ほど申し上げた我々が入手できなかった刑事記録も引用されております。ですから、それも町が持っているはずですから、それを生かしていただきたい。

それから、3番目に住民訴訟の記録、これもたくさん熊取町が持っております。さらに、談合発覚後2回の地方自治法による百条委員会が設置されて、証人調べをやっております。その証人調べの中で証人がええかげんなことをいっぱい言うているんです。それは刑事記録に照らして、あるいは住民訴訟の記録に照らしてみたら、あれはおかしいと、うそやということがわかることがいっぱいあるんです。ですから、そういうこともちゃんと信憑性を確かめていただきたい。

それから、談合発覚後すぐの時点で、職員が町長を含めて検察へ呼び出されて事情聴取を受けております。その聴取の記録もあるはずなんです。こういう町が持っているべき記録がもしないとなれば、これはこれで大問題だと思います。町の行政がどういうふうにして進んでいるのかということの解明するという点でも、あるいは談合の再発防止という点でも非常に重要だと思います。

それから、先ほど川崎代表から話がありましたけれども、この9月議会で2つの入札があって、それが結局、1者入札でどうも怪しいと、おかしいん違うかということで入札の改革の提言が議会から全会一致で出されております。刑事事件は疑わしきは罰せずということで起訴にも有罪にもされないんですけれども、民事については疑わしきはちゃんと調査すると、そして疑わしきは、こういう入札は認められないという改革がどうしても必要になってくるだろうと、そういうことを明らかにすることが非常に大事だと思います。

2番目としては、恒常的談合による損害賠償金の回収の問題です。特に中西町長の職務怠慢ということが住民訴訟の地裁・高裁判決でも指摘されておりますが、どういう点で中西町長が職務怠慢をしたか、どういうチャンスがあったのかということが、A、B、C、D、Eの機会にあったのに中西町長はそれを実行しなかったということで問題だと思います。それから、さらに2番、3番、4番の問題も住民にとっては調査が一体どう進んでいるのかわからないということで、町民が不審を持つ要因になっていると思います。

3番目として、PTの委員ですが、その中にやはり法律の専門家や今度の刑事裁判や住民訴訟に関連した弁護士あるいは計理士、税理士などの専門家をに入れてやるということも大事ですが、必要に応じてそういう方々の証言を求めるといってもぜひやっていただきたいと思います。

まとめとしては、1番目に談合などの不正から町民財産を守る課題や方法をきっちり確立してほしい。それから、不正は疑惑の段階でちゃんととどめるということが大事だと思います。賠償金の回収の問題等もあります。それらについて元町長や前町長、上垣町長から中西町長、そして今新たに藤原町長になっていきますけれども、藤原町長になってからも賠償金の回収は新たには進んでいな

い、そういう問題もあります。

時間のようですが、もう少しだけ。それからあと、いろいろ問題がありますので、そのPTの中でいろんな意見をいただきながら実行していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

委員長（服部脩二君）以上で請願者等からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願者及び紹介議員への質疑を行います。質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）ご苦労さまです。

さっきの請願のときに渡辺委員のほうから手法の問題で出ましたけれども、債権者破産の問題、そのことについて所見を伺えたらありがたいです。

委員長（服部脩二君）請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君）債権者破産を否決したことは賠償金の回収に決定的な影響を与えたというふうに思いますが、もっと早く中西町長が損害賠償請求について着手しておれば、例えば中西町長が実現した時点で、既に談合発覚前と発覚後の落札率が激変しているということはわかったわけです。さらに、刑事裁判の記録を熊取町が入手したわけです。ですから、その点では恒常的談合がずっとあったと、組合による談合もあったし、組合がほかの大手ゼネコンらの談合にも協力しているという証言が記録にはあります。ですから、その時点でやっていたら結局、資産を隠したり逃げたりした業者を押さえることができたという点で、中西町長の責任は非常に重し、債権者破産を否決した議会の責任も非常に重しと思っております。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この検証についての内容を聞かせていただきたいんですけども、やっぱり検証、総括するのは必要かと思えます。よく文野委員も一般質問の中で検証すべきやということを言うてはりまして、その分はやっぱり今後のためにも必要かというふうに思うんですが、この中でいろいろちょっと紹介議員に聞きたいんですけども、10名程度の先ほどもちょっとありましたがメンバー、第三者機関でと。第三者機関というのは大体専門家ですよ。そういう人でないといけないと思うんです。弁護士とか大学の先生とか、そういった一般の公募の方ではなくて専門の方でないとだめと思うんですが、そういった方を10名程度というふうに出している人数と、それとまた、第三者機関であるならば報酬が出ますよね。先般もありましたように、審議会と同じように委員長報酬8,200円、委員は7,700円という感じで出していますよね。そういったものを、第三者委員会を設置することによりまして、それを議会上げて条例改正せなあきません。そしてまたその承認をとって、そのメンバーも議会の承認を得ることと書いてあるから、それもまた議会上げなあかん。条例改正もせなあかん、承認もせなあかんという議会上げていかないといけない案件が多い中で、最終的に平成30年2月までにまとめ報告というのは、タイムスケジュールはこれで行けるのかなど。ちゃんと検証していただきたいのにこのタイムスケジュールで間に合うのかなどというところをどのように考えているのか。

紹介議員はいけると判断されて紹介議員になってはると思うんですけども、その辺、私自身はちょっとタイムスケジュールが厳しいん違うかなというふうに思うんですが、紹介議員はどのようにお考えですか。

委員長（服部脩二君）江川議員。

議員（江川慶子君）この請願につきましては、住民がきちんと談合問題について議会で対応してほしいという請願です。ですので、これを請願が通れば私たち議員が全員でどのように、今しかできないまとめというものがあると思うんですね。今まで2回ほど百条委員会を立ち上げて行いましたが、そのときはそのときで精いっぱいやったんですけども、今判決が出て、今しかできない、今やるべきことをどうしたらいいかというのをこの中で話し合っていけばいいかなと思います。

今おっしゃったように、条例のことやらメンバーのことやらいろいろあるんですが、それは議員の中でこれを立ち上げた上で検討していけばいいかなと思い、紹介議員となっております。

以上です。

委員長（服部脩二君） 請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君） 紹介議員に十分説明できていない分もあるんですけども、今度、東京都の小池知事ができて、オリンピック施設の問題と豊洲市場の問題、あれ調査特別委員会が設置されていますよね。行政がその気になればそれはすぐにできると。しかも議会でも今、先ほど江川議員から発言ありましたけれど、議会でもどういうふうにやるべきかということはこの議会の中である程度骨組みをつくっていただいて、町長に進言していただければいいかなと。町長がその気になって委員会を立ち上げると。今、岩本弁護士が顧問弁護士ですから、その弁護士と町の職員も参加してPTを立ち上げる。その予算、費用についても補正予算で組めば十分対応できるというふうに思っております。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 補正予算に組むについても議会を、だから次の議会にせなあかんのですよ。委員メンバーをつくる、条例改正にしても早くするにしても3月議会。その委員10名を選任せなあかんですよ。10名も集めてくるのも大変ですよ。それで、その人たちをまた議決せなあかんのですよ。そういう段取りを考えたときに、平成30年2月にまとめられるのかなというところ、委員にすごくプレッシャーがかかりますよ、タイムスケジュールを見たときに。

だからやっぱりちゃんと調査するというのであるならば、30年2月までにまとめというのは厳しいんじゃないかなと私自身は判断をさせていただきましたので、大浦さんは一般の方なので議会の流れというものはわからないからできると思いはるかもわからへんけれども、議員はやっぱり議会の流れというものをわかってられると思うので、その中でこのタイムスケジュールでいけると判断されたところがちょっとわからないので、聞かせていただいたままで。

委員長（服部脩二君） 請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君） 東京都の動きをもう一度よく見ていただきたいと思うんです。小池知事が当選してからたつたつたと話が進みましたね。議会が云々ではなくて、たつたつたと進むのはなぜかといえば、行政の執行権があるからです。ですから、その執行をしながら3月議会ですぐに提案はできます。ですから、そういう点では熊取町議会がたらたらぬるぬるやっていることがむしろ問題だというふうに思います。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 熊取町議会、そうかもわかりませんが、委員にプレッシャーかからないように、30年2月までというところは、やっぱりちゃんと調査しようと思ったら余りにも、それを早くしなさいというのはわかるんですけども、東京都の問題はやっぱり早くせな、期限があつて、そんなんで首長のあれで議決をとらないで先行してやっているのかもわからないんです。でもここには議決の承認を得ることと書いてあるので、ちょっと思ったわけでございます。

以上です。

委員長（服部脩二君） 文野委員。

委員（文野慎治君） いろいろ文言のことで出ていますけれど、そもそも論で言うと、今こんなことをやっていること自体がおかしいんですよ。早くやっておくべきであったということが理事者側にも議会側にも責任があるということを我々は本当に自覚しなければいけないと思います。専門家だからということで町の顧問弁護士が議員に与える情報等を本当に操作したような形跡も、前回の質問でも言わせていただいたかと思うんですが、例で言えば、不真正連帯責任の2人に対しての4,000万円、5,000万円は業者の問題が片づかんとできへんねやというふうなことを前提に我々、法律の素人の議員にレクチャーをされて、そのことによって議決の態度が変わったということも皆さん方の中にもあると思うんですよ。

30年ということは今、やり玉に上げておられますけれども……

（「意見を言う場ではなく質問の場」の声あり）

委員長（服部脩二君）意見はちょっとその後でありますので。

（「請願者に対する質疑ですよ」の声あり）

委員（文野慎治君）請願者で30年という、これは思いやと思いますよ。

僕は、この請願が可決することによって、藤原町長がこの1年近く進んでいないです。そのことも反省をした上で、12月議会にこれを出すという期待は、おくれさせながらでも俺はせなあかんやんということを期待されているんですよ。そういうことをお答えいただけたら。

委員長（服部脩二君）請願代表者さん。

請願代表者（川崎友也君）期間の問題がこういう議論になるとは思いませんでしたけれども、民間の会社のことを考えてみてください。どういう議題でもまず期限ありきで、そこから従業員がプレッシャーを受けながら頑張るわけです。今回の問題は、皆さん方が頑張っていて、どうしても再来年の3月まででできなかったということであれば、その皆さん方のご努力がどれだけあったかと、あとここだけを詰めればいけるなというような効果を見れば、我々は何もこれを出しているから何が何でもということやなしに、やはりそれはそれでプレッシャーかかるといえることですが、プレッシャーはかかって当然なんです。そういう意味で書いておりますので、もしそれが間際になってどうしてもできなかつたらその理由を明確に言うていただければ、我々、何やというふうなことにはならないと思います。

以上です。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で請願者及び紹介議員への質疑を終わります。

それでは、本請願の取り扱いについて、委員皆様のご意見並びにご質問を承ります。ご意見・ご質問はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）先ほどは失礼しました。

要は、ここまで来て、それも請願という形で、議会は何してるんやというお叱りも含めてのことなんですけれども、こういう形で検証していけということが出ること自体が議員としては本当に反省しなければいけない、このように思っています。

遅々として進んでいない、どうなっているんだ。先ほどの請願の内容とも一緒なんです。この問題についても、やはり熊取町の大きなこれは負の遺産であります。過去どうということが起こったのかということを実際に検証して、それを糧として、今後熊取町では二度とこういうことが起こらない文化あるいは共生システム、あるいは議員の不正に対することに関しては断じて許さないんだという議会の姿勢、これを見せなければいけない、これが今回、請願者が求めているPTだと、一つの形としてはそうだと思うんです。

説明の中にもありましたけれども、議会の中では百条委員会というのを2回実はやっています、私もその2回目の委員長を仰せつかりました。そのとき、一番初めの百条委員会は上垣町長の時代で、中西町議の時代に前中西町長が百条委員会の委員長という形で進められました。そのときは疑惑の段階から裁判というような状況の中で、本当に捜査中であるとか結論が出ていないとか、疑わしい状況はたくさんありましたけれども、本当にその時期ということも考えれば成果は上げられなかった。

私に託された2回目の百条委員会というのは、それこそ先ほど請願者のほうからも説明がありましたけれども、刑事裁判の判決が出ておってそれぞれの供述調書も出ておる、こういうことを百条委員会の中ではっきりさせられる状況があったわけです。もう一つは、1回目と違う状況は、やはり法律に関しては議員は素人でございますから、それこそ百条委員会で予算を取って弁護士を着任してもらおうということで、そしてそのときご縁のあったのが岩本弁護士でございます。岩本先生、それは百条委員会の中でどうしても証人喚問とかそういったことが出てくるので、その人の人権であるとか、こっちが気づかないような点がえてして法律に触れているような点もありますから、本

当に神経を細かくやっていくために岩本弁護士にずっと同席していただいて、先生のレクチャーを受けながら進めてまいりました。そういったたまたまは、2回目の百条委員会ということで議会は知恵を絞れたし、予算も確保してやっていただいたわけなんですけれども、今度は町側が刑事記録の提出とかそういったことを、本当に言葉は悪いですけど邪魔してきた。すぐに出してこなかった。私ども、そのときの百条委員会のメンバーで裁判所へ刑事記録を閲覧に行きました。そのときのことが今資料でもつけていただいているようなことなんですけど、全く目隠しにしてへん状況でした。それをもとに百条委員会で町側に、判決文が出ているのでそれを提出してくれと。それも何か月かかかって出てきたのが、それこそ先ほどの話ではないですが、東京の中でのり弁と言われていたような、今から言えばのり弁のそういう資料が出てきたんです。肝心の点がいつも読めない。文脈を見たら、ここに誰かの名前が出ていてこういうことをやっておったんやなど、これが本当に供述をして、そして判決にそれが引用されているという細かな経過が実は想像できるんですが、きっちりしたことが出ていない。

私は、百条委員会という議会に、これは東京都知事の問題でもいろいろありましたように、地方自治法の中で最大限、偽証もできない、そういった状況を熊取町の議会としてやったにもかかわらず、成果がこれは余り上がらなかったなということは今になっても反省しています。その大きな要因は、やはり町側が情報を全て出さない、出してきても時期を逸している、そういうふうな状況の中で、法律で認められた百条委員会を熊取町として設置したにもかかわらず実らなかったというのはそういう点だというふうに思うんです。

ですから、今回の請願の中にある、そしてここに来て最高裁までいったんですね。その中で本当にこれは異例のことだと思いますが、首長、名前を出せば中西町長の職務怠慢を裁判官が文面でそういうことを残るような形で言っているような判決文なんです。そういうことから考えますと、今回この請願で設置をしようというPTは、それこそ全てのやっぱり英知を結集せないかんと思います。

一番大事なものは、百条の経験から言うと、やっぱり町長というか、熊取町としての自治体としての住民のことを考えて、新しい時代へいくために何が起っていたのかということをはっきりしなければいけないと思うんです。ですから、この請願が通って、まず一番先にバトンを受け継いで、何とか機関車として走ってもらわなあかんのは町長やというふうに思っています。そして議会は、その機関車を動かすために本当に大きなエネルギーを、この議決を全会一致ですることによって町長にそういう力を与えるというんですか、やる気を起こしてもらおうというんですか、そのことを本当に今回はやらなければ、それこそ遅いと思っています。

終点の問題、30年云々がありますけれども、終点はその文言どうのこうのというよりも、もう今しなければいけないんです。現に不真正連帯責任の1名である方はお亡くなりになりました。今回やはり職務怠慢やということ指摘されていることが本当に今、現実としてもう起こってきているんです。関係者も高齢な方もいらっしゃいます。職員も、当時におった人も退職したりとか、いろんな状況が起こっています。そういった意味で、今のこの時期にこの請願を出していただいた、このことを活用して議会も本気になってこの問題にけりをつけるという意味表明が、私はこの請願の態度になるのではないかなと思っています。

ですから、ぜひ全議員の皆さんが議員というのは何をしなければいけないやということの原点に立ち返って、気持ちを真っさらにしてこの問題について当たっていただきたいなと、このように私は思っております。ぜひ総務常任委員会の委員の皆さんの賢明なご判断をお願いして、私の考え方を述べたいと思います。ありがとうございます。

委員長（服部脩二君）ほかにありませんか。阪口委員。

委員（阪口 均君）この談合が始まったとされる、もう約30年強たつというふうになっているわけなんですけれども、その間、町民の血税が多く搾取されて、認定された額だけであれでしたですけれども、果たして認定されていないものまで推計すると10億円もいっていたかなというぐらいの、それぐら

いのものになると思います。それを解決するために町職員もかなりの時間と労力とを費やして、こういう経過があって結果になってきたということです。私は、ばかげたといえますか、こういうことが二度と起こらないということを皆さんが願っているということを信じて、このことを支持したいと思います。

過去をほじくり返すこともあると思いますけれども、何よりもこの熊取町でそういうことが再び起こらないというために皆さんが動いていただいたと思いますし、この請願をそのために上げていただいているんだなということを認識しました。支持させていただきたいと思います。

以上です。

委員長（服部脩二君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

意見・質問なしと認めます。以上で意見・質問を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第4号 談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立 6名）

起立全員であります。よって、請願第4号は採択すべきものとすることに決定いたしました。

以上で、請願第4号の審議を終了いたします。

ここで、請願人の皆様の退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

なお、町職員の説明員が入室の間、しばらくの間休憩いたします。

（「11時08分」から「11時11分」まで休憩）

委員長（服部脩二君）休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さん、おはようございます。

議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案8件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。町長 藤原敏司君。

町長（藤原敏司君）補足説明はございませんので、よろしくようお願いいたします。

委員長（服部脩二君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（服部脩二君）初めに、議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(服部脩二君)次に、議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(服部脩二君)次に、議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(服部脩二君)次に、議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)国家公務員退職手当法の改正にあわせてこの条例改正というところなんですが、文言だけわからないので教えていただきたいんです。資料4-1のところの第10条の5のところにある変わったところの現行の「高年齢継続被保険者」が「高年齢被保険者」に変わった、どう違うのかということと、もう一つ、次のページの「広域求職活動費」が「求職活動支援費」に変わったんですが、中身は変わらないんですか。言葉だけが変わったんですか。ちょっとその辺の説明をお願いします。

委員長(服部脩二君)道端人事課長。

人事課長(道端秀明君)それでは、まず資料4-1の「高年齢継続被保険者」から「高年齢被保険者」

に変わっている内容でございますけれども、こちらについてはいわゆる雇用保険の制度の改正でございます。民間の会社の方をイメージしていただけたらと思うんですけど、現在、65歳以上の方が新たに雇われた場合は、65歳以上の方は雇用保険に新たに入らないということになってございます。ただ、65歳より前から働いておられる方で雇用保険に入っておられる方は引き続き65歳以上になっても入り続けるというのが、現行でいいます高年齢継続被保険者という定義になります。

これが、雇用保険の改正によりまして今度は65歳以上の方が新たに雇われた場合でも雇用保険に入っていただくと。1週間の所定労働時間が20時間以上といういろんなもろもろの制度の制限はございますけれども、新しく65歳以上の方が雇用保険に入るようになった、そういうのが高年齢被保険者ということになってございます。

それと、続けて資料4-2の最下段の「広域求職活動費」から「求職活動支援費」というものでございますけれども、現行、広域求職活動費というのにつきましては、これも民間の方のイメージで申し上げますと、ハローワークのほうに求職活動に行かれて、かなり遠いところに行って面接を受けてきたらという指示があった場合、それに伴って移動に伴って交通費などが支給されるというのがございます。これが広域求職活動費でございます。それに加えて、子育て支援の観点から、お子さんがいらっしゃる方でそういう就職活動をされておられる方の場合、子どもが例えばここに限らず大阪市内に行って就職面接を受けてきたらというふうになった場合、子どもがいほるようなケースの場合は一時預かりの費用というのが今度出るようになるということで、今まででしたら遠方に行くだけのための活動のための交通費の支給がメインだったんですけども、これに加えて子ども一時預かりの費用も出してもらえるようになったというふうな形で拡充されたという内容でございます。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） よくわかりました。ありがとうございます。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（服部脩二君） 次に、議案第86号 税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 税条例の一部を改正する条例について、本会議でご説明がありましたが、非常に多岐にわたっておりますので、今回の議案第86号について、改正の要点をわかりやすく再度ご説明願いたいと思います。

委員長（服部脩二君） 阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君） 今回の改正の内容は、大きく分けて3点ございます。まず、1点目が延滞金の算定期間の見直し、2点目がスイッチOTC薬控除の創設、3点目が特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の特例となっております。

それでは、まず1点目の延滞金の算定期間の見直しなんですけれども、今回の改正条例でいいますと第11条関係、第35条関係、第44条関係、第45条関係でございます。

こちらにつきましては、平成26年12月12日の相続税の延滞税に関する最高裁判決を踏まえまして、国税通則法において所要の見直しを行われたことにより、地方税における延滞金の計算の期間となる期間についても同様に見直しを行うこととされたものでございます。内容といたしましては、一度更正の請求に基づかない、いわゆる課税庁の職権による減額更正を行った後に増額となる更正、また修正申告を行った場合に一度目の減額更正の誤りは課税庁側に帰責事由があるということで、増額更正または修正申告までの期間を延滞金の計算期間から除くといったような内容でございます。

続きまして、2点目なんですけれども、スイッチO T C薬控除の創設の部分なんですけど、医療需要の増大をできる限り抑えつつ、国民の健康寿命が延伸する社会を実現するためには、国民みずからが自己の健康管理を進めるセルフメディケーション、自主服薬を推進することが重要であることから、医療費控除の特例を定めるもので、一定の取り組み、例えば特定健康診査や予防接種、定期健康診断等を行う方が購入するスイッチO T C薬の費用について、1万2,000円を超えた金額で上限8万8,000円までを、個人町民税を計算する際にそこから控除する制度でございます。こちらについては附則の第10条になります。

最後、附則の第32条の分になるんですけれども、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の特例ということで、こちらにつきましては、何らかの事情によりまして租税条約を締結できない国との租税に関する取り決めに対して、租税条約を締結したのと同様の法的拘束力を持たせるために所得税法等が改正されたことに対する措置でございます。今、現段階におきましては台湾のみが対象となっております、昨年の11月に署名された日台民間租税取決めの内容を実施するための国内法の整備を行ったものでございます。

内容といたしましては、国内居住者が台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当に係る個人町民税については、日台民間租税取決めが適用されまして源泉徴収等を通じた課税ができなくなるために、ほかの納税義務者との公平性を確保するために、これらの利子及び配当の所得に対して申告の義務を課しまして、課税を行うものとなっております。

以上でございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今の説明で大体は理解いたしました。本会議のときにも私、申しましたが、税条例の改正というのはなかなか理解が難しいという部分もありまして、大体は前年度の3月議会とかそういった折に議員全員協議会の中で説明されているんですけれども、今回の場合、そのときの議員全員協議会では説明のなかった部分も含まれております。こういった場合に、できれば議案提出前に議員全員協議会で説明いただくか、あるいは参考資料を配付していただくか、そういうふうにしていただけたらというふうに思っておりますが、その辺どうですか。

委員長（服部脩二君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）本会議のときでもお話しさせていただきましたように、内容が多岐にわたる部分もございますので、議員全員協議会のときには住民の皆様に影響の大きいところということで説明を割愛させていただいております。そのあたりについては、今後の議員全員協議会での説明についても検討させていただきたいと思っております。

あくまで条例の議会のほうにつきましては、今回のタイミング等、条例審査ということになりますので議場での説明については非常にわかりにくい内容になると思うんですけれども、いただいた意見等につきましては一旦検討させていただいて、何らかの形でわかりやすいようなものを、議員全員協議会のときに示させていただいておる概要的なものをつくれるようでしたらまた検討させていただきたいと思っておりますので、少し時間をいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第86号 税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(服部脩二君)次に、議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)空き家対策です。空き家の譲渡所得3,000万円までの特別控除が一応そういうふうになったというところで、特別措置法を満たすための確定申告の書類を出すための手数料ということで説明を聞いているんですが、1件につき家屋についても土地についても1,300円というところなんです。この価格について、本会議のときも説明があったのかどうかちょっとあれなんですけど、他市町も同じ金額なんですか。

委員長(服部脩二君)馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長(馬場高章君)手数料の金額についてお答えいたします。

既に阪南市が1,300円という形で、さきの議会で決定されています。それから、今お聞きしている範囲では岸和田市が同じく1,300円で本議会に上程の予定ということで、岸和田市以南でありますと、それ以外の市町村については現状未定ということでお答えを頂戴しているところです。

委員長(服部脩二君)渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)わかりました。大体1,300円ぐらいなのかというところなんです。

これ、一応空き家対策、いろいろ本会議等でも質問等でもあったかと思うんですが、今ある空き家を本当にちゃんとできない、空き家に対して管理できない方がそういったことを譲渡するというところの対策、税の控除という形でできたわけなんですけれども、この特別措置法というのが。そのことについて、申請する人はそうやってこういうふうなことで譲渡し、申請もするかと思うんですけれども、こういった空き家対策について、こういった法律もできていますよというところのお知らせというものは必要かと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

委員長(服部脩二君)馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長(馬場高章君)現状でPR等を町のほうでは予定していないんですけれども、実は、少ないんですけれど1件ほど問い合わせがありまして、いわゆる不動産会社とかには国のほうからも情報があるようです。

以上です。

委員長(服部脩二君)渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)ホームページで、こういう特別措置法ができましたのでこういうことが申告できますよということを載せてはる市町村もありますので、手数料もいただくというところで条例改正もできるのであれば、ホームページのほうでこういった空き家対策という形のものもお知らせという形で載せてはどうかというふうに思いますが、その辺よろしくご検討できますか。

委員長(服部脩二君)馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長(馬場高章君)私どもの所管では通常、耐震改修に伴う住民税の減免というようなことを例年ご案内しておりますので、そういうものとタイミングが合えば、新しい制度ということでPRさせていただいてもいいのかなというふうに考えます。

以上です。

委員長(服部脩二君)ほかに質疑はありますか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)渡辺委員からも質問ありましたが、1,300円の交付手数料のことなんです。

阪南市と岸和田市が1,300円ということで、その他は未定ということでしたが、インターネット

で調べると、わかった範囲でも結構200円とか300円とか安い料金で設定している自治体も見受けられるんです。1,300円という申請書類の料金としては比較的高い料金になっているんですが、1,300円の数字を決めた根拠というのはどうなっていますか。

委員長（服部脩二君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）手数料の根拠についてお答えいたします。

基本的には、一定のサービスに対して対価を頂戴したいという基本の理念に基づいて、経費を一定人件費ベースで計算しております。それからあと、類似した事務の手数料というものが庁内にないかというようなことを確認させていただいています。近隣の市町の先ほど申し上げた手数料、今どういうふうな形で決めているだろうかというようなことも参考にしながら、バランスに基づいて決めさせていただいています。

類似する手数料といたしましては、通常、家屋等を取得された場合に登記の際に登録免許税という国税が課かるんですが、それを一定の条件のもとに減免するという制度が既にありまして、それについて事務の中身を勘案したところ非常に類似しているようなことも考慮した上で、同額の1,300円というふうな形にさせていただいたものでございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（服部脩二君）次に、議案第94号 工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）資料の11のところ、変更項目で排煙窓オペレーターの交換が入っているんですけども、これは、外す前から交換せなあかんものなのかどうなのかというのはわからなかったんですか。

委員長（服部脩二君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）当然、日常的にも使っておりましたので作動するものというふうに想定していたんですけども、実際に外して再確認した段階で、やはりちょっと円滑でない部分があるということで、緊急時に開放しない場合があるということで、現場の判断で交換しようということに決したものです。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）わかりました。

それから、腐食鉄骨部材の交換なんですけれども、これは何カ所で、見えにくい部分やったのか最初からわからなかったのかというのはどうですか。

委員長（服部脩二君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）箇所数のほうはちょっと手元に資料がございません。失礼します。

それから、部位につきましては天井裏の部分でございます。それで現状、天井の中の見えない部

分については調査の段階で可能な限り調査をするんですけども、それでも、例えば室内側に雨漏りの影響が出ているとか、そういうところについては実際に天井裏を見たりもするんですけども、一定そういう雨漏りの影響もないというようなところについては、一部見えない部分については天井を外してまでという点検を実はしておりませんので、こういうことになりまして、今後、そういった不可視の部分について、一部破壊調査というようなことも考慮したいなというふうに考えているところです。

以上です。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、議案第94号 工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（服部脩二君）次に、議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）何点かあるんですが、最初、1点目、入では11ページの地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,027万4,000円で、出が17ページの社会福祉施設整備事業というところの1,027万4,000円です。スプリンクラー設置というふうな説明を聞いているんですが、もう少し詳しく説明をお願いします。

委員長（服部脩二君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）こちらは、消防法施行令の改正によりまして平成27年4月1日以降、火災発生時に自力で避難することが困難な高齢者等が入居する施設においてスプリンクラーの設置が義務づけられまして、平成30年3月までという経過措置が設けられております。このたび、1事業所のほうからスプリンクラーの補助金交付申請をしたいという申し出がありまして、10月末に国のほうから追加交付申請の申し出がございましたので、今回このタイミングで上げさせていただいたところです。

対象となります高齢者施設におきましては特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等になっておりまして、今回は有料老人ホーム1件が該当施設というふうになっております。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。一応、消防法で義務づけられて平成30年3月31日までにスプリンクラー、先般そういった老人ホームで火災事故等あった中で設置しなさいというふうに厚生労働省から通達があり、そういうふうになっているわけなんですけど、今回は1事業所だけというところですが、ほかの有料老人ホームは設置されているんですか。その辺のところをご説明をお願いします。

委員長（服部脩二君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）消防にも確認したところ、この1件のみというふう聞いておりまして、これで今、町内の高齢者施設、この補助に当たる部分につきましてはもう設置されているということでございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。そしたら、全ての老人ホームに設置されたというところで30年3月31日までというところになります。本町はもう全てこれでオーケーというところですね。わかりました。

次に、29ページの中学校維持管理事業の備品購入費2,218万4,000円、この分につきまして、本会議のときに中学校のエアコン設置というところで町立中学校3年生普通教室への空調機器設置に係る経費というところで説明があったんですが、このエアコンにつきましては、それぞれの議員も質問等で要望しております。私自身もことしの3月議会でエアコン設置のこと、またトイレの洋式化もあわせてですが、質問させていただいた中で、そのとき、小学校の温水ボイラーの更新や中学校への暖房機器の導入の検討に際し、エアコン導入も視野に入れながら進めていきたいというふうな答弁をいただいているんです。校舎等の老朽化、大規模改造といった補助事業の実施にあわせてエアコン設置やトイレの改修の可能性を調査していきたいというふうに答弁いただいているんです。全然答弁と違う方向で何か中3だけという形の予算づけというところ、また補助事業の実施とあわせてというふうに答弁がある中で、全然違う方向で中学3年生だけ設置というところになった、その経緯についてご説明をお願いしたいと思います。

委員長（服部脩二君） 中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君） 委員がおっしゃいますように、3月の本会議で会派代表質問をいただきました際、渡辺委員、坂上巳生男委員からご質問いただきました際には、非構造部材の耐震化が完了いたしますので、その次の段階として、おっしゃっていただいておりますように、校舎の老朽化への対応として大規模改造にあわせてエアコンの設置を考えていくというふうなご答弁をさせていただきます。

ただ、その後でございますが、もともとこれも委員のほうからおっしゃっていただきましたように、エアコンの整備につきましては議員の皆様からこれまで幾度となくご要望いただいております。そのたびに、整備に係りますランニングコスト、インシヤルコストが高額であるということで設置は困難と申し上げてまいりましたけれども、藤原町長が就任されまして、エアコン整備を重点的にやっていくという方針をお示しくされました。その中で我々教育委員会の事務局といたしましても、どのようなやり方がいいのか、本当に大規模改造にあわせてやっていくとなれば、大規模改造は学校ごとになっていきますので学校間の格差も生じていくという中で、どういったやり方がいいのかということを検討してまいりました。

9月の一般質問、会派代表質問をいただきました際、文野委員、鱧谷議員、坂上昌史委員からご質問いただきました際に、私のほうからは整備計画をできるだけ早く議員の皆様にお知らせしたいというふうにお伝えさせていただきましたけれども、まだ整備計画についてお知らせできる状況に至っていないことに関しましては非常に申しわけなく思っております。まことに申しわけございません。

その中でどうやっていくんだということは、この答弁の中でお伝えしたように、4月以降具体的に考えておりますということをお伝えさせていただきました。それは、大規模改造とやはり切り離して、エアコン整備を早期に実施していくべきではないかということで、エアコン整備の手法についていろいろと検討してまいりました。当然、最もこの事業に対する財源、国のほうの措置に係る部分の学校施設の環境改善交付金、こちらにつきましては国が3分の1の補助を出していただきますので、この環境改善の交付金につきまして検討は第一に行いました。しかしながら今、国の状況は、構造体の耐震化やつり天井の落下防止対策などの人命にかかわるメニューに重点配分されてございますので、採択が非常に困難であると。28年度におきましては全国的にも3%の採択しかなかったというようなことも伺っております。

また、交付金事業へのエントリーに関しましては、実施を計画している前年、例えば29年度に設置をしたいというふうに考えているのであれば、28年度の初夏に申請を行うというシステムになっ

てございます。さらに、このエントリーには工事請負費の概算額が算定されていること、つまり申請に当たりましては設計が完了しているという必要があることから、28年度におきまして申請するという事はできない状況でございました。

その後、国では2次補正というものがございまして、学校施設の環境整備には1,407億円が確保されたというふうに記憶してございますが、この2次補正につきましては28年度より以前に申請を行っている団体に対して配分されるものであって、本町の場合は該当いたしませんでした。このような状況であれば、29年度に交付金の申請をさせていただき、運よく採択されても、30年度の事業の実施となりますとエアコンの稼働は31年度になってしまうというようなスケジュールになってしまいますので、これはどうなのかということでございます。ただ、この内容に間違いがないかどうかというのは、私、国の文部科学省の施設助成課のほうに直接問い合わせをさせていただきまして、エントリーをして順番を待ってくださいという回答をいただいたところでございます。

そういう状況の中で、何とかもっと早くできる手法はないのか、学校施設の環境改善の交付金頼みだけではなく、ほかに方法がないのかということも検討してまいりました。地方創生の推進交付金についてもやっぱり使えないのかというようなことを議論いたしましたが、これにつきましては先駆性というところの中では対象にならないということで、これについても断念せざるを得ないという状況でございました。ほかには、例えばリース方式、この分についても検討させていただきました。この点につきましては、毎年度の経費を平準化できるというこういったメリットはございますが、維持管理も容易であるといった2点のメリットはあるけれども、導入経費がどうもこれ、とても高くなるなということになりまして、やはりメリット、デメリットの中でリース方式も適さないのではないかと。

また、PFIというような方式も他団体で行っていらっしゃるところがございますので、PFI方式についても検討いたしました。PFIで決定するには、やっぱりこれも2年ぐらいの時間がかかってしまうと。業者を決めるだけで2年ぐらいの時間がかかってしまうというようなことでございましたのと、また、民間の業者にエアコンをつけるだけということであればちょっとメリットが見出せないなど。PFI方式を使っているところはほかの付加価値を持たせておりますので、エアコンだけではメリットが見出せないなというようなこともございまして、どの方法が早く、そして一般財源の負担が少なくなるかということにつきましては、実は今現在も鋭意検討を重ねているところでございます。

本来でありましたら議員全員協議会におきまして資料をもってご説明させていただく内容ではございますが、まだ29年度の当初予算の編成に向けまして関係課一丸となりまして鋭意努力しておりますので、全体像、この後どうなっていくんだということについての説明につきましては、まことに申しわけございませんが、いましばらくお時間を頂戴したいという状況でございます。

そのような状況でもありますが、何とか少しでも前進する方法はないかということで、そのために財源が何とか確保できないかと。一般財源でございまして、一般財源の確保はできないかということで、他部の協力を得ながらいろんな議論を重ねてまいりまして、最終的には何に重点を置くべきかということになりまして、やはりお金がないから前へ進まないとかではなくて、何とかやっというところ、やっという道筋をつけようというスピード感を優先すべきという形で判断させていただきまして、今回まずは中学3年生の普通教室、それと各校に支援教室がございまして。支援を要する児童・生徒のため、今回は中学校ですけれども、支援を要する生徒が授業を受けていらっしゃる支援学級、こちらのほうにエアコンを整備させていただきたいということで補正予算を計上させていただいた次第でございまして。

今後について、どこまでじゃ今の段階で考えているのかということでございまして、整備の順序といたしましては、中学3年生を今回、そして続きまして中学1、2年生をさせていただきたいというふうに考えてございます。その後、中学校が完了した段階で小学校の整備に着手したいというふうに考えてございます。全体の整備につきましては、エアコン本体だけではなく電気設備の容量

の拡大、こちらのことも必要になってまいりますので、整備の手法、また概算の事業費につきましては、先ほども申し上げましたように、いましばらくお時間を頂戴できますようお願いいたします。

また、今回、補正予算をご可決いただけましたら、直ちに各学校ごとに契約手続に入らせていただきます。今年度中には中学3年生の整備の完了ということで、来年の暑くなる時期にはエアコンが稼働できるように持っていきたいというふうに考えてございます。

これが、すみません、今までの検討の経過と現時点の考え方、少し長くなりましたけれども、以上でございます。

委員長（服部脩二君）副町長 中尾清彦君。

副町長（中尾清彦君）今、教育次長からる説明を申し上げたんですけれども、いずれにしても、12月の補正で突然2,200万円ということになっておりますので、今申し上げた事柄を事前にお話し申し上げてから補正予算を上げるというのが手順だと思っております。今回につきましては、次長も申し上げましたけれども、そういう手順になってしましまして、まことにご心配をおかけしまして申しわけございませんでした。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ありがとうございます。

エアコン設置していただく方向で検討していただいた結果、中3にまずは町単費、一番手早くできるのはやっぱりそれしかないかなというところになってしまったんかと思うんですけれども、検討して検討して結局、まずは中3の教室から設置するという方向になったというところ、先ほど中尾副町長からもありましたが、やっぱり議会の中で質疑等あって要望もある中で、まずその中で答弁の中では、どうするかちゃんと鋭意検討していますのでまた事前に報告しますと言っていたながら、結局、補正予算でぽっと出てきたというところは、先ほど言ってくださいましたが説明不足というところ、今後気をつけていただきたいなというのがあります。それでも、中3からやっていただくという姿勢はすごく議員というか、町民の思いというものも町もやらないといけないというところで、町長もマニフェストで公約で掲げておられましたので、やろうという方向で進めていただいていたかと思うんですけれども、後はまだわからない、見えないというご回答やったと思うんです。そのところをちゃんとはっきりと、計画を早期に立てていただきたいと思うんです。

国のほうの補助金というのは、私も3月議会のときに、先ほどもありましたように学校施設環境改善交付金というところで、国の補助金が公立学校等施設整備とかいうので、そんな分も入って438億円ありますよということそのときの中で言っています。ですので、そういったものも活用できるかどうか検討しますという答弁をいただいていたので、その辺のところ、やっぱり交付金を使ってできないかというところをもう少し早期に、28年度中にそういった設計ができていなかったからと言っていましたけれども、設計できるようにやっぱり進めていただきたかったなというふうに思っています。それができているならば、すぐに手を上げて交付金を取れたのではないかなというふうに思っております。そういったところ、しっかりとおくれをとらないようにしていただきたいなというふうに思っております。

あと、だから先ほど中1、中2、そして小学校というふうに考えておられると言っていました、しっかりと計画を立てて、またしっかりとその報告を示していただきたいというところを要望させていただきますと思います。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）今の渡辺委員の関連なんですけれども、手法というか議会に対する情報提供というか、そういった意味では本当に同じ思いでありますので、ぜひともそういうきっちり大きな事業、それと全会派が同じ項目で要求しており、また町長のお考えも一致している、これは大きな柱の政策ですので、だからこそやはり情報提供というのはきっちりやっていただきたい、このように思います。

関連で、そしたら次、どういう順番で考えているんやということを考えていたんですが、ご答弁

いただきました。そしたら、切りの話、いつ完了するんやという時期、これも持っておかんと、今回は単費で中3を導入しますと。熊取町は子育てのまち、教育のまち、そういうことを本当に自治体間競争の中で熊取町のメリット、環境、教育環境、これが大きな柱だということもこれももう理事者側の皆さんも我々議員もみんな一致しているところでございますので、そういった意味で、熊取町は今回、中3は導入するけれども、手法については国の補助金等を活用していきたい、これも全くそのとおりやし、本当に戦略を持って、そして情報を本当に1秒でも早く手に入れて、早く手を上げて手を打っていく、こういうスピード感。しかし、いつまでもそれがだめだったなといって、方針は次に1年、2年やって小学校へいくんですということではなくて、いつまでにといい決意というか、そういうことをやはり今表明すべきだというふうに思いますが、町長、いかがですか。

委員長（服部脩二君）町長 藤原敏司君。

町長（藤原敏司君）皆様方に本当にご心配をおかけいたしております。中学校、続いて小学校のエアコン導入なんですけれども、スピード感を持ってというのが私の一つのポリシーであるんですけれども、なかなかいろんな手続がございます。これはもう皆さん方もおわかりやと思います。国の交付金、補助金、そして単費、いろんな手法、手段を考える中で手詰まり感があつたというのが事実だと思います。その中で、誰かが判断したそういう目標を決めてやっていくということで、今回こういう、誰かじゃなくて私がそういう指示を出したんですけれども、そういうところでとりあえずは中学校3年ということで、こういう形で補正予算上げさせてもらいました。

3年だけというふうな言葉が表に出ているんですけれども、もう私の心の中では1年以内に中学校3校とも進めたいというふうに考えています。その中には財源のこともございますので、これはもう皆さん方のご協力を得な前へ進まんわけです。交付金、これを当てにすると、採用されて早くて31年です。それを待ってられるかという、皆さん方も同感していただけたと思いますけれども、なかなか前へ進まんというふうなことです。採用されて31年です。採用されなかったらまた次の年というふうになりますので、その辺の手法を考えながら1年以内をめどに頑張っていきたいというのが私の思いであります。

以上です。よろしくをお願いします。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）エアコンは各中学校何台ずつになりますか。

委員長（服部脩二君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）まず、熊取中学校は6教室整備いたします。内訳は、通常のクラスの教室が4教室、それと少人数教室という教室で英語あるいは数学で1つのクラスを2つに分けて授業する場合があるんですけれども、そのための少人数教室が1教室、それと支援の必要なお子さんのための教室が1教室の6教室です。同じように、熊取北中学校が7教室、通常教室が4教室、少人数教室が1教室、支援教室が2教室の内訳となっております。それと、熊取南中学校が7教室、通常教室が4教室、少人数教室が1教室、支援教室が2教室という内訳になっております。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）わかりました。

そしたらその後、中2、中3の分の次の計画というのは、いつぐらいに出してこれらような見込みですか。わからないということやったんですが、ある程度で構わないので。

委員長（服部脩二君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）先ほど、町長がとても早いスピードでとおっしゃいましたので、実は我々は今、それでやっていけるかどうかというところを検討しているところでございます。ですので、今本当に検討しているところでございますので、当初予算に向けてどういうふうな形で計上させていただけるのかということを考えておりますので、ちょっと具体的なことは申し上げられない状況でございます。申しわけありません。

委員長（服部脩二君）議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「12時03分」から「13時00分」まで休憩）

委員長（服部脩二君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第97号の審議を続けます。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）27ページの公園整備事業についてお伺いしたいんですが、工事請負費1,100万円の減額になっているんですけども、公園整備工事費。この辺、なぜマイナス補正になったのかというのと、そして公園の駐車場整備についての今後の計画ですか、その辺ちょっと教えてください。

委員長（服部脩二君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）それでは、公園整備工事費の件で答弁させていただきます。

補正前は1億9,825万2,000円ということになってございまして、今回1億1,000万円減額させていただきますまして、補正後が8,825万2,000円となるものでございます。

今回、永楽ゆめの森公園の有料化に伴います駐車場改修工事費として、まず4,025万8,000円を増額させていただきたいと考えてございます。あと、当初予算の執行見込みにより未執行分ということで1億5,025万8,000円を減額させていただきまして、差し引き1億1,000万円となるものでございます。

中身につきましては、当初計画を予定しておりました工事費が交付金の内示が低内示ということでも低かったため、その交付金額に合わせて執行させていただくものとしまして、現在、執行見込みとして都市公園遊具更新工事がその1からその3までの3工事、あと永楽ゆめの森公園ミストシステム設置工事、永楽ゆめの森公園侵入警報装置設置工事などを執行させていただく予定となっております。執行見込みが4,737万200円となるもので、1億5,881万8,000円を減額させていただきたいというふうに考えてございます。

あと、永楽ゆめの森公園の改修工事として4,025万8,000円ということになってございますが、これにつきましては現在、第1、第2、あと第3から第5ということで駐車場を使用してございますが、有料化に伴いまして料金システムを設置させていただくことになってございますので、今後は第1から入っていただいて第2、第3と全部つなげまして第5から出ていただくということで考えてございまして、第1と第2をつなぐスロープ、あと第2と第3駐車場をつなぐスロープを設置させていただきまして、あと安全施設等も設置させていただきたいというふうに考えてございます。あと、料金システムを第1の入り口と第5の出口ということで設置させていただく予定になってございます。

あわせまして、公園の駐車場が有料になることに伴いまして、墓苑のほうの駐車場が今、墓苑の利用者の専用ということで、当然そこについては無料ということになるんですが、公園利用者の方が進入されることも十分考えられますので、一応、墓苑の専用の方が入れるようにということで、入り口にチェーンゲートを設置させていただきまして、墓苑の利用者には無料で入れるカードを配付させていただくというふうに予定してございます。

一応、中身については以上です。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。工事費につきましては交付金の内示を受けて減額になったというところになるわけですね。

駐車場の改修工事につきまして、4,025万8,000円というところなんですけれども、今説明がありましたが、これ4月1日から実際に有料化になるというところで、ゲートがちゃんとできるのはいつごろというふうに計画されているんですか。

委員長（服部脩二君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）今回、補正予算ということで議会で議決いただきましたら、工事発注は

もう既に並行して作業を進めてございますので、1月に入ってすぐの入札で業者と契約させていただきまして、一応、今年度3月中には現場のほうは完了する予定ということで、4月1日から予定どおり有料化を進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。またそういうことで有料になるということは、広報等でしっかり説明もしていただきたいと思います。アンケートの結果等の中で町の公園を運営する中で有料化になったというところの説明もちゃんと入れながら、広報していただきたいと思います。

3月中には工事完成というところなんですけれども、あと墓苑の駐車場も同じようにゲートをするというところですが、墓苑の利用者には無料で使えるカードをお渡しして、そしたらゲートを入るときに無料のカードを入れたらいいということになるかということなんです。そのカードは町のほうから利用者へ送るというところで、おとといの事業厚生常任委員会の中で無料カードを送付する通信運搬料が委員会の中で否決されたみたいなんです。そのカードはどのように利用者にお渡しするように考えておられますでしょうか。

委員長（服部脩二君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） 墓苑の利用者の方につきましては、まず有料になるという条例と、予算が通った後、年内には翌4月から公園が有料になるという旨のお知らせを説明させていただく予定をしております。そして、カードにつきましては3月末ごろに書留で利用者の方に直接郵送する予定でございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） そしたら、またその予算は別途とるところですね。

委員長（服部脩二君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） その予算につきましては、今議会で補正予算として上げているものでございます。あの予算の中には委員会の委員の報酬等、それからカードを送るための郵送、通信運搬費を計上させていただいております。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） それやのに委員会の中で、最終、本会議でどうなるかということですね。わかりました。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 11ページの土地売払収入、これは本会議で青葉台自然公園用地という説明がありましたが、もう一度、この詳しい内容をご説明願います。

委員長（服部脩二君） 山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君） 土地売払収入として補正額516万6,000円を計上させていただいております。これにつきましては、主要地方道大阪和泉南線道路改良事業に係ります道路用地として水とみどり課で所管しております青葉台自然公園の用地を売却することにより、516万6,000円を収入として見込んでいます。

以上です。

委員長（服部脩二君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） これは、面積はどれぐらいですか。

委員長（服部脩二君） 山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君） まず、住所が熊取町青葉台2丁目920-445ということで、公園用地となっております。面積が125.70平方メートル、あと大阪府から提示があった単価が4万1,100円ということになってございまして、金額が516万6,270円となっているものでございます。

以上です。

委員長（服部脩二君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）青葉台自然公園用地ということで、青葉台の住宅地から斜面になっているところですよ、たしか。桜の時期にはあそこの桜も見事に咲いていたかと思いますが、これは今、125.7平方メートルとおっしゃっていただきましたが、現在の道路からすると幅でいうとどれぐらいの長さですか、売り払う用地というのは。

委員長（服部脩二君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）現在、町道ではございますが、その部分の境界から奥行きで約5.8メートルということになってございます。あと、間口は全部、公園としての間口を全てということになってございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）わかりました。

歳出のほうには植木の植えかえの費用ですか、そういうのも出てきているかと思いますが、あそこの公園というのは日常的にちゃんと手入れはされているのでしょうか。青葉台自然公園となっているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

委員長（服部脩二君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）草刈り等は町のほうで実施させていただいている分になります。年約3回程度草刈りを実施に行っていただきまして、あと自治会のほうにも定期的清掃ということで、ご協力はいただいております。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）わかりました。

ただ、桜の時期にたまたまお花が見事だなということで立ち寄ることはあるんですけども、ふだんは余り活用されていないというんですか、何かそんな感じの自然公園用地かなというふうに感じているんです。もうちょっと手を入れれば、道路が整備されるとまたその歩道を人が通ることにもなりますので、もうちょっと工夫していただいたら活用される公園になるのではないかなというふうに感じているんですが、その辺はどうですか。

委員長（服部脩二君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）委員ご指摘のように、ここの公園だけではなく、ほかの公園も含めて皆さんにご利用いただけるような公園の維持管理に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

今現在進められている岸南線の道路整備の分ですけども、歩道の現在の整備事業というのは大体いつまでに完了するのでしょうか。

委員長（服部脩二君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）今進めておるといのは、今年度工事につきましては一旦暫定整備という中で工事は終わっております。この8月に大阪府で都市整備中期計画の見直し作業が行われまして、その中で岸南線の1期事業区間、フレンド幼稚園前から泉佐野市域までの区間につきましては4車整備ということで位置づけられたものです。期間につきましては平成28年度、今年度から平成32年度までの5年間で、4車線概成区間という形で位置づけられてございます。あわせて2期事業区間につきましては、府道泉佐野打田線から外環状線までの区間につきましては同じ平成28年度から32年度までの5年間で着手する区間という形で位置づけられたところで、完成時期等については、今回スタートを切ったところで、まだ明確に聞いてございません。

以上です。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。阪口委員。

委員（阪口 均君）もう一度、29ページのエアコンのところに戻るんですけども、先ほどの説明で、2,200万円の内訳として20個という話がありました。今まで1基当たり200万円かかるという認識を我々していたんですけども、これでいくと100万円ぐらいで一つができ上がる計算になるんです。それは非常に単価が少なくなったのか、そこら辺のことをちょっと説明いただきたいんですが。

委員長（服部脩二君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）以前ご説明させていただいていた事業費につきましては、エアコンを整備するときに電気の引き込み、各学校は高圧で引いているものですから、一旦、キュービクルといまして、変電施設に電気が入って学校内に電気を供給していく形になるんですけども、そのキュービクルの改修費も含めた金額で説明をしていたと思うんです。その関係で単価が高かったと思うんですけども、今回のエアコンにつきましては、機器については実勢価格で算出しておりまして、あと附帯費用を含めて約110万円ぐらいの単価になっております。

今回の整備につきましては、1学校当たり6台ないし7台ですので、今の変電設備の容量の中で運転できるということです。変電設備の費用は入っておりませんので、この単価になっているというところでございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）阪口委員。

委員（阪口 均君）わかりました。ということは、中学校の1、2年を設置するときには単価が上がった計算になるということになるわけですね。

委員長（服部脩二君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）委員ご指摘のとおり、1、2年生を整備するときには変電設備の増設が必要になりますので、その費用も別途かかってくるということになります。

以上です。

委員長（服部脩二君）阪口委員。

委員（阪口 均君）それともう1点、関連なんですけれども、先ほどから町長と教育次長のお話で、29年の夏には3年生が使える状態、その後続けて1、2年生をやりたいと、続けてということは30年という理解をするんですけど、そういうことでいいのかということと、もともと申請を出して通ったとして31年以降になるんですという話やったんですけど、31年はもう遅いという判断をして今回に至っているということで理解しているんです。そうすると、小学校の設置は31年が遅いという判断で、なおかつそれ以降にならないという発言でいいのかどうかということの確認をしたいんです。我々も町民に対して説明する以上は、何年に3年生です、何年に1、2年生です、小学校は何年ですという言い方をしないとなかなか理解も得にくいので、そこら辺、明確にわかる部分は教えていただきたいと思います。

委員長（服部脩二君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）委員おっしゃいますように、長年議員の皆様方からご要望いただいておりますことですので、大体3カ年計画とか5カ年計画でこういうふうな整備を考えてございますということをお示しすべきところであるというのは重々認識してございます。

ただ、午前中の話の続きになりますが、今現在、当初予算に向けてどういう形で計上していけるかということも議論している中で、中学1年、2年が30年になるよりも少しでも早くできないかという議論をしております。31年以降が遅いかどうかということの中で、とりあえず現時点で申し上げられるのは、中学校に関しては遅いというふうに考えております。ですので、中学校につきましては29年度には何らかの、先ほどエアコンの場合、受電設備というのがございましたので、そちらの体制を整えるとかそういったことを検討していきたいなというふうにも思っておりますので、中学校に関してはできるだけ、29年度中に何らかの着手をして30年の夏に向けていきたいというふうに思っております。

小学校につきましては、31年では遅いではなく、申しわけございません、31年以降という形にな

らざるを得ないかなというふうに考えてございます。小学校のほうが教室数も多うございますので、その設計の経費であるとか、そういったことも考えていかないといけませんので、小学校についてはもう少し後になるかなということで、今現時点では中学校については28年度から着手させていただいておりますので、28年、29年、30年の早いうち、30年の夏に何とかならないかなということで検討してございますので、30年度までの3カ年ぐらい。小学校につきましては、申しわけございませんが31年度以降という計画で考えたいというふうに思っておりますが、現時点では申しわけございません、ここまでしかお話しすることができないような状況でございます。

委員長（服部脩二君） 阪口委員。

委員（阪口 均君） 小学校に対してもやはりある程度目標がないと、以降ですと言われたときに何年もかかる以降と2年ぐらいで何とかできる以降とありますので、頑張ってもらわんとしようがないということなんですけれども、あと、環境改善交付金というのは可能性としてどうなんですか。もらえる確率は高いんですか。それとも非常に低いんですか。そこら辺をお聞かせください。

委員長（服部脩二君） 中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君） 小学校についても、31年度以降できるだけ短期間で早く終わりたいというふうに考えてございます。そのために頑張ってもらいます。

環境改善交付金につきましては、採択率はいまだ低いというふうに伺っております。非常に厳しいというふうに考えてございますが、エントリーをいたしました暁には、当然、我々事務方だけでなく町長にもご尽力いただきますし、議員の皆様方のご協力もいただきながら一発採択を目指していきたいというふうに考えてございます。ですので、中学校についてから小学校にいつくかわからんというふうな状況ではなく、次々というふうに整備していきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員長（服部脩二君） 阪口委員。

委員（阪口 均君） およそは理解させてもらいました。小学校もつけるとなると31年、32年、2カ年ぐらいかけて全部やっていかんとあかんやろうかと、父兄の人にも説明がつきづらくなりますよね、だんだんと。そういう思いでやっていっていただきたいなというふうに思いますので、町長が先頭に立たれてよろしく願いしたいと思います。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君） 関連なんですけれども、町長、さっき午前中、次は中学1年、2年は続けてというお話があって、その後、教育次長のほうから今みたいな31年以降にどうしても小学校がなくなってしまいますと、こういう話があったんですが、これは熊取町の理事者側の皆さん方の統一した認識なんでしょうか。

なぜ聞くかといえば、町長、これ、もっと熊取町が大きな自治体で、こういう議会にも記者クラブから記者が、新町長のまだ1年たっていませんけれども、1年の最後の12月議会、その段階でことし1月の選挙のマニフェストの中にあった小学校の全教室にやりますというマニフェストが、もう言うたら理事者側の答弁で否定されているような内容なんですよ。「新熊取町長 公約断念」と見出しが出ますよ。それでいいんですか。

委員長（服部脩二君） 町長 藤原敏司君。

町長（藤原敏司君） スピーディーさをもって職務に当たるというのは信条ですけれども、できるものできないもの、そういうことも皆さん方にはおわかり願えるというふうに思います。その中で、1期4年、この中で最善の努力をしたいというのが今の思いです。だから、皆さん方からすれば不一致というふうな感じを受けられた部分もあるかもわかりませんが、私を筆頭にエアコン設置に向けて最善の努力をしていきたいというのが今の現状でございます。

委員長（服部脩二君） 文野委員。

委員（文野慎治君） 承服しかねますけれども、それが町長の今のお気持ちであれば仕方ないんでしょう。

町長というのはやはり旗頭というか、目標を定めてそれをぐいぐい引っ張っていくというのが私

は首長としての役目だというふうに思います。熊取町全体として、午前中も言いましたけれども、何に特化して熊取町の魅力を発信するかということについての重点的な項目が教育問題だというふうに思っています。子どもの学力を環境整備しながら、もちろん家庭の教育とかそういうことも大事ですけれども、熊取町という自治体が教育行政を担うに当たって、今回の町長選挙の中でも含めて町長がそういう公約を旗頭にしてお出し、出るということをやられたと。しかし、今の答弁を聞いてみると、中に入ってみたら、財布の中身を見たらどうも思いどおりにはいけへんのやと、しかし、それを知恵を絞って熊取町全体の予算の中で何とかせえ、これを言いかえれば代々の町長の中で、これは皆さんそれぞれ独特な個性を持っておられましたから、議会が反対をしようが何をしようが基金を取り崩してこれをするんやということをやっておられたこともありますけれども、事教育問題のエアコン設置に関しては、議会も全て全会派が要望してやっている状況やし、新たに町長になられた藤原町長はそのことを大きな柱としてなられたんだから、こんな数カ月の状況の中でもう白旗を上げてしまうというような答弁を、これが町の姿勢ですということと言われても困るんですよ。皆さん方だったらわかってくれるかと言うけれども、皆さん方というのは町民ですよ。我々は議会報告会でこのことについて答弁もせないかんし、今こういう状況やということと言わなあきません。そういうことからすると、やはり今のこの時点で町長が教育次長の答弁を含めてそれを肯定するというような感じは、いささか私はおかしいというふうに思います。

教育委員会のほうにもお聞きしたいんですけども、前町長は、こういうエアコン設置ということについては非常に私の目から見ても積極性はなかったですよ。しかし、皆さん方はそれぞれ首長が誰になろうが熊取町の教育ということ、それぞれの皆さんの部局、縦割りになっていますから、それぞれにアンテナを張って、その中で予算を要求したり、こういう予算が出たら今だったら念願のこういう施策をこういう今、国の制度ができたから、ことし臨時のこういう予算がつくからこれができますよということは、常にアンテナを張ってやっているはずなんですよ。

教育委員会に聞きたいんですが、教育のこういうエアコンの問題について、前町長時代にはそういうふうな情報収集とか、あるいは熊取町の小学校、中学校全部をやったらこれだけ予算が要りますよとか、そういうような概算を事務方レベルでもやったというような経過はあるんでしょうか。あわせて町長も含めてご答弁ください。

委員長（服部脩二君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）私、9月議会の際に数字がひとり歩きしてしまうというお話もさせていただきました。過去にも議会の場で何億円、何億円という数字があって、その精査について、私も4月から担当させていただく中で、その数字の根拠がよくわからないというような形の中でひとり歩きはさせたくないというふうなお話をさせていただきましたが、実際、過去には導入に当たっては3億円であるとか、そういった数字は出ておりますし、以前にも4億円というような数字も出たりとかしてございますので、事務方の中では全く考えていなかったということはないというふうにお答えしたいと思います。ただ、その時期が、これ多分、22年ぐらいから議会のほうでご要望を随分いただいていると思うんですが、その当時ではなかったということになります。

この中で4月以降、本当に今回、補正予算も上げさせていただいておりますが、6月の段階であるとか9月の段階で補正予算を上げさせていただけないかということについては当然ながら議論をしてきました。このタイミングになってしまったということもございますが、決して全く考えていなかったわけではないということだけはお伝えしたいなというふうに思っております。

それを受けまして、当然我々教育委員会の事務局といたしましては現状を一番よく理解しております。夏場にどれぐらいの暑さになるのかとか風の通りがどうなのかとかいったことの中で、本当に一日でも早く設置させていただきたいという思いのもとに、今現在、何とかならないだろうか、何とか財源を工面できないだろうかということで全庁的な協力をもらいながら動いてございますので、31年から小学校に着手していくんやったら遅いんちゃうかとおっしゃる委員のお気持ちは我々も一緒です。一緒ですが、やはり全ての業務をやっつけていかなければならないということの中で、今

回補正予算を上げさせていただいた分に関しましては、ほかの事業に充てるべき財源だったのかもしれないですが、優先的にこちらに回してもらったということで、これからもできる限り我々教育委員会の事務局はそういう形で要求していきたいですし、全庁的にみんな協力していただいた上で、少しでもスピード感を上げられるように頑張っていきたいと思います。

すみません、ちょっと答弁になってなくて申しわけないんですけども、よろしく願いいたします。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。重光議長。

議長（重光俊則君）エアコン設置の件で一言、私の意見を言わせていただきたいと思います。

今回、教育次長のほうから中学校3年生だけエアコンを設置しますということで補正が出されておりますけれども、エアコン設置が教育にとって非常に重要なものであるということからこれは取り上げられていると思うんです。そのエアコン設置を町長は1年以内に中学校をやる、それから段階、次は小学校ということをおっしゃられます。それに対して教育次長は、いろいろなお金を算段してもお金が集まらないことをおっしゃられますけれども、エアコン設置は教育次長の問題ではないと思うんです。教育次長がお金が取れる取れないという話を今しているのではなくて、熊取町が全体としてエアコン設置をするのかしないのか、それを判断すべきであって、各部長全員が教育のまち熊取ということに対してエアコン設置をやるけれども3年生だけしかできへん、それから先はわかりません、国の金が取れたらできます、そういうやり方で全ての部長がそれに賛同されているんですか。

やはり熊取町で教育のまちとしてエアコン設置というのは非常に大きな問題として出てきて、やろうとしたときに、教育次長だけがお金が取れないからできませんというようなものじゃなくて、やはり1、2年で設置していこうということが示されたのであれば、ほかの町政全体の話の中でどうするかを考えるべきでしょう。中谷次長は教育次長の中だけでですから、町全体の予算編成に対してどうこうということではできないですね。そこまで考えておられることはないと思います。だから、全部長が重要テーマは何なのかということもぜひここで考えていただいて、それがテーマとして上がったのであれば、できるだけ早くするために最善は何なのか、それを考えていただいて、もうエアコン設置をしますよと、3年生に設置しますと言うたら、住民の方には学校にエアコンを設置されることはわかります。だから、議員としてもそれがいつついてくるんやろうというのは非常に重要な関心で、住民も関心なんです。だから、それをここの議論で頑張っているから認めてくださいじゃなくて、やはりここは、私は答弁要りませんけれども、私の意見として、全部長が一丸となって、何を優先すべきか、エアコンの問題が出てきたら、あとそれが町政全体にどう影響するのか、そういうことも十分に考えてご検討をお願いしたいということを一言言わせていただきたいと思います。

委員長（服部脩二君）町長 藤原敏司君。

町長（藤原敏司君）答えは必要ないということですけども、答弁は教育次長がさせていただいております。しかしながら、その後ろに私もおりますし各部長もおるということだけは間違いのないことで、いろんなところで部長連絡会議をしています。その中でそういう状況については各部長、皆さん共有できているというふうに思っておりますので、お間違いのないようにしてほしいと思います。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。
これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「13時38分」閉会)

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

服部脩二

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 平成28年11月29日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	佐古員規
	委員	重光俊則	委員	浦川佳浩
	委員	鱧谷陽子	委員	二見裕子
	委員	矢野正憲		

欠席委員 なし

説明員	健康福祉部長	小山高宏	健康福祉部理事	山本雅隆
	保険年金課長	野津博美		

事務局	局長	阪上清隆	書記	阪上章
-----	----	------	----	-----

付議審査事件

請願第1号 「国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願」の閉会中の継続審査について

委員長（江川慶子君）皆さん、こんにちは。本日は9月定例会において閉会中の継続審査となりました請願第1号の審査のため、ご参集いただきました。審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をよろしくお願いいたします。

本日の委員会には、関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。なお、会派の移動があり、委員の交代がありました。河合弘樹委員から矢野正憲委員に交代しておりますので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「15時31分」開会）

委員長（江川慶子君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、継続審査事件の請願第1号 「国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願」についての議事に入ります。

本請願の継続審査の理由につきましては、9月27日に開催されました本委員会において、現時点では大阪府が実際どういう方向で都道府県化を実施するか情報が非常に少ないということで継続審査になりましたが、9月定例会以降の大阪府の動きとしては、11月7日に開催された第6回大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議の資料等が大阪府のホームページに掲載されています。委員会の招集通知に事前にこれらの情報を閲覧いただくよう委員各位にお願いしたところですが、この情報を見てのご意見等あれば、発言をお願いします。

ご意見等はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）改めまして、総務から移ってきました矢野でございます。

せんだっても、9月議会の事業厚生委員会の中でこの請願の取り扱い、いろいろ議論がありましたけれども、まずもって大阪府下で統一金額、保険料ですね、前回もこの辺がはっきりしていないというふうなことで継続というふうな形になったんであろうというふうに思っておるんですが、この辺についてはどういうふうな情報が入っておるのか、その辺ちょっと確かめたいと思います。

委員長（江川慶子君）これは町職員に質問ということでよろしいですか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）そやね。

委員長（江川慶子君）じゃ、よろしく申し上げます。野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）具体的な料率を今、矢野委員はおっしゃっていただいているのでしょうか。すみません。

委員長（江川慶子君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）9月の議会の中では、11月ごろに、粗い計算方法というふうな形の表現があったと思いますけれども、そういった形で提示されるというふうなお話もあったものですから、その辺がどういうふうな形になっておるのか、その辺ちょっとお知らせいただけますか。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）ただいまご質問いただきました保険料率の件ですけれども、確かに前回、大阪府のほうも11月下旬ぐらいにはうまくいけば試算が出るかもしれないというお話もあったんです。先日も大阪府の主管課長会議ということで開催されまして、そちらのほうに出席した際に大阪府から情報提供があった内容なんですけれども、実は試算を行うに当たっての国から配付されたシステム、そちらのほうにふぐあいが出ておまして、システム改修を行わないと試算ができない状態になっていますというお話がございまして、今まだシステム改修を実際行っている状況だということで、今月末いっぱいまでそれはかかるというふうに聞いております。

ですので、当初11月末ぐらいにはうまくいけば出るかもしれないということであったんですけれども、それを受けまして、幾ら早くても年末出るかどうか、やはり年明けぐらいの見込みになっているという報告を先日受けてまいりました。

以上です。

委員長（江川慶子君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）年内には出るというような形で理解させてもらっているんですか。というのは、今後のスケジュール、第6回の調整会議の内容を読んでおいてくださいというふうな形やったんで、今後のスケジュール表を見ると、来年の9月にこれ、はっきりするというようなことを書かれていますから、その辺がどうなっているのかなと思ひまして、その辺はどうなんですか。やっぱり年内には出るんですか。それとも、もう同じような形で、システムがいけないというふうな形になってというような可能性もあるわけでしょう。その辺はどうなんですか。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）実際のところ、すみません、はっきりお答えできる確証はないんですけれども、今の状況、大阪府の話を聞きますと、やはり年明けのほうは状況としては確率は高いというふうにこちらのほうも思っております。

以上です。

委員長（江川慶子君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）試算するそういったコンピューター等が故障だというふうなことなんです、大体これぐらいになるよというような話というのも全くないんですか。その辺はどうなんですか。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）具体的な数字というのは大阪府からは一切示されておりませんので、保険年金課としましても、そういった数字を欲しいというお話はさせていただいているんですけれども、一切まだ今のところ出ていないという回答しかいただいております。

以上です。

委員長（江川慶子君）今の統一保険料率とかいう話だったんですが、今のは大阪府が出す標準保険料の予定のことですよ、10月11日、当初発表の予定であった。野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）10月に示されるとされていたものかどうか、日にちはすみません、ちょっと把握しておりませんが、今申し上げていますのは、大阪府の標準保険料率といいますか市町村の保険料率ということです。

委員長（江川慶子君）ほかに質問ございませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）先ほどの矢野委員とほぼ同じ内容になるかもわかりませんが、当初、来年3

月までに国保の統一について大阪方式のまとめがされて、それが検討されていくというのが示されていたように思うんですが、さきの11月の調整会議の内容を見ると、国保の運営方針の骨子案というのが示されているということと、今後のスケジュールということで、運営協議会の第1回が12月ということになっています。そして4月に改正国保法に基づき市町村への意見聴取が行われるとなっているんですが、11月の調整会議で示された今後のスケジュールについて、今、資料、スケジュール表が各委員に配られているんですけども、この状況は今このまま進むと考えるよろしいですか。そして、この中で国保料の試算値というのは、来年の初めには示されるだろうという理解をしたらよろしいでしょうか。その辺、わかっている情報がありましたら教えてください。

委員長（江川慶子君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）我々も、皆様方が事前にホームページのほうでござんいただいた、第6回の調整会議というところでなされた情報を入手しておるという状況でございます。したがって、第6回の会議が11月7日、そのときに我々ちょっと残りまして大阪府の担当者のほうにお伺いしたところ、試算値の分については先ほど課長がご説明申し上げたとおりの日程やというふうに伺っております。したがって、第6回の調整会議の中で示されているスケジュールというのは、その状況も織り込んだ中で示されておるスケジュール案であろうというふうに考えております。そういったことで、議員のほうからご指摘の日程でスケジュールが進んでいくものというふうに考えております。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）その中で、私どもも調整会議の資料はインターネットで見るとのことしかできないんですが、大阪府の統一保険料率については市町村で統一するという見解が一番最初に出ているんですけども、あと、どれぐらい自治体ごとの事情を検討して、状況に応じた保険料率の自治体で一部変更とかもあるというような状況はどの程度までの範囲が明確に示されているか、その辺は熊取町としてどう受け取っておられますでしょうか。

委員長（江川慶子君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それにつきましても、事前にお配りされております資料の3、こちらがその中身について記載されておる中身なのかなというふうに考えております。事業費納付金、これが大阪府のほうに我々市町村が納める金額ということになります。標準保険料率というのは、事業費納付金を納めるために使う料率、この料率で保険料を集めれば市町村に要求している事業費の納付金が集まりますよという、そういう保険料であるというふうに聞いております。統一の保険料というものにつきましては、標準保険料、大阪府が示す保険料ということになっております。

ただ、そこにフロー図のように書かれておりますように、まず左側のところが事業費納付金の対象となる主な経費、これがそこに書かれておるところでございます。それらを大阪府内全て集計した上で、経費となるというふうに聞いております。それから右側が、これも今現在も国あるいは大阪府のほうから入ってきておる公費分、それをいわゆる歳入の分として充て込む。残った部分を納付金を算定するための基礎額として差し引きする。それを各市町村のほうに所得水準、被保険者数、世帯数によって案分するというふうに示されております。

そこで、次の箱のところに書いておりますように、賦課すべき以下の項目ということで、保険事業の中で納付金の対象外、いわゆる供給の部分を超える部分であるとか、そういったものを加えたり、その辺の作業をした上で標準的な額が出されて、それをさらに各市町村で徴収率が異なっております。あるいは大阪市、それから中規模な市、そして我々の町村というようにグルーピングがされておまして、そのグルーピングに従った標準的な収納率も示されるようになっております。まだ具体的な数字は示されておりませんが、それでもって割り戻してそれぞれの標準の保険料率が算出されると、そんな流れになってございます。そういった流れでもって、それぞれの市町村の保険料率というのが算出されるというふうに伺っておるところでございます。

あと、この資料につきましては今現在の第6回目の調整会議の中での話であるというただし書きとか、注意事項がありまして、もちろん現在、運営協議会という正式な場に諮って確定したのではないという、そういうただし書きの上での資料というふうになっておるといところで、その点につきましてはご注意くださいと思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）という今の状況で、今の表の資料3の一番下を書いてあるところからいくと、標準的な収納率で割り戻し、各市町村ごとの標準保険料率を算出するというので、収納率を勘案した保険料率を勘案して各市町村ごとになるということ、一番最初、大阪府で統一した標準保険料率を定めるという、全部それで統一というような言葉が流れたように思うんですが、それはもう違って、少なくとも一つは標準的な収納率の割り戻しというのは考慮されるから、当然それは違った保険料率になるという確認はよろしいでしょうか。

それともう一つ、その下に、大阪府は統一保険料率を目指した仕組みを検討中で、この資料で示している事業費納付金等の試算方法については国が示す試算方法とは異なっているということですが、この試算方法はそれぞれ、大阪府の試算方法と国が示す試算方法というのは、その情報というのは入手できて、私たちが理解できるようなものというのはいちよとおかしいですが、その辺は情報はあるのでしょうか。

委員長（江川慶子君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）先ほども申し上げましたとおり、第6回の調整会議が全てでございまして、それ以上でもそれ未満でもないという状況が、これはもうすみません、正直な状況でございまして。

今のご質問に対しては、資料3のところで見ただけのあたりでいきますと、若干の差と申しますのは、委員が米印の部分をご指摘のあったとおり、国の示す内容と異なっているというのが主なものを申し上げますと、医療費水準を国のほうは反映させるというような考え方になっておりますけれども、ただ、条件によっては反映させなくても構わない、それがイコール統一の保険料率になるよというような書き方もしてございまして、大阪府はそれに従って医療費水準、それを反映させずに統一の保険料率を目指しておるといことになっております。

ただこれは、先ほども申しましたように、国のほうも場合によっては医療費水準を反映させずにやることも可よと、ええよと。それは、イコール医療費水準を反映させないことイコール統一の保険料ということに近づいていくのでという、そういう書き方がガイドライン等でも示されておりますので、大阪府のほうもそれに従ってその方法を選んでおるといところが大きな違いであろうかと思えます。

あと詳細は、この経費を入れたり、この経費が逆に入っていたりとか、多少の入り繰りは一定の範囲であろうかと思えます。

あと、すみません、その辺の詳細につきましても、下部のワーキンググループ等で今検討中といところで、公式な情報といところは第6回の資料の範囲でとどまっておるといところでご理解いただきたいと思えます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）よくわかりました。

それともう一つ、この請願自体が大阪方式の中止を求めるということなんですが、大阪方式でそういう違い、法定外繰り入れを認めないとかそういうのがあるんです。大阪方式以外で、近畿の他府県とか国内で大阪府と同じ方式をとっているのは数県あるとお聞きしているんです。それ以外に、大阪方式でない国の方式に近いものとかその辺の情報というのは、大阪方式と違う国保の保険料の統一に向けた検討がされているような自治体の情報といようなのは入手できているのでしょうか。大阪府以外でですね。大阪府以外の方式が今の時点で入手できているものといのはあるのでしょうか。

うか。

委員長（江川慶子君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）委員のご指摘の中身は、調整会議の中に入っているメンバーも気になるところで、大阪府のほうにも他府県の状況がわかったら教えてよというようなことを質問されたらいいんですけども、他府県の状況はまだちょっと入手されていないと。

（発言する者あり）

健康福祉部理事（山本雅隆君）としてもというようなことをちょっと聞いております。これはもう聞いておる情報だけなんで、ちょっとご披露という程度にとどめていただきたいんですけども。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかにご質問ございませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）今お話の中で、大阪府では、大阪府なのか国の方針なんだろうけれど、医療水準を全く管理されないというふうなお話があったんです。かなり医療水準については、近くに病院がたくさんあるところとなかなか病院まで遠いというところ、能勢町とか岬町か、その辺のところと大阪市内、歩いてすぐに行けるというところでは、医療水準的にも大分変わってくると思うんです。その辺のところ、赤字のあるところというのはやはり医療水準が高くて収納率が悪いところ、そこがずっと赤字が続いていっているような状況やと思うんです。それが割合に大都市に多い。守口市とか、それから大阪市とか大都市に多いということで、これを全部一緒にしてしまうということは、やはり医療費をすく上げていく。大阪市とか医療水準が高くて収納率の高いところも、その標準よりもまだ上げないと赤字の部分が消えていかないということもあるかと思うんですけども、大変な金額になるような気がしますし、熊取町もやはりかなり上がるということを見込まざるを得ないというふうにお話を聞いていて感じるんですけども、その辺についてわかっていることがあったら教えていただけますでしょうか。

委員長（江川慶子君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ちょっと質問の中身が私の理解で合っているかどうかわからないんですけども、まず、かかった医療費を払わなあかんという大原則がございます。それをするに当たっては、まずは医療費がどれだけかかって、それを払うのに国・府あるいは市町村からの補助金が充て込める、それを引いた残りを保険料でという、そういう普通の会計と逆計算をするようなシステムになっています。そこで保険料を算出するんですけども、通常ですと差し引いた残りを保険料でというのが普通のやり方で、大阪府いわく、これがあるべき姿やと。あるべき姿でもって保険料を算出しましょうというのが基本であるというふうに聞いております。事実そうだと思います。熊取町は、今申し上げたあるべき姿で保険料を現在算出しておるという状況やというふうに認識しております。

ただ、今、鱧谷委員のご指摘のいわゆる保険料を抑制する措置を特別にしているというところについては、統一化に向けては、やっぱりあるべき姿で戻していただくというのが必要になってくるのではないかというふうに思っております。

熊取町としては、今申し上げた、まず払わなあかん医療費があつて、そこから国・府・市町村からもらえるものを差し引いて、残ったお金を皆さんで保険料でと、我々としたらそれが一番の姿やと思っておりますので、それに向けてというか、その状態で熊取町は運営をさせていただいておるところでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）熊取町のことをお聞きしているのではないんです。大阪市とか大きなところは医療費のそういう使う水準も熊取町よりは高いと思いますし、医療費総体としては、私もちょっとよくわかりません。1人分が使いはる医療費というのは各市町村ばらばらで、やはり近くに医療機関がたくさんあるところというのが、ですから高齢化率の高いところとかそういうのはどうしても仕方

なく医療費の水準というのは上がってきてしまうということで、そういうところと熊取町や泉南のほうのところと一緒にされるということは、どうしても安くなるということが私の中では感じられないんですけども、その辺の高くならないというふうな保証というのはあるのでしょうか。そこと一緒にしてもこういう考え方やから大丈夫ですというふうなところがあるのかなのか。

委員長（江川慶子君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）この場で議論する話かどうかもちよっとわからないんですけども、私の答えも答えになっているかどうかもわからないんですけども、今言われているのは多分、保険料を抑制するためにちょっと措置しているということがなくなった場合どうなるかというご質問かなと思うんです。それは、先ほど来申し上げておりますように、あるべき姿の保険料のご負担と、これはもうやむを得ん話やと。かかった医療費をあるべき姿でご負担いただくということになるのかなというふうに思います。

それから、今言われた北摂あたりの市が圧倒的に医療費が高いかという、決してそうではありませんで、大阪府内で一番1人当たりの医療費が高いのは実は岬町でありまして、資料でまたごらんいただけると思いますが、決して一点に集中しておるというわけでもないという状況でございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）赤字のあるところというのはかなり医療費を使われる方が多くて、それから収納率の低いところというのがあるかと思うんです。そこ大阪市内、岬町が高いというのも、岬町は和歌山市に近いというふうなこともありまして、かなり使われる率も多いのかなというふうに感じますけれども、その辺はあれですが、大都市の使われる平均というか、それがかなり小さなところへしわ寄せがいくような感じで、統一化されるとね。見えているんですけども、そういうことはないですか。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員、ちょっといいですか。

ちょっと都道府県化の保険の話の質問になっているんです。今回、その中の都道府県単位化じゃなくて大阪方式の中止を求める請願なんで、そこへ絞っていただきたいんです。重光委員。

委員（重光俊則君）今の鱧谷委員の質問と関連して、今私たちが質問しているのは、請願を審査するかしらないか、それだけの情報を持っているかどうか、持っているのであれば質問する必要はなくて、持っていなくても出てくる情報、今あるお持ちの情報で判断できるかどうか。希望とかそういうを言うのではなくて、今私たちが出されている請願の審査について、自分が情報を持っているか、それで、今出ている情報で聞き出せるものがあるかどうかということで、議論をする場ではありませんので、そういう意味で今の質問はしていただきたいと思います。

委員長（江川慶子君）ほかに。町職員の方がきょうはせっかく来てくださっているんで、質問ございませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）今回、第6回の調整会議のやつを見てくださいというふうなことやったんですが、1回から6回まで見ると、第3回の調整会議の中で保険料規模の別収納率と出ていますよね。政令市が26年の規模別平均収納率が88.27%、これは全国の20ある政令市の平均値ということなんですか。その辺ちょっと教えてもらえますか。全て平成26年の規模別平均収納率という形で出ていますけれども、大きな黒枠で囲われたところがあるんですけども、政令市のやつを足して2で割ったら88.27%にはならなかったんで、これはだから全国の20ある政令市の平均を出しているのかというふうな形を聞いているんですけども。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）申しわけありません。こちらの第3回、今、矢野委員おっしゃっていただいた保険料規模別収納率平成26年と書かれている分があるんです。そちらで示されています規模別平均収納率の部分なんですけれども、おっしゃっていただいたとおり、単純に割って出るものでは

ないようで、こちらとしましてもこの率につきましてどういうふうに算出しているのかということろまで、申しわけありません、ちょっとつかんでおりませんので、お答えになりませんが、以上です。

委員長（江川慶子君） 矢野委員。

委員（矢野正憲君） もう一つ、その右側に目標収納率となっていますよね、政令市でいうと89%、これは府下統一になったときの政令市の収納率の目標というようなことなんですか。

委員長（江川慶子君） 野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君） 今、3回の時点での資料になりますので、ここから先これが、すみません、変わっているのかどうかということろまではちょっと情報をつかんでいないんですけども、これを見る限り、おっしゃっていただいたとおり、こういった区分けで5つに大阪府内が分けられて、それぞれ団体の規模に応じて目標の収納率というものが示される方向で話が進んでいるというふうに理解しております。

以上です。

委員長（江川慶子君） 矢野委員。

委員（矢野正憲君） これを見て、やはり僕だけじゃないと思いますけれども、ちょっとおかしいん違うかというふうな思いは持つと思います。熊取町が26年度で言うたら94.92%で、目標率が94.70%やと。小さいところほど収納率が高いんで、大きなところになるほど収納率が低いと。政令市を例に出すと、堺市はよう頑張ってはると思いますよ。同じように第3回の資料を見たら法定外繰り入れの額は堺市はゼロやから、その中で92.8%の収納率というふうな形で出ていますから。

それはよしとして、何で目標の収納率が、これを見ておったら、中核市もそうやけれど、被保険者が5万人以上もそうやけれど、目標の収納率が低いですよ、こっちはほうは。この辺はどういうふうに皆さん……。こんなことを聞いていいのかな。

委員長（江川慶子君） ここではちょっと無理やと思います。矢野委員。

委員（矢野正憲君） そやね。その辺は、是正してくれというような形というのはとれないんですか。そういうふうなことを言うようなことというのはできないんですか。その辺はできへんねやったら、我々が意見書を出すとかいうふうなことは考えますけれども。

委員長（江川慶子君） 今回の大阪方式の話とはまた別の話になりますよね。収納率は熊取町は頑張っていますのでね。答えられますか。山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） 今、矢野委員のご指摘いただいたとおりというか、我々も、思いとすれば本当に大阪市、堺市、いわゆる政令市の率と比べると、この時点で6ポイントほどの差がわいてる、何でやねんという思いは、非常に持つところは正直持っております。

ただ、補足説明される中では、町村は町域も狭い中で、顔の見える中で収納に関しては大都市と比べて転入、転出も少ないとか、そういったことも踏まえるとこの率なんやというような補足的な説明を受けている程度で、担当の我々とすれば、やはりこの差というのはどうなんやという思いは思いとしては持っております。これはもう正直なところで、これは私の個人的な意見で終わらせていただきたいと思っております。

以上です。

委員長（江川慶子君） 矢野委員。

委員（矢野正憲君） いろいろとこれ読んでいますと、議事の要旨ですか、いろいろ質疑応答のやつを読んでいきますと、一つの的を射たような質問があったんですが、我々熊取町は目標の収納率が94.70%になるわけでしょう。我々、今のところ26年で言うたら94.92%でしょう。これが例えば27年度、収納率が94.70%を下回った場合どうなるの。例えば上回ったらインセンティブを拡充してくれというふうなことは我々言うけれども、これが下回ったらどうするんですか。もともと高い収納率が下回るといふようなことも可能性としてはこれから出てきますよね。その辺はどういうふうな話になっているんですか。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）必ずどの団体も目標収納率を上回っているということは多分ないと思いますので、それが下回っていた場合ということなんですけれども、その場合はプラスアルファの目標を付加されて目標の率が設定されますので、それに向けて市町村は収納に取り組むということなんです。ですので、努力の分がポイントとしてプラスされるというふうな目標率が設定されることになります。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかにございませんか。佐古委員。

委員（佐古員規君）前回お配りいただいた府内の平均、所得者1人当たりの保険料額と1人当たりの保険料負担緩和等目的の法定外繰入額というやつのお大阪府下の資料を見させていただいています。その中で、保険料緩和目的の法定外繰り入れを行っているところというのが15団体ありますということなんです、それ以外の市町村でそういった動きのあるようなところというのは何か情報を持っていますでしょうか。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）特にこの数字が毎年この団体で固定されているのかどうかというところまで、申しわけありません、つかんでおりませんので、額につきましても例年同じような額が繰り入れされているのかということもほかの団体の情報としてはつかめておりませんので、申しわけございません。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかに町職員への質問等ありませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、町職員の質問は終わらせていただいているんですか。退席していただくことになりましたけれども、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

なければ、町職員にはここで退席いただくこととします。ご苦労さまでした。

それでは、本請願の取り扱いについて委員皆様のご意見等を承ります。

現時点で委員が採択・不採択を決定するもとなる情報が少ないので、再度、継続審議とするのか、あるいは時期的なものを考慮・優先して、今回本請願について採択・不採択の採決を行うか、この点について委員各位の意見等をお伺いします。重光委員。

委員（重光俊則君）大阪方式の中止を求める請願ですけれども、大阪方式というのが他府県と比べて特異性がある、国の方針からかなり違うというところが見受けられるということで、私はこの請願は賛成しようという立場であるわけですけれども、今の時点の情報で、これを皆さんにこういう理由で中止を求めるべきだということを皆さんに説得できるだけの情報が、前回からも新たなものは入っていないということで、この請願を採決してくださいということが言えない状況にあると私自身は思っています。

そういう意味で、今の全体の国の方針の明確な状況、それから大阪府以外の動き、それから大阪方式について、具体的に標準保険料率にどのように影響してくるのかわからない状況で、今のこの請願を採決することは非常に難しい状況であるので、継続審査というのを要望したいと思います。

次に12月にまた事業厚生常任委員会がありますけれども、そのときにまた、それまでに情報が入って、これは採決したい、あるいは否決したいとかいうことが明確になった委員の方がおられたら、その時点でその動議を出していただいて、採決の動議をしていただければいいと思うんです。

それと、延びて来年になって3月までに継続審査になった場合、1月、2月で新たな情報が来て、これは採決すべきだという動議が出されれば、その時点まで継続審査が続いていたらと仮定して、採決の動議を出していただいてそこで採決するということはあり得ると思うんですが、今の時点で私自身は、この請願については継続審査をさらに継続審査という状況が続けていただきたいという

ことで、継続審査を提案したいと思います。

委員長（江川慶子君）他にありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）社会保障の問題ですから、去年、平成27年の国の医療費というのが41兆4,627億円ですか、かかっているというふうな形で、初めて40兆円を超えたというふうな新聞報道がなされていて、7年後の2023年には51兆2,000億円医療費がかかるというような試算が出ておりました。

私自身は、大きな財布にする広域化でやるべきであろうというふうに考えております。それが今後、未来永劫日本の国民の皆保険の維持につながっていくのかなというような思いを持っております。

今回の請願は法定外繰り入れ等のことが書かれておりますので、法定外繰り入れのことについてはなかなか賛同できないなというふうな思いを持っております。ただ、重光委員がおっしゃったように、今現状の中では判断できないようなところでもあるというふうなことでありますけれども、私自身の中では広域化でやっていくべきであろうというふうな結論を我が会派の中では持っておりますので、その辺は、あとは継続審議にするのか、きょうここで採決するのか、私はもう採決してもいいのかなというふうな思いを実は持っております。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）統一方式にするということについては私自身は反対するわけではないんですが、大阪府だけが特別なやり方、国の大部分の都道府県が採用しないようなやり方になった統一保険料率になるということは、これはやはり問題ではないかと。各自治体が今まで取り組んできた国保の財政等の取り組みの状況を反映させた保険料率を、先ほどちょっと話題になりましたけれども、収納率の問題ですね。そういう点についても頑張っている自治体と頑張っていない自治体で差があるけれども、大阪府ではその辺は、収納率は加味されるということになっておりますけれども、全国の都道府県の加味の仕方と今、大阪府は収納率もかなり厳しい目標を設定しているわけですが、そういうところで、統一方式でやるというのは全然問題ないんですが、大阪府が突出して、法定外繰り入れをやめるという自治体が多いかもわかりません。じゃ、法定外繰り入れをやめたときに、その財政を誰が見てどれぐらい保険料率に影響されるのかといたら、その辺の説明はまだないということですよ。

それと、赤字解消というのを今やっているわけですが、赤字解消をこの2年の間に移行する間に大阪方式の採用によってというのは、所得の多いところは拠出金が多くなるというやり方ですね。そのやり方で被保険者の所得が多かった自治体の負担がふえて、そうでない自治体が黒字になっていくという状況があるわけですね。そういうやり方で国保が統一されていくというのは問題があるんじゃないか。

もちろん、国保の統一に向けてもいいですけども、大阪府のやり方でやって、熊取町はどういう影響を受けて、熊取町はそれについて私は加害者、被害者というような位置づけで評価してもいいと思うんですよ、大阪方式が全国のものとは違った場合は。そういうところで、本当に熊取町はそれに従わざるを得なかったのかということとはもっと議論して、大阪方式についての賛否を改めて議論して決めてもらった方がありがたいと思います。

委員長（江川慶子君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）きょうは5時まで意見書が出せるというふうなことで、先ほど規模区分、収納率の話等もさせていただきましたが、そこに一つ大きな問題点があるんであろう。それから熊取町は均等割が導入されて支出超過になっているというふうなこともあって、激変緩和に関する割合に応じて府のほうからもらえるものが満額もらえていないというふうなこともあります。

その辺の認識というのはさせていただいておまして、今回こういうふうな請願を採決する、しないは別にして、意見書等で熊取町の議会としてこういったところを直してほしいというような意見書等を提出させてもらっているつもりでおりますので、熊取町議会からいろんな問題点があるん

じゃないのかというふうなことを提案するのも一つのやり方なのかなというふうに思っています。やはりそこにはインセンティブもしっかりと拡充できるような形にしていけないといけないというふうに思っておりますので、また後で議長にも見ていただければと思うんですが、そういうふうなことも前回と今回の請願の取り扱いについて思うところがありましたので、意見書等を、できたら皆さん賛同していただけるのであれば、松井一郎知事宛てに出したいなというふうに思っておりますので、その辺よろしくをお願いします。

委員長（江川慶子君）他にありませんか。佐古委員。

委員（佐古員規君）この請願なんですけれども、ここの保険料抑制を目的とした法定外繰り入れというのはそもそも私は反対の立場をとっております。今まででも、国からの公的資金であったりとか、そういったものが過半数以上ここに投入されてございます。それになおかつ我々若い世代の税金の分もこちらのほうに回っていくというのがどうも解せんなどということで、もっとほかにもいい方法はないのかということをやっと期待しておったんですけれども、それもなかなか出ないし、また熊取町は収納率が結構高うございます。いろんな取り組みをして保険料の医療費抑制を努力している自治体でございまして、そういった分のインセンティブをどのようにやってくれるのかというのを大変大阪府には期待してございます。ですので、そういった意見書なり等で大阪府に対してしっかり我々も働きかけたいなという、そういった思いです。

以上です。

委員長（江川慶子君）他にありませんか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）私の考えもどちらかというところと重光委員に近いかなと思うんですけれども、そもそもこの請願に関して私も継続審議に賛同したというところは3つほどありまして、1つは大阪府だけが大阪方式をとっていて、ほかの他府県の状態を見てみたいという部分があった。ところが、きょうの話ではまだ大阪府自体もほかの他府県の状態をつかんでいないというところ、2つ目の意見としては、共同事業の拠出金が交付金を上回っている、いわゆる負担を熊取町が多く強いられているという状況が今後も続いていくのかどうか、その辺がきょう聞けたらなというような思いだったんですけれども、そもそも保険料率も11月末で出るというような予定だったのが年明けになるかもしれないというようなこともあって、最終的なジャッジとしては、前回とそれほど大きく状況は変わっていないのかなという思いがあります。

したがって、もう少し私としては状況を見てみたい。他府県の状態等も見ながら、これ以上住民の負担が多くならないような考え方に住民の代表としても考えていきたいなというふうに思っています。したがって、継続審議を私も賛同したいと思っています。

委員長（江川慶子君）他にありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）基本的には佐古委員と同じなんですけれども、保険料の抑制を目的にした法定外繰り入れの解消という文言が請願の趣旨であるのではないのかなというふうに、私はそんなふうに解釈をしているんです。一般会計からの繰り入れをしていくというのはどうなのかなという部分でやはりちょっとこの請願というのは違うんじゃないかなというふうに、国保の加入をされていない方は社会保険とかの公費で国民健康保険のほうにしっかりと負担をしているのに、また町民がその部分プラス税金を国民健康保険のほうに法定外繰り入れですするというのは何か納得できひん部分が私自身もありますので、そこら辺はちょっと違うんじゃないかなというふうに思っております。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）法定外繰り入れの件ですけれども、熊取町は非常に微々たる法定外繰り入れしかしていませんよね。ほとんどないに等しいというのがこれまでの町の説明でした。

法定外繰り入れの何が問題になるのかというと、例えば大阪市のような大きな市が法定外繰り入れをして今の保険料を維持しているわけです。その法定外繰り入れをやめた場合は、やめた法定外繰り入れの額は大阪府の被保険者全体で見ないといけないという方式になっていると思うんです。

熊取町はないからいいということじゃなくて、ほかのところが法定外繰り入れをやっているとこ

る、その全部がやめる。やめたものが熊取町の被保険者に影響が出ないということはどこにも書かれていません。誰がその財源を持つかということも書かれていません。ただ、全体の運営は法定外繰り入れをやめましょうと、法定外繰り入れをやめた状態で保険料率を決めましょうということですから、今、大阪市とかたくさんの方で法定外繰り入れをやっていますけれども、それをやめたものは大阪府全体の府民、被保険者が負担する方向に行っているという意識が、そういう分析をされているのかと思います。

だから、今法定外繰り入れを望んでいるからこれが出ているんじゃないで、熊取町では法定外繰り入れはほとんどないというのが今までの認識です。だから今、私が問題にするのは、法定外繰り入れをやめたときに、今までしていた非常に多大な法定外繰り入れの額を熊取町民を含めた者が全部負担する方式になると私は思っているんです。そういう意味で、法定外繰り入れを今の状態のものをやめる、やめるんだったらじゃそこをどの財源で埋めるか、そういうものは全く示されてなくて、恐らく府民の被保険者にかかる状況にあると思うんです。それが明確になっていないんですよ。それを明確に、財源から見たら、恐らく法定外繰り入れをしたらいけなくなったら、それを保険料率に掛けなさいというのが今の大阪府の指導だと思いますので、その辺のことを考えて、法定外繰り入れの単なる廃止だけでいいのかということ、それを廃止するんだったら別のところで補填するというのが明確に示されていないということで、法定外繰り入れを廃止していることをやめさせるということが、私はそれがほかの今の被保険者に影響が出るということで、大きな自治体、財源のある自治体は法定外繰り入れをして、その部分を埋めて当然じゃないかなと私は思うんですよ。

そういうところをやはり考えた上で、熊取町は今していないからいいよだけの判断ではちょっと、もう少し私の言っているところの、今の法定外繰り入れしている自治体の財源を誰がじゃ負担していくのかということが明確にならないといけないと私は思っています。

委員長（江川慶子君）いろいろご意見が出ているんですが、継続審議にするのかここで結論づけるのかということで皆さんにお聞きしてもよろしいでしょうか。

まだ意見はありますか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）法定外繰り入れをするというのは法定事項ですから、法律で決まっているというふうなところが一つあると思います。今、重光委員がおっしゃったように、それをどうするのか、激変緩和まで6年間くらいですか、というふうな話等も出ております。

確かに重光委員がおっしゃるように、いろんな情報がまだわからないんですよというような中でありますから、私自身も、だけどこれ、いつまでなるんやというふうなこともあつたりしますので、12月の議会をやっているときにいろんな話が出たらいいですけども、ひょっとしたら3月議会の中でも出えへんかもしれへんというような、そういうような状況等もこれからあり得るのかなというふうな危惧をいたします。

第6回の調整会議のスケジュールを見ていると9月に統一の保険料というふうなことが書かれているだけですから、だからその辺をどこまで引っ張るのかというようなこともちょっと考えないといけないかなというふうに思っています。

今回は、確かにいろんな問題、私自身も9月議会を後ろで聞いていて、その内容ときょうの話の内容というのはそんなに変わらないから、そういった意味では、私自身の考えはありますけれども、そういうふうな話、いろんな資料等をいろいろ集めるようなことも我々の仕事であるかなと思いますので、それはそれで一定理解はさせていただきます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）今、矢野委員がおっしゃいましたけれども、それと国保について議会から意見書を出そうよという案、考え方も非常にいいことだと思うんです。

今の時点で大阪方式を中止する請願自体を不採択にする、しないというのも非常に大きなポイントになると思うんです。大阪方式になった場合、保険料率が幾らになるんやと、それからいろんな財源、先ほど言った法定外繰り入れのところの財源をどう負担するのかとか、そういう収納率の不

公平さ等も含めて、大阪府が統一保険料率を決めたから、じゃそれでよかったという結論になるのか、あるいはもう少し今の大阪方式がどうなのかということが、もう少し明確になるまで見きわめて採決するというほうがいいのではないかと。

今意見書を出されるということも非常に重要なことだと思いますけれども、少なくとも今、本当はこの12月時点で保険料率は示されたはずなんですけれども、なぜかコンピューターが壊れてしまったという状況になって1月になって、恐らく、あつたら選挙後ぐらいになるんじゃないかというような変な勘ぐりをしたくなるような状況になっていますよね。だからそういう意味で、しかし遅くとも今年末、あるいは1月にはそういう保険料率の試算が示されるということがありますから、じゃ熊取町はどう影響を受けてどうなったんやと、そういういろんな細かい点も試算の中で含まれると思いますので、そういうところを余りずると継続審査する必要はないと思うんですけれども、そういう見きわめを、それは遅くとも1、2月にはできるんじゃないかと私自身は思います。そういうことも含めて、きょう時点では継続審査ということであつたほうがいいのではないかと、その辺をまた理解していただければと思います。

そして委員の中でも、先ほど矢野委員とか佐古委員がおっしゃいましたけれど、そういう意見書の提出について議論を深めていくと、これは非常に重要なことだと思いますので、この請願に関係なく、議員としてどういうことを要望していくかというのは、これは町村長も要望を出していますから、そういうところを踏まえて議会から意見書を出していくというのは、大阪府の今の方向に警鐘を与える、あるいは考慮すべき事項として重きを置いてもらうことを言うというのは非常に重要なことだと思います。

今のきょう時点でこれが採択できるかどうかということについては、やはりそれぞれまだまだお互いを説得できるだけの材料がないんじゃないかなということで、継続審査を希望いたします。

委員長（江川慶子君）他にありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）私も継続審査で、きょうの話を聞いているだけではやっぱり判断するだけのあれがないかなと思うんですけれども、これがもう決まってしまうから出したというのは絶対に遅いことになりますので、1回目の仮のあれが出たときにどういう流れでいくかということがわかったときには、やはりきちっと判断して、こういう方式だったらいけないということができたときには賛同いただきたいかなというふうに思っております。

先ほども法定外繰り入れの話が出ましたが、法定外繰り入れしているところというのはやはり収入の少ない方が多いというところで、それをやめてしまうということでまた収納率が下がっていくという悪循環に陥って、その辺の収納率が上がらないことがまたほかの市町村にも負担をかけていくというふうなことになるかざるを得ないようなところもあるかと思っておりますので、その辺もまたお考えいただいて、なるべく早く結論ができるように、今回は延期していただいてもというふうに思っております。

委員長（江川慶子君）私も発言したいんですけども……。

議会事務局長（阪上清隆君）まとめられる形で発言して、発言とまとめという形で。

委員長（江川慶子君）発言とまとめと……。

議会事務局長（阪上清隆君）はい。発言と、それに続くまとめで。

委員長（江川慶子君）今回、住民からすごく保険料が上がったということでこのような請願が出たんですが、統一保険料によってまた保険料が上がるといことですね。意見として言うたほうがいいんじゃないの。

議会事務局長（阪上清隆君）今のはちょっと……。

委員長（江川慶子君）いやいや、この思いというものは……。

議会事務局長（阪上清隆君）佐古委員にほんならもう一回。

委員長（江川慶子君）ここで、議事の都合により、一時進行を副委員長にお願いします。

副委員長（佐古員規君）委員長から指名がありましたので、一時、副委員長の私が議事を進行いたしま

す。江川委員。

委員（江川慶子君）今回、「国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願」が出されて、これについては本当に住民が国民健康保険の勉強をされて、それで大阪府が、医療機関がさまざま違うのに、病院の数だとか全然状況が違うのに同じ保険料にするということはおかしいと。それは、病院が遠いところであれば交通費もかかるし電車も乗らなアカんと。体の悪い人がまた電車を利用して行くわけですからそれなりの負担があるわけですよ。それでも、病院の近い人も遠い人も押しなべて同じ保険料にするのはちょっとおかしいんと違うかというのが意味合いとしてあるんです。

それから、法定外繰り入れのことはいろいろ皆さんおっしゃっていますが、法定外繰り入れの件も、熊取町は今までしていないんで、していたんやったらこれはどうするかということが大きな、継続して法定外繰り入れをするのかということが問題になるんですが、この部分は熊取町はしていないので、このままでいくであろうと想像できるんです。

あと、大阪府に国民健康保険の会計、補助を回復して大幅に拡充するというこの意味です。こういうことを請願されていることに対して、やはり議員としてはしっかり受けとめて、私も紹介議員になっておりますので、通していただきたいなと思っているところなんです。

今回、今後のスケジュール案が出されて……

副委員長（佐古員規君）江川委員、なるべく簡潔にお願いしたいと思います。

委員（江川慶子君）はい。

今後のスケジュール案ですが、第6回の調整会議の中で骨子の案が出ているんです。大阪府国民健康保険運営方針の骨子、この中に統一国保以外の大阪方式が含まれているんです。私たち共産党議員団は、統一国保についても保険料が上がるということで反対の気持ちなんですけど、この請願というのは統一国保を反対と言っているんじゃないかと、それ以上の大阪方式、この請願に書かれている4つの部分について中止をしてほしいという請願なんです、ぜひともそこは通してほしいなと思っているところです。それは私も鱧谷議員も同じ思いです。

副委員長（佐古員規君）それでは、以後の議事の進行は委員長にお願いします。

委員長（江川慶子君）それでは、意見等、議論が十分出尽くした、今のところね。今の現在の状況の中で出尽くしたということで、本件について再度、どうさせていただきますでしょうか。

継続審査で重光委員が提案されました、12月定例会開会中までの期限の延期ということで提案されていましたが、そういうことに合わせるということによろしいでしょうか。

委員（矢野正憲君）12月議会の中で新しいような情報が入ったらもう一回するという形で。

12月議会の中で、もう常任委員会の中でこれをすると、もう一遍ね。

委員長（江川慶子君）はい、会期中の事業厚生常任委員会の中で。

委員（矢野正憲君）そこはそれでもう一回また継続という形になるわけですね。

委員長（江川慶子君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）すみません。

最後の発言で、一定理解できますというふうなことを申し上げましたので、継続審議のほうでも構いません。一定理解しますというふうなことを言わせていただきましたので。

委員長（江川慶子君）矢野委員からそのような意見が出たんですが、本件については、再度継続審査として、12月定例会開会中までの期限の延期とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、継続審査案件、請願第1号「国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願」の件について、本委員会は再度継続審査で、12月定例会開会中まで期限を延期とすることに決定しました。

以上で、本日の請願第1号の継続審査は終了いたしました。

これにて事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「16時43分」閉会)

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

江川慶子

事業厚生常任委員会

月 日 平成28年12月13日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	江川 慶子	副委員 長	佐古 員規
	委員	重光 俊則	委員	浦川 佳浩
	委員	鱧谷 陽子	委員	二見 裕子
	委員	矢野 正憲		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	中尾 清彦
	教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
	企 画 部 理 事	明松 大介	総 務 部 長	南 和仁
	総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 敦司
	住 民 部 長	下中 博之	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
	住 民 部 理 事	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
	事 業 部 長	泉谷 徹	事 業 部 理 事	大西 宏
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	北川 雄彦	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	中谷 ゆかり
	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	亀坂 典夫	政 策 企 画 課 長	橘 和彦
	財 政 課 長	東野 秀毅	総 務 課 長	原田 哲哉
	人 事 課 長	道端 秀明	自 治 振 興 課 長	三原 順
	環 境 課 長	島尾 学	健 康 ・ い き い き 高 齢 課 長	石川 節子
	介 護 保 険 ・ 障 が い 福 祉 課 長	野原 孝美	介 護 保 険 ・ 障 が い 福 祉 課 参 事	根来 雅美
	保 育 課 長	阪上 正順	保 険 年 金 課 長	野津 博美
	水 と み ど り 課 長	山原 栄次	上 水 道 課 長	大西 順二
	下 水 道 課 長	山田 卓幸		
	紹 介 議 員	文野 慎治	坂上 巳生男	
	請 願 者	大浦 正義	鬼頭 裕美	
事 務 局 局 長		阪上 清隆	書 記	阪上 章

付議審査事件

- 請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願
- 議案第88号 農業委員会委員定数条例
- 議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例
- 議案第90号 手話言語条例
- 議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例
- 議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例
- 議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例
- 議案第95号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）について
- 議案第96号 土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）について

議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第101号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第103号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）
請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願

委員長（江川慶子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（江川慶子君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件のうち請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願の件を議題とし、審議を行います。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要領の規定により、本定例会より実施の請願の趣旨説明等のため、請願代表者等が出席及び紹介議員が同席されております。

まず、請願代表者等による請願の趣旨説明を行っていただきます。

なお、趣旨説明の時間は10分となっておりますので、10分経過時点で中止していただきます。よろしく申し上げます。請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君）おはようございます。

今回、熊取町議会始まって以来、初めての議会基本条例に基づく請願説明の機会を事業厚生常任委員会においてこのように設けていただき、ありがとうございます。

私は、くまとり社会保障推進協議会において事務局長を務めている大浦正義です。少し、私ではなくて、くまとり社保協の請願の趣旨に関連して自己紹介をしておきます。

私たちは、通常単に社保協とかくまとり社保協と申しますが、大阪社会保障推進協議会、大阪社保協の地域団体として憲法第25条の生存権の尊重、社会保障の拡充、熊取町での学習と運動を進めるため、2013年、平成25年4月に結成いたしました。現在、会員は3団体と75名の個人です。

社保協が結成段階で、平成24年9月定例議会で、南海ニュータウンの音田医院の院長であった音田先生を請願代表者として690名の署名をもって、大阪府が唯一の大阪府第三次医療圏りんくう総合病院大阪府泉州救命救急センターへの補助を削減する予定があり、削減するのではなく今後も継続し、むしろ拡充を求める内容を請願しました。そして採択いただきました。そのころ、泉州8市4町の全ての行政も大多数の議会も同趣旨の請願を採択し、地域の医師会や保険医協会、社保協も同趣旨で大阪府に要請してまいりました。オール泉州が大阪府へ要請を行い、大阪府は補助金削減をやめ救命救急センターへの補助を継続することを決定、大阪府と泉佐野市、同センターが補助継続の三者協定を結び、今日に至っています。

りんくう医療センターは中クラスの病院ですが、8市4町の各地域医療と連携し、貝塚以南の拠点として重要な役割を果たしています。岸和田市民病院、徳洲会病院も中規模病院です。私たちは、りんくう総合医療センターが国と大阪府の支援をもっと受けて、8市4町90万住民の医療センターとして高度救命救急と救命救急を担う大病院に、現在の2倍、大阪市や大阪市内にある600、700ベッドの大規模病院として、大阪大学の医学部や大阪市大の医学部、和歌山医大などとの連携を深め、

一層拡充することを願っています。

最近作成された大阪府の地域医療計画でも、泉州の医療のおくれを認めていることは町議の皆さんもご承知のことだと思います。熊取町の行政も議会も、8市4町と連携し率先して泉州、熊取の住民の命と健康、老後の安心・安全を守るためにご検討いただくよう、まずお願いいたします。

社保協結成当初は、大久保の鈴木医院の鈴木先生を会長として、南海ニュータウンの音田医院の院長であった音田先生を顧問として、資料Aの介護問題の請願、介護保険料の値上げや要支援、要介護1、2の方々を介護保険から除外するなどを反対する請願を提出しました。これは、熊取町のパンフレット、安心・安全の介護ということで去年の春に出されたやつで、皆さんも十分に目を通しておられると思います。これは、27年度から介護保険が変わりましたということと、平成24年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まりますと、こういう表題で関係者に全て配付された資料です。掲載された内容と今後の改定に関係しています。

今回の請願テーマに入ります。

今回の請願は、9月議会に提出した国保の大阪方式等に反対する請願同様、音田医院を継承したいとうまもる診療所院長の伊藤 守先生を会長、代表として、319名の署名とともに提出しています。

来年度の要支援1、2の人たちを介護保険から外し、新総合事業への移行が予定されています。その際、特に通所介護の包括報酬制を出来高制に改めることは、介護事業所が要支援の方々を対象として事業継続が困難になるため、現行どおりの介護サービスについて包括報酬制を継承するよう請願しています。

資料のAをごらんいただきたいと思います。

これは、大阪社保協が岸和田市との懇談で入手した介護保険制度の包括制から出来高制に移行するという内容の、社保協のキャラバンで岸和田市から情報提供をいただき、これは大変なことだということで、特に泉州8市4町だけでなく、3市3町が足並みをそろえてこういう方向で動いているということを察知して、9月15日に泉州各市町村介護保険新総合事業についてアンケートを行いました。アンケートの結果については、請願書そのものの中に書いておりますが、133の事業所からアンケートを回収し、平均16%の介護報酬が減ると。半数の事業所がこのままでは事業を継続するのは困難であるという内容の回答がありまして、それも請願書に書いております。私たちは、これをまとめて請願したということになります。

私たちくまもり社保協でも、資料のA2にありますように、26の通所介護事業所、訪問介護事業所にアンケートを送付し、13を回収しました。そして、この事態は大変だということで、請願署名に取り組むことにしたわけです。そして、26の事業所にアンケートを送りました。そうすると、3枚ずつ送ったんですけど、ほとんどの事業所が3枚を返してくれました。5つの事業所は、さらにそれを自主的にコピーして、5枚、10枚、20枚というたくさんの署名を送っていただいています。

そのように、介護事業所の方々にとっては非常に危機的な認識を持っておられると。話の中で、10月に説明会があったと、でも何を言うてるんやようわからんと、一般的過ぎてようわからん、何がどう変わるんやということを何人かのケアマネの方から聞いております。

それで、その話と関連するわけですけども、大阪社保協のキャラバンで熊取町の介護問題での回答をいただいております。そこをちょっと読んでいただけますか。

請願代表者（鬼頭裕美君）地域の介護基盤につきましては、介護保険事業計画に基づき、必要なサービスを適切に提供できるよう努めてまいります。本町の総合事業につきましては、今後、サービス事業者への説明会を予定しています。また、現行相当サービスの報酬につきましては、他保険者の動向を見ながら検討してまいりますというふうに回答をいただいております。

請願代表者（大浦正義君）ところが、説明会は10月に1回あったと。

岸和田市は具体的な説明をキャラバンでも応答してくれていたんですけども、熊取町はこの文書回答だったんですね。そこで、いろいろ懇談をいたしましたけれども、余り前向きな回答はいた

だけなかった。

そして、先ほど申しましたように、10月に介護業者への説明をやっております。その資料がBの資料です。Bの資料を見てください。Bの資料は、大体8ページありますが、大部分は国の資料をちょっと焼き直して利用しているものでございます。

これで、大事なところは、お渡ししている中の3枚目でございます。3枚目、下の欄のほうに熊取町の介護認定率というのが出ています。経年推移ということです。平成22年9月を起点に、国と熊取町と大阪府の数字が並んでおります。それが折れ線グラフになっているんです。国のほうは、平成22年9月17.29ポイントから翌年18.42ポイント、そしてさらに18.06ポイント、17.84、17.93というふうに移動しています。ところが大阪府は、18.98ポイントから一方的に増減しまして20%を超えるという事態になっております。熊取町は、17.14%をスタートとして、平成24年9月18.1%まで上がっておりますが、大阪府の水準よりさらに下がって17.28、17.54ポイントという、いわゆる介護認定数が非常に少ない、低いというところになっています。

委員長（江川慶子君）もう時間が来ていますので、まとめてください。

請願代表者（大浦正義君）まとめます。

それでは、12月6日、ついこの間です。熊取町が3市3町と共同して説明会をやりました。これがC、Dの資料なんです。C、D、Eとあったんです。Eは79ページあって、合計で150ページぐらい、厚さ1センチ以上の資料になります。私は少しだけコピーさせてもらったんですけども、それが、見ますと単価も下がるんです、10%ほど単価も下がります。そして包括制から単価制、出来高制に変わるということで、介護事業所の経営は非常に厳しくなるという状況が明らかになっています。

もう少しだけ、最後に大事な資料がありまして、大阪府の資料があります。大阪府のDの資料を見てください。

大阪府が非常に成績が悪いということが問題になっておるんですけども、3枚目の5ページになります。全国と介護認定率と高齢化率というデータが出ております。これは多分、平成26年あるいは27年のデータだということだと思わんですけども、左側、全国の中で大阪府は、いわゆる高齢化率は真ん中ですけども介護認定率は20%を超えていると。非常に目立った存在なんです。先ほどの熊取町のデータでも出ていました。大阪府の中で見るとどうかということを見ていただきますと、大阪市や泉佐野市が認定率が非常に高いということがわかります。熊取町は大分低いほうなんです。低いほうの部類に属します。ちょっと矢印で線を入れていますが、低いほうの部類に属します。ですから、熊取町と泉佐野市はかなり違うんですね。今の町民の努力あるいは職員の努力、介護業者の努力によって、熊取町は介護認定率が非常に低い健康なまちだということがいえると思うんです。

それを3市3町十把一からげにして大阪府の指揮のもとにやるというのはとんでもない間違いやというふうに思います。むしろ、そういうこれまでの成果を生かしてどういうふうやっていくかということ、介護事業の方々と膝を突き合わせて話し合う。一方的な説明ではなく、12月3日はあとはインターネットでメール送ってくださいという、そういう相談になっているんです。ですから、そういうことではなく、ちゃんと膝詰めでやってほしいというのが非常に大事です。

最後に一言、熊取町や熊取町議会がやっぱりこの実情をちゃんと調査する。業者との懇談会や公聴会を町がやらないならば議会がやって、一体どうしたらいいんやと、議会のチェック機能をぜひ発揮していただきたいと。そして、それを実現するためにこの請願を採択いただきたいということをお願いしたいと思います。最後に一言。

請願代表者（鬼頭裕美君）すみません。私も40年近く住んでいますが、熊取町は本当にいい町だと思っております、今までの対応を見ましても。これまでの成果を生かすような熊取町らしい事業計画を組んでいただきたいと思っておりますし、これから公聴会も開いていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

委員長（江川慶子君）以上で請願者等からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願者及び紹介議員への質疑を行います。質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）おはようございます。

先ほどから3市3町というふうな話が出ておったんですが、これ、請願を見ると8市4町で、泉州医療圏としての対応ですよ。というふうな形ですよ。熊取町単独というようなことではないですよ。8市4町の医療圏、大阪府下の中には8つの医療圏がある中で、その中の泉州医療圏としてこうしますよというふうな考え方ですよ。その辺ちょっと、僕の認識で合っていると思いますが。

委員長（江川慶子君）答弁ありますか。請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君）回答というか、意見に対する私の意見を述べさせていただきます。

8市4町で当初はやろうということに進んだんです。ところが、どうもうまいこといかない、各市町村が独自にやろうという方向が出てきました。そこで、3市3町ということで12月3日の報告会がやられました。しかし、その中でも岬町はもう内容的にはこれをやらないと、3市3町一緒にやらんと、岬町は従来どおりやりますと。それから阪南市も、もう3市3町とはつき合い切れんと、私らは独自にやりますということを表明して、大阪社保協の問い合わせに回答しています。今、その方向で予算立てをやっているというふうに聞いています。ですから、3市3町が今のところ崩れて2市2町ということになります。

ですから、熊取町が泉佐野市と一緒にやるという根拠は何にもないんです。ですから、熊取町独自で、岬町と同じようにやるべきだとは思いませんけれども、どうしたらええんかということ業者の方と、あるいは非介護、要認定の方々をよく話し合っただけで熊取町らしいやり方をやってほしいと、それがやっぱり熊取町のこれからの発展にとって非常に大事だと思うんです。

中西町長は、周りを見て周りに合わせて何かやるというのが非常に大きな特徴でした。今回新しい町長になって、そういう悪弊を乗り越えろと。やっぱり自主的な事業をやるということによって町職員もやる気になるし、町民も一緒にやろうということで、介護認定者がふえないように努力するという道筋が開かれます。

熊取町の資料が出ていますけれど、1枚目のところで現行の通所介護相当サービスと通所型A、通所型B、通所型Cというのがあります。熊取町は、現行サービスをどうするかということだけしか力を入れていません。力を入れていないというか、結局大阪府にぶら下がって今やっているんですけども、むしろ多様なサービスをどう実現するかという点では、長生会やとか地域の自治会あるいは介護業者の方々とかどういうふうにやっただけかということをぜひ相談してほしい。

特に、行政の側がそういうことをやらないというなら、議会がそういうことを積極的に公聴会を開くなどして進めていただきたいというふうに思います。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。佐古委員。

委員（佐古員規君）先ほどのご説明の中で報酬単価ですか、それも10%ほど下がるということなんですけれど、その辺ちょっともう少し詳しくお願いしたいと思います。

委員長（江川慶子君）請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君）3市3町の資料と、それからもう一つ、79ページの資料があるんですけど、79ページある資料はケアマネの資料なんです。それはインターネットでもとれるんですけど、見ても全然私はわかりません、プロではありませんから。ケアマネの方に聞いたら、介護報酬がどんなふうになるかということをやっとメモしてはります。総合事業の7ページです。訪問介護が1回266単位、それ書いているかな。

委員長（江川慶子君）入ってますね。

請願代表者（大浦正義君）7ページの分、皆さんのところにありますか。

（「あります」の声あり）

請願代表者（大浦正義君）これを見ますと、1回単価、訪問型独自サービスⅣのA2、2411というコード、これ、そやから79ページのごっつい帳面があるんですよ。インターネットで見てくださいといいと思います。1回当たり266単位なんですね。それが4回で1064単位、それから現行は1168単位なんです。ですから、訪問を4回したら、今までやったら1168単位1万1,680円の介護報酬が事業所に入ったんです。ところが、要は4回行っても1万64円、単位ということで4円になります。

それから、通所のほうでもそれは同じです。その次に10ページありますが、それ、ついていきますでしょうか。

委員長（江川慶子君）はい。

請願代表者（大浦正義君）それも通所型独自サービス1回、A6の1113、事業対象者要支援1の方を対象にしています。これが1回当たり378単位で、4回で1512単位になるんです。これはちょっとコピーしていないと思うんですが、それもやっぱり10%ぐらい下がる計算になっております。

そういう点では、今まで包括制だと通所の場合、私がここへ通所契約する、そうすると4回行けるんやけれど、2回しか行けへんかって包括制で4回分の報酬が出ていたんです。今までは、ですから大きな事業所は少々休んでも何ら影響を受けないから、収入がある意味でふえるんですね。ところが、それはその収入を当てにして事業計画を進めていますから、専任のその世話をする人を雇ったり、あるいはパートの方を雇ったりして受け入れ態勢をつくっているんです。ですから、2回しか来えへん人が1人、2人、3人とだんだんふえていったら報酬そのものが全体として単価も下がっているし、包括している報酬も下がるということで、中には私どものアンケートに対する回答として、給付が40%下がるからもうこの事業はやめるつもりですというふうにおっしゃっている事業所もありました。ですから、事業所にとっては大変深刻な問題なんです。

先ほど、大阪府は事業所が多いから要介護認定者が多いみたいなことを言うていることを書いていました。そうじゃないんです。要介護認定の方がふえる、要支援の認定の方がふえる、だからそういう事業所がふえる。それをふえないように日ごろからいろんな訓練をしたり、周りのサポートで生活できるように援助していく、あるいは要支援の段階で要介護にならないようにする、そういうケアが非常に大事なんで、熊取町はそれを今まで努力してやってきたんです。だから要介護認定率が低いんです。ですから、この認定率の低いのを、事業所をやめてしまうとそれができなくなるわけです。そうすると認定率が上がると。だから、そろばん勘定は合うけれど実際、負担はふえるということになってしまうんですね。ですから、ちゃんと実態をしっかり把握していただいて、どういうふうにするかということをやってほしいんです。

ですから、ぜひ公聴会を開いて、議会としてそういうリーダーシップを発揮していただきたいというふうに思います。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

紹介議員の方も発言はございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

以上で、請願者及び紹介議員への質疑を終わります。

請願者及び紹介議員は、傍聴席に移動をお願いします。

それでは、本請願の取り扱いについて委員皆様のご意見並びにご質問を承ります。ご意見・ご質問はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）私も、今代表の方からおっしゃったとおり、包括制をやめていくと小さい事業所がやはりもたなくなったり、やめざるを得なくなるというふうな状況が出てくると思います。ほかの地域でこういう総合事業をやっているところで、やはり総合事業の中で大きいところはローテーションを回したりとかしてプラスになっていくんですけど、小さいところは1週間に1回か2回しかという方が来なくても1人雇わなくてはならないというような状況が出てきて、それにはもうとても耐えられないということで、やめていかれるというケースが出てきているというふうに

お聞きしています。

だから、そういうふうなことになるように、ぜひ包括制でいってもらえるように、この請願についてはお願いしたいなというふうに感じております。

委員長（江川慶子君）他にありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）質問の中で8市4町の泉州という医療圏にするというふうな話をさせてもらった中で、現状私自身も、例えば熊取町の利用者が通所介護で泉佐野市の施設を使っている、貝塚市の施設を使っているというふうなことがよくあると思うんです。その中で、やはり医療圏の中で統一した出来高制または回数単価というふうなやつにそろえるべきだと僕は思います。

さっき言ったように、熊取町の要支援の方が通所で熊取町外の事業者を利用されておるというふうなケースというのも結構ありますし、その逆もあると思うんです。その中で、先ほど阪南市がどうのこうの、岬町がどうのこうのというふうなお話がありましたけれども、生活の位置としてこの地域に住んでいるところ、その中でどこに行っても同じような単価であるというふうなのが基本であるんじゃないのかなというふうに考えます。

また、議員の皆さんもよく知っていると思いますが、もう泉州南消防と一緒に福祉のほうはもう広域化しようというふうな形で進めておる中ですから、その中で熊取町だけが単独ですというふうなわけにはいかないのかなというふうなことを思っております。そういうふうな意見を申し述べておきたいなと思います。

委員長（江川慶子君）他にありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）矢野委員は統一でしたほうがいいとおっしゃって……。

委員長（江川慶子君）ちょっと、自由討論ではないんですけど、よろしいですか。

他にありませんか。佐古委員。

委員（佐古員規君）先ほどの報酬が減という話、報酬単価が下がるということで、当初は1回でも5回でも同じ包括制の報酬をもらっていたということなんですけれども、それが5分の1に目減りされるということで、4回しか来なかったら4回分になってしまうと。これはもう私も十分わかります。

ただ、そもそも論で、1回でも5回でも一緒というのはどうなんかなと、ちょっとその辺はこの制度に対する疑問が一つあったのと、そやから実際には当日キャンセルしてでもその分はキャンセル料をもらわずにいけていると。だから、今後はもうそういった分ももしかしたら半分でももらわなあかんやろうなど、そういったことも私も意見として聞いてございます。

そういった中で、今後、将来を見据えた中では、国がこういった制度をやっているというのは、我々の子どもの世代、孫の世代において破綻することのないような取り組みの一つでは、包括制ということよりも出来高。もう一つ言わせていただくと、今、介護認定要支援の方々の中の大体半分ぐらいがご利用されていると、6割ぐらいですかね。だから、その残りの方も利用できるように、単価が下がればそういった可能性も出てくるんじゃないかなというふうに考えています。

ですから、そういった意味では、この取り組みに対しては、事業者の努力というのはもうこれはその事業者任せになってしまうというのはだめな話なんですけれども、できれば報酬単価をあげるなり、そういったことを国に要望するとか、そういった方向で検討はすべきかなというふうに私は意見として思っております。

委員長（江川慶子君）他にありませんか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）私も佐古委員、矢野委員と同じような考えを持つんですが、やはりサービスを受けた分だけサービスを支払うというのが普通の考え方なかなと。最初の導入の段階が、逆に言ったらこういう事業者をたくさんふやす必要があったからこういう形になったのか、ちょっとその辺がわからないんですけど、普通に考えるとサービスを受けた分だけ支払うということが普通なかなと。

泉州8市4町で一応進めているというふうな今、話も聞いていの中で、今現状どうなっているのかはまだ決まっていないかもわからないんですけど、足並みをそろえていくという部分で私

もそうあるべきなのかなというふうに思っています。

やはり介護費用というのがどんどん膨らんでいく中で適正に戻していくという力が今回こういう形で出てしまっているのかなと思いますので、説明会云々で事業者の方たちがちょっとよくわからんという部分は、もっともっとおっしゃるように膝を詰めて職員がきっちりと説明していく、わからないのであればわかるまで説明会を開催していくということはもちろん必要なことと思いますが、今回のこの請願に関しては、私もサービスを受けた人がサービスを受けた分だけ支払うという出来高に関しては賛同、請願に対しては反対という立場をとらせていただきたいと思います。

委員長（江川慶子君）他にありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）今回、包括支援制度が変わるということで、特に新たなサービス、多様なサービス、訪問型サービスAとか訪問型サービスBとか訪問型サービスC、Dとあるわけですが、そういう今まで介護サービス、それから要支援の方が支援を受けているいろんなサービスがあるわけです。専門家がやらないといけないサービスというのがもちろんあるわけですが、今回の大きな変更は、もう専門家でなくてもできるサービスをつくっていきこうというところにあったと思うんです。

ところが、これが29年からはほぼこの新しい方向に行こうとしているんですけど、27年からもう既にそういうところをやらなあかんかったんですよ。27年、28年、実は何もしてなくて、突然来年からこうしますというのが来ていて、業者としても、報酬は分割性になるよ、それには専門家じゃなくて新しい人をそろえなあかんと、事業所はどうしたらいいかわからんというのが状態で、さっきの説明もありましたけれども、アンケートをとられたときに、今文面で簡単な説明をしたら、これから先不利なことが多いなと感じられた事業者が多いじゃないかなということも今言われておりましたけれども、実際、事業者としては、自分とかがどういうところを主体にしてサービスをこれからしていくのかということを考えていってもらわないといけないと思うんです。

ところが、それを本当は27年からちゃんと町はやっていたかなあかんかった。大阪府としても8市4町としても3市3町にしてももっともっと詰めて、27年からそういうことを出して28年、29年で様子を見て、29年からできるように準備をせなあかんかったのを、今突然、大阪府がまとめた資料が一番よくまとまっているのが12月3日に出された資料で、それまでは余りよくわからない状態だったと思うんです。だから余計、実際に12月3日の説明を受けるまでに、ちょっと説明はあったと思うんですが、具体的に自分とかがどうなるかというのはわかっていない事業者がたくさんおられます。

私は、この制度自体の理想は、専門的な方はできるだけ専門的な介護サービスが必要という人にかかってもらうと。健康増進のために、保健師とか看護師とか医師とかそういうのはなくても、一般的な住民の方でサービスできることはサービスできる組織あるいは人を広げていくというのがこの趣旨だと思うんですが、その辺がまだ十分にできていない状態で、とにかくこの制度を移行しようということに来てるところがあるというので、事業者も混乱している。それが一つ。

それからもう一つ、サービスを受ける人も、要支援1、2の人で今まで認定されていた人は恐らくあと6カ月から1年近くあると思うんですが、その方は従来どおりやると。ところが、4月1日から要支援を受けた方は新しい制度になるから、新しい制度でサービスをどう受けるかをケアマネの方のチェックを受けて決めてもらうということになるんで、同じ状態であっても2つの状態が混在している状態にあると思うんです。だから、来年は何カ月間かそのままいこうとしているのは、そういうところを見てから調整しようとしている自治体だと思うんですけど、そういうところを今突然来年4月1日から、今までの人は次の認定で1年以内には更新せなあかんから、それからは新しくなるんですけど、そういう混在する状態でこのシステムをやっていこうというのは、かなり事業者も混乱するけれども、混乱する状態であって、最終的には、私はこういう安いサービスは単価を安くするというようなことは必要だと思います。今の時点で、そういう業者も混乱するし、利用者も混乱するような状態であるというのは避けてもらいたいという立場から、この請願には私

は賛成する立場をとります。

だけれども、最終的に熊取町としては、今までこの制度ができたから訪問型サービスAというので簡単な研修を受けたらできる、今何十人かそれを受けたらいいですけど、今からそれがふえるとしても、その準備をやってきてなくて、今やり出しているという、それは少し、3市3町を含めて大阪府は特にこの面につけては怠っていると、本当に真剣に取り組んでいなかったからこういう結果になっていると思うんです。

だから、そういう意味で、その辺は各自自治体がもうちょっとしっかりとやっつけていかなあかんと思いますけれども、現時点では、私は今の状態で4月1日から変更するのは無理があるなということで、賛成の立場をとります。

委員長（江川慶子君）他にありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）私とこは、母が介護の支援で利用させてもらっている立場なので、利用者の立場としましては、やっぱり負担が少なくなるというのはありがたいかなというふうに思っております。1回、2回しか受けていないのに包括で支払いをしないといけないというのはやっぱり負担もかかってくるなというふうに思っておりますので、今後いろんなやり方が変わっていく中で、生活支援の部分に関してはそういう専門の方じゃなくてもやっていただいて、身体のほうの部分もしっかりと専門の方がやっていっていただけたらというふうな流れでいくというのは、いいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（江川慶子君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）今回の請願というのは、事業者にとったら大変厳しいというふうな形になって、事業者の立場に立てばおっしゃっていることはよくわかります。

利用者の立場に立って考えると、先ほど二見委員も言いましたが、月で決められている包括制から回数単価になる出来高制になることによって月々の利用者の方にとっても明瞭会計になるんであろうというふうなことが一つと、利用者の負担も軽減されるんであろうというふうなことが二つ、そういったことを加味すると、介護保険料の軽減にもつながる可能性をはらんでいるんじゃないのかなというふうなことを考えます。

例えば、今回要支援の1、2で熊取町は500人……

委員長（江川慶子君）簡潔をお願いします。

委員（矢野正憲君）そういうふうな形で思っていますので、やはり利用者の軽減になるというふうなことを軸足を立たせていただきますんで……

委員長（江川慶子君）もう一度意見言っているんでね。

委員（矢野正憲君）そういった形で、ちょっとなかなかこの請願に賛成できないというふうな形をとりたいと思います。

委員長（江川慶子君）以上で意見・質問を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願の件を採決いたします。この採決は、起立により行います。

本請願を採択することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立 2名）

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすべきものとするに決定しました。

以上で、請願第2号の審議を終了いたします。

ここで、請願人の皆様の退席をお願いします。

なお、町職員の説明員が入室の間、しばらくの間休憩いたします。

(「10時46分」から「10時50分」まで休憩)

委員長(江川慶子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案14件ほか、請願の審査を行うものでありますが、案件の提案理由並びに内容の説明は、既に本会議の中で行われておりますので省略します。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

委員長(江川慶子君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(江川慶子君) まず、議案第88号 農業委員会委員定数条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) おはようございます。先日の本会議の中でも、定数が少なくなるということと、それから議員から選ばれていた方々がなくなるというようなお話を聞きました。町長の一存でまた決められるというようなこともあるようですが、農業従事者だけの農業委員会になるということなのでしょうか。その辺についてもう一度お話を聞かせていただけますでしょうか。

委員長(江川慶子君) 三原自治振興課長。

自治振興課長(三原 順君) まずは町長の一存でということからご説明をさせていただきたいんですけども、まずは、この条例案をご可決いただいた後は、今度は農業委員の人選ということに入っていきます。候補者が整いましたら今度は、6月議会を予定しておりますけれども、そちらのほうで候補者となった委員を議会の議決を経て、それから正式に農業委員ということで任命を進めたいと思っておりますので、議会の議決がまず要ということで、町長の一存だけではないということでご理解いただきたいと思います。

それと、農業従事者だけというふうなお話でございますけれども、今回の委員の構成の中には中立な立場で意見をいただくような方というのを入れなければならないということで、これは法律の中にも書いておりますので、その方については農業委員の中に入らせていただきたいというふうなことで考えてございます。

以上です。

委員長(江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) その方につきましては推薦とか、それか公募とかという形になるのでしょうか。

委員長(江川慶子君) 三原自治振興課長。

自治振興課長(三原 順君) おっしゃるとおり、推薦または公募という形で考えてございます。

委員長(江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) 立候補というふうなことも考えられているんですか。もし立候補で私になりたいというふうな方がありまして、もし議員の中からそういう方があれば、そういうこともオーケーということになるということなのでしょうか。

委員長(江川慶子君) 三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）今おっしゃった立候補ということは、公募という形で手を上げていただくということでございます。

それと、議員の皆様についても立候補、公募という形で応募していただくことに関しては全く問題ないということでございます。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第88号 農業委員会委員定数条例の件を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）この条例に関してですけれども、指定管理するということでメリットというんですか、それは人件費だというふうに感じたんですけれども、それで間違いないでしょうか。

委員長（江川慶子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）大きなところというのは人件費、確かにそのとおりでございますけれども、そのほかに事業者がどういう形の提案をしてきてくれるか、こういうサービスを自主的にやりたいんだということで提案があるものについては、プラスアルファのサービスになるかというふうにご考えております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）人件費が主な理由と言うたらおかしいですけれども、そういう感じなんですけれども、この指定を受けられるというふうな方については、どこかこういうところが受けてくれるのではないかというふうな見通しとか、そういうものについてはあるんでしょうか。

委員長（江川慶子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）費用のことなんですけれども、人件費削減というところと、もう一つ、職員の事務経費、これが安くなるというところがございます。

それと、どこかやってくれるところということなんですけれども、これはもうご存じのとおり、隣地であるゆめの森公園と一体的な管理というのを考えておりますので、その中で業者というのはいるだろうというふうにご考えております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）一体的にということごで理解していいんでしょうか。ここだけを管理したいというところがあつたらそこへ任すということはないわけですね。

委員長（江川慶子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）墓苑といたしましては、そもそも墓苑だけの管理でしたら人材センターにお願いしてやったり、あるいは臨時職員にお願いして管理というのはこれまでしてまいりました。その中で、隣地にゆめの森公園というのができて管理が必要になるというところで、今まででしたらこのまま維持管理をしていけばいいのかなというところでしたんですけれども、一緒にやることによってスケールメリットが出る、そのことによって経費も削減できるであろうという考え方で、一緒に管理していただくというところをご考えておるといふところで。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）一緒に管理をしていくということは、この案と別々じゃなしに、両方一緒に議案と

してならなくて、1つずつということは一緒に考えていращるのかどうかというのはこちらには伝わってこなかったんですけども、別々の議案条例で出てくるという、一緒に条例ではないわけですよね。ゆめの森公園を管理するのと墓苑を管理する条例とは別ということ、でも今度、指定管理になると一つになるという形になっていくということですか。

委員長（江川慶子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）ご存じのとおり、条例が別々であったというところで、指定管理していただく、手を上げてもらうには別々に上げてもらうという形をとらざるを得なかったというところはございます。けれども、こちらが考えておりますのは、どちらも同じ業者で一体的に管理していただくというところを考えておるといところはございます。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）では、一体的に管理していただけるというところの目星というか、そういう方がいращるということは大体目星はついていращるということですか。

委員長（江川慶子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）それは、これから公募という形でやるんですけども、大体やっていただける方というのは想定といいますか、こういう方であろうというのはあるからこそ、提案させていただいたというところがございます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）墓苑の指定で、先ほどありましたけれども、永楽をやる人と一括でやると、これはこの条例の中のどこにも書いていないですね。これは非常に大きな問題だと思うんです。墓苑の管理と永楽の公園管理が一体というのは、非常に価値観が違うところを一体に無理やりしようとしている。一番私が問題と感ずるのは、第6条「墳墓の募集、使用許可、返還に関する業務」、非常に重要な、墓苑の申請を出す、維持管理をする、それが公園の遊具管理と全く同じところの指定管理者がしたらええという位置づけでこれは出ている。私は、こういう墓苑の管理としたら、第6条の（1）（2）などは指定管理者にやらすんじゃなくて町がちゃんとやると。業務としてやらすのは維持管理のところ、維持管理といいますか、実際の清掃とかごみの管理とか水道の管理だとか、そういうところを委託するという出せばいいのに、これを指定管理者として、墓苑の管理を町長のかわりに全部やるというようなことになっているわけですね。これは、今まで熊取町が墓苑をつくってきてやってきて、後で公園をつくって、墓苑の管理と公園の管理は同じ人がやっていくやと、そんな不真面目な姿勢を町民に説明していることになると思うんですね。これは、墓苑というのは非常に公園とどちらが重要かと、共存することは問題ないと思いますけれども、墓苑管理自体を公園の指定管理者が来たらそっちに統合するというのは非常に問題だと思うんです。ぜひともその辺は再考していただきたいと思います。

また、公園を管理していく管理者に何を依頼するのかということを確認にしてやれば、別にそれは指定管理者でなくとも委託業務の中でできるわけで、そういうところを明記してやらないと、熊取町の墓苑管理は公園管理と一緒にやと、公園と墓苑条例を一緒にするような感じでやっていくのかということですよね。墓苑というものは、やはりその位置づけをちゃんとして、墓苑を熊取町があっせんしてつくって熊取町の町民の方に利用していただいていると。それはそれで重要な業務として町が管理するという姿勢がまるっきりなくなる条例というのは、これは非常に問題があることだと思うんです。今まで墓苑をちゃんとつくってやってきて、後から公園できたから、費用が安くなるからそっちに回すやとというのは、まことにもって非常に理解できない条例提案だと思います。

委員長（江川慶子君）それはご意見ということでよろしいですか。答弁ございますか。重光委員。

委員（重光俊則君）答弁要りません。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）墓苑条例の一部を改正する条例というふうなことなんですけれども、この後出てくる永楽ゆめの森公園の条例と附属機関条例、この3つが一つなんだろうなというふうなことは読み

ながら感じておるんです。その中で、今るいろいろな話がありましたけれども、導入するに際しまして、各種イベントの開催とかスポーツスクールや大会の企画誘致をするというふうなことも指定管理者に求めていくわけですね。それと同時にお花というふうなことも求めていくというふうな形になっているんですけれども、議員全員協議会の資料でもらっているやつを読むと、得意分野がそれぞれ変わってくるんだらうなと思っているんですが、その中で今いろいろ受けてもらえそうなのが頭の中にあるというふうな答弁でした。その辺はもう一体できるような、そういうふうなところが受けてくれそうな感じなんですか。得意分野がそれぞれ違うから、その辺についてはちょっとしんどいところも出てくるんじゃないのかというふうなことを思うんですけれども、その辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（江川慶子君）答弁を求めます。島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）確かに、得意分野というところであれば違うというところも出てくるかと思えます。しかしながら、前に管理していたときというのは私どもも管理していて、なぜ指定管理、単独やったらいかなかったかという、余り指定管理してもメリットがないんじゃないかなというところがございます。もうおっしゃるとおりなんです。しかしながら今回、状況が変わってきましたのは、横にゆめの森公園ができて、そのスケールメリットを生かす、そういうような状況に変化が起きたというところで考えております。

ですので、墓苑側のスタッフとしましては、きちっと維持管理していただけるというところに重点を置いていますので、新しい墓苑に対するイベントとかそういうのは余り考えてなくて、きっちり維持管理される、そういうところを考えているというところですので、余り別々に、余り違った方向という業者でもないのかなというふうに考えております。

委員長（江川慶子君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）今回、墓苑と公園とあわせて同じ指定管理者にお願いするという一番のメリットは、何回も説明しておりますとおり、経費の削減が見込まれるというところがまず一番でございます。なおかつ、指定管理者にした場合には、先ほど委員からお話のありました各種イベントの開催であるとかお供え代行サービスとか、そういった先日の議員全員協議会で説明させていただいた指定管理者導入に伴う効果につきましては、こちらからこれを必ずやってくださいというものではなくて、こういうサービスの向上が見込まれるというふうに記載させていただいているものでございます。そして、指定管理者も主な業務と申しますのは施設の維持管理、これがほとんどになってきます。その中で墓苑に関する募集であるとか返還に伴う事務処理とかは行っていただくわけでございますけれども、施設の維持管理、草刈りであるとか、トイレとかそういったところの清掃であるとか駐車場の管理であるとか、そういった施設の管理が主な内容になってきますので、墓苑と公園と確かに違う施設ではございますけれども、管理するという意味では共通した部分がかなりを占めるというものでございます。

以上でございます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）今の説明で、先ほど議員全員協議会のところの説明もありましたけれども、議員全員協議会の説明では、職員は事務費として年間84万円かかっていると、それから臨時雇い賃金288万円が指定管理になったら138万円ですと、150万円下がると。一番ここで重要なのは、職員がやっていた事務を全部業者にやらず、それも人件費をそのように下げた状態でできる、それは、そういう370万円の仕事が138万円できると見積もっている、これは墓苑管理の責任者としてどう考えているのか。それから、墓苑管理はあの土地を使用させていただくということでお金を払って、その土地に墓苑の使用料を払ってやっているんですよね。それを、今まで370万円かけていたのが130万円の臨時雇いだけで管理させますよということを墓苑の使用するには説明してあるんでしょうか。その辺、今まで墓苑管理をやっている方はこれをどう考えて、住民にどのようにいつ説明するのか、したのか、その辺を説明していただけますか。

委員長（江川慶子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）今まで単独で管理していましたがには1人常駐という形で考えておりました。けれども、今回公園側と一緒に管理するというのであれば、公園側の人と墓苑側の人、色分けするというわけではないので、一括してという形になりますので、公園が手薄のときは公園のほうに、墓苑が手薄のときは墓苑のほうにという、流動的に考えられるというふうに思っております。その流動性を見たときに、墓苑に本当に1人がずっといてなあかんかというところも考えますと、流動性がうまく民間であればとれるのではないかとというような考え方で、丸々1人というのではなくて、人件費が下がってくるのではないかと。公園側と一緒にというところでそういうふうに考えたところでございます。

委員長（江川慶子君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）そして、最初のほうにご質問のありました84万1,000円の件でございますけれども、これにつきましては、指定管理者に移行する業務のこれまでの職員が携わっていた分を人件費として積算したものでございまして、当然、例えばこの84万1,000円の中では、毎週月曜日に担当者が現場に出向いて、1週間の管理に問題がなかったかどうかをチェックしていた部分とか業務がございました。その分が指定管理者をすることによって月1回になったりとか、もろもろの町長に残した部分がございますので、そういった事務費につきましては15万5,000円というのを積算しております。

ただ、議員全員協議会でお示しした資料には指定管理者に導入したときの比較ということで記載させていただきまして、指定管理者が行う部分は84万1,000円、これがゼロになる、職員の事務の軽減が図れるということで記載させていただいたものでございます。

そして、墓苑の方の説明という件につきましては、当然議会の議決が必要でございますので、予定といたしましては議会の議決を得た後、年内に文書でお知らせをする予定でございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）それは順序が違うと思うんですよ。現在、議員が墓苑のことにに関して議決していいという前に、墓苑を使用している人がそこに墓苑を建てて、そこに町が管理していただくという永代使用料を出しているわけです。それに対して、その管理自体も墓苑の方々に連絡することもなく、議会でこの条例を出して、これが通ったらそれを後から説明するんですよというのは本末転倒じゃないですか。実際に今までそこに墓苑の永代使用料をつけて出して、熊取町にいい墓苑ができたということで墓苑をつくっているところ、それに対する説明が全くなく、議会でこれを決めたらそれに従って説明するんですよというのは本末転倒じゃないですか。やっぱり町として墓苑管理をこういうぐあいに変えていきますのでというのを墓苑を建てている人にちゃんと説明して、それを納得してもらってからこういう計画を出していくべきでしょう。

永楽の公園の赤字を解消するんやったら永楽だけでまず考えた方がいいんですよ。その中で墓苑をどうするかは考えていったらいいんじゃないですか。まず永楽の費用削減のために事案が出てきて、墓苑をくっつけなあかんというのは本当に本末転倒していると思います。永楽の費用がかかるんやったら、それをまず減らすために一生懸命やる。その中で墓苑も一緒にしてもいいという状況があるかどうかを判断するのが当たり前じゃないですか。

じゃ、今、墓をつくらせていただいて使用しておる人には全く説明せずに、この議案が通ったら議案が通ったからこうしますという説明をするんですか。それはどうなんですか。町長か副町長がお答えください。

委員長（江川慶子君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）委員のおっしゃる管理の仕方が変わるというのであれば、使用者に対して事前に説明は必要であろうかと思えます。ただし、今回のケースは管理の方法を変えるというだけで、管理の中身というんですか、それは全く変わらないものでございますので、私は、条例改正

を伴うものでございますので、まずは条例改正が通った後、管理の手法をこのように変えさせていただきますというのが筋であろうかと思っております。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）それは管理のことを言われているけれども、第6条、墳墓の募集、使用許可、返還、これを指定管理者がするというのはどういう考え方なんですか。これは一方的に議案を出していますよね、使用者に関係なく。今言われる管理の問題は別に構いませんよ、それはそれで。第6条をここに出しているというのはどういうことなんですか。その説明がないじゃないですか。

委員長（江川慶子君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）説明が漏れていまして失礼いたしました。

第6条の墳墓の募集、使用許可、返還に関する業務、これにつきましては通常的な業務の一環というふうに捉えております。と申しますのは、現在におきましては年間約10件ほど、それぞれの事情によってみずから返還される使用者の方がございます。それを再募集という形で定例的にというんですか、あきがないように再募集を行うときの事務でございまして、募集する際の告示行為につきましては町が行うものでございまして、指定管理者が募集を行う前にはこちらのほうと相談が当然あるべきもので、それに対して町が了承して告示を行い、募集の事務を指定管理者が行うものでございます。当然、募集の決定につきましても、現在公開抽せんで行っておるわけでございますけれども、指定管理者になっても同じように行うものでございまして、使用許可につきましても所定の書類の確認が済めば当然許可を与えるものでございます。

また、返還に関する業務につきましても、これはあくまでも使用者みずからの返還に伴う受け付け事務でございまして、町の強制的な使用の不許可であるとかそういう行為は当然町長に残しておくものでございますので、重要な許可の変更であるとかそういったことにつきましては、指定管理者に委ねないものでございます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）これは、言うのははばかられることかも知りません。私も墓苑を使用させていただいておりますけれども、墓苑自体がこうも永楽ゆめの森公園の経費削減のために管理自体を丸々全部指定管理者にするというのは、私、一人の利用者としては非常に問題があると思います。ただ、墓苑使用者にぜひ意見を聞いていただいて、永楽ゆめの森公園の費用がかかるから、それを削減するために指定管理を選ぶからそっちの指定管理と一緒にさせていただきと、住民にちゃんと説明していただきよ、そういうこと言うんだったら。事前にそれを説明して、この議案を出してきてくださいよ。

実際に今使っている人に対して何人の意見を聞かれましたか。墓苑の利用者に何人か意見を聞かれましたか。

委員長（江川慶子君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）今回の導入を検討する際に、墓苑の利用者から意見は聞いておりません。

これにつきましては、墓苑を管理するこちらの判断に基づいて行うべきものであると考えております。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）ちょっと違う視点なんですけど、第6条の墳墓の募集とか使用許可とか返還に関する業務なんですけど、これは個人情報取り扱いにはならないんですか。あと、例えばお墓をつくる時にいるんな法律であったりとかというふうなことはないんですか。その辺を民間の委託した業者にさすことが全然オーケー、その辺はクリアされているんですか。その辺をちょっと聞かせてください。

委員長（江川慶子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）その点につきましては私どもも個人情報になるというふうに考えておりますので、改正案の第33条で個人情報保護条例、町の定めたものでございますけれども、これを遵守して

やってくださいというようなことで規定させていただいておるところです。

資料の7-7、一番最後のところですがけれども、第33条にそういった規定を載せておるところで
ございます。

委員長（江川慶子君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）委託する指定管理業者にそういうふうな秘密保持を求めるというふうな条例になっ
ているんですね。

それともう一つ、例えばお墓を建てる時とかというたら、住んでいる市町村に申請を出したり
とかするわけですね。それは法律に基づいてやっているのかちょっとわかりませんが、その
辺はクリアされているんですか。その辺も一体として指定管理者のほうでさせるわけでしょう。使
用許可も指定管理者のほうから出さすわけでしょう。その辺はどう考えているんですか。

委員長（江川慶子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）法令上、埋葬とか改葬とか、これにつきましては町がするというので、これ
は町の事務という形で残しております。

墓石を建てるということであれば、これはあくまで墓苑の中で墓石を建てます、臨時使用許可を
得てくださいということになっておりましたので、臨時使用許可というのを申請していただくん
ですがけれども、これについて指定管理のほうへお渡しすると、法律上、町長となっておりますものにつ
いては町長で残させていただくというふうにご検討しております。

委員長（江川慶子君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）もう一回、秘密保持の義務というのはしっかり徹底させてないといけないところだ
と思うんです。墳墓の募集をするというふうなことも踏まえて、建てる、返還するというふうなこ
とは個人情報の取り扱いやと思いますから、その辺に少し違和感を持つかなというふうな感じを持
ちます。民間にさせて、こういう秘密保持の義務をかけていますけれども、その辺、個人情報の漏
えいとかしないかなというふうな心配もある一定あつたりしますから、その辺についてこの条例で
網をかけているんですよというふうなことですけれども、その辺は少し危惧するところです。その
辺、ちょっともう一度考えてもいいのかなというふうな感じで思いますが、全ての業務、要するに
使用許可を出すとかというふうなことは窓口業務をこれからの指定管理者にしてもらうというよう
な形なんですか。許可をおろすのは熊取町がするというような、そういった感じで考えたらいい
んですか。窓口業務を要するに指定管理者がするというふうな形なんですか。その辺もう一度お願
いできますか。

委員長（江川慶子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）墓地の区画に対する使用許可、こういったものは指定管理者にお願いしようと
考えております。埋葬、遺骨を墓地に入れるというものにつきましては町に届けていただく、ある
いは永楽墓苑から事情によって違うところへ別に埋葬したいんだという場合は、これも町が事務を
やるということで残しております。しかしながら、区画の許可であるとか返還の事務につきましては
指定管理者にお願いしようということでご検討しております。

委員長（江川慶子君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）すみません、もう一回確認します。

埋葬する許可というのを熊取町からとられて、とった人がそういうふうな申請を使用したい、こ
この区画を買いたいというふうなことを指定管理者の皆さんとやっていくというふうな形でいいん
ですか。いろんな法律で決まっているようなことは町が要するにやって、そういったものをもっ
てもらった後にここの区画を買いたいというふうなことは指定管理者の皆さんとやってもらうとい
う形なんですか。その辺をもう一度。

委員長（江川慶子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）法律上、町に残るものは全て町でやらせていただいて、区画を買うとかそうい
ったものについては指定管理にお願いすると、委員おっしゃるとおりでございます。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（江川慶子君）以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 3名）

起立3名であります。可否同数であります。よって、議会委員会条例第15条の規定により、委員長において本件に対する可否を採決いたします。

本件について、私、委員長は鱧谷委員と同じ会派でありますので否決すべきものと裁決いたします。よって、本件は否決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第90号 手話言語条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）手話言語条例をつくっていただけて非常に喜んでおります。これから具体的にどういうふうに進められていくか、理解を深めるための取り組みとか、第7条に書いてあるんですけども、その辺の具体的な例を委員会をつくってされるのか、どういうふうにされていくのか、その辺についてお話しただけたらと思います。

委員長（江川慶子君）野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）手話言語条例を制定することができましたら、まず広報、ホームページ、それからポスター、チラシ等で手話が言語であるということをPRさせていただきます。それと並行いたしまして、第7条に規定しております施策の基本方針というものを策定してまいりたいと考えております。これにつきましては、手話を使われている方ですとかボランティアで手話をしていただいている方とかのご意見をいただきながら、町でどのような取り組みができるかということを取りまとめさせていただきます。条例と同じように施策推進委員会でお諮りさせていただいて、委員のご意見等を加味いたしまして方針をつくってまいりたいと思います。その方針に基づきまして各施策を進めてまいるといようなことを考えております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）推進委員会というのをつくって、その中で話し合いをされて計画を立てられるということでもいいですか。

委員長（江川慶子君）野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）別に委員会をつくるのではなくて、今、障がい者の施策全般を見ていただいております障がい者施策推進委員会というものがございまして、そちらのほうではかの施策と同じように、手話についての施策についてもお諮りさせていただくことを考えております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）今ある推進委員会の中で手話についてどういうふうに進めていくかということをお話し合われて計画をつくれるということで、わかりました。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（江川慶子君）以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第90号 手話言語条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。二見委員。

委員（二見裕子君）資料8-7にあります第16条の6のところ駐車場の利用料金というふうに記載されていて、そこが指定管理者の収入として周知させるものというふうにあるんですけども、こちら辺のことをちょっとお聞きしたいんですが、町の収入という形にはしないで、全て指定管理の収入として取るのか、指定管理料の支払いの分からその分を差し引いた分で指定管理の金額を払うというふうなことになるのか、そこら辺ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

委員長（江川慶子君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）委員ご指摘の資料8-7、新旧対照表の中段より少し下の第16条第6項に「利用料金及び駐車場料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。」ということで規定させていただいてございますので、指定管理者の収入ということになるものです。

なお、収入につきましては指定管理料から差し引くもので、さきの11月22日の議員全員協議会において説明させていただきました指定管理経費で、公園のみの場合を年間2,189万2,000円ということで記載させていただいてございますが、この金額につきましては支出のみの金額となっておりますので、そこから収入を差し引いた額を指定管理料の上限ということにすることとなります。駐車場の収入につきましては、年間1,800万円ということで推計させていただいてございまして、今回はその半分の900万円というのを収入として見込みたいと考えてございます。また、自動販売機の収入につきましても年間232万3,000円で現在契約してございますので、その半分の116万2,000円を収入として見込みたいというふうに考えてございます。

現在は、案の金額ではございますが、4年6カ月で支出が約9,800万円となります。また、収入が合計で4,100万円を見込んでございますので、差し引き5,700万円、年間にしますと4年6カ月でするので、単純に4.5で割らせていただきまして年間1,260万円が指定管理料の上限というふうになるものでございます。

また、収入につきましては現在、推計金額の2分の1を見込んでございますので、見込みよりも上回った収入につきましては町に戻入させることといたしまして、指定管理者の募集要項及び仕様書に、利用料金等の収入が見込みを上回った場合は精算対象としますと記載する予定としてございます。したがって、利用料金及び駐車場料金が見込みを上回った額だけ指定管理料が安くなるということでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありますか。佐古委員。

委員（佐古員規君）先ほどの質問もちょっとしたかったところで、今、回答をいただきました。

次に、指定管理者の要はモチベーションが上がるような、そういったことというのはどこで得られるのでしょうか。

委員長（江川慶子君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）今ご説明させていただきました収入というのは基本的に町のほうから指定する収入ということになりますので、町のほうに入るといえるのか、戻ってくる金額ということですが、募集の際に、自主事業ということで業者から提案させる事業というのも考えてございます。それについては、先ほど来ご質問にもございました例えばスポーツイベントの開催ですとか、何かほかの集客を見込めるようなイベントの提案ですとか、そういうのを業者のほうから提案させ

て、そのイベントに係る収入については指定管理者の収入になるものというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）佐古委員。

委員（佐古員規君）例えばですけども、収入の件で、今のイベントの分はもちろん指定管理者の努力ということで、それは収入に入りますと。収益、利益となりますと。ただ、駐車場については、例えばふえたらふえた分はその分からまた委託料をへつるということですか。

委員長（江川慶子君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）指定管理料につきましては、支出の合計から見込んでいます収入を差し引いた分を一定指定管理料ということで設定させていただきますので、年間、町からはその分は業者のほうに支払いさせていただき予定となります。ただ、収入が我々見込んでいるよりも上回った金額については、その分を単純に町のほうに返してもらうということになりますので、町からの支出は一旦定額といえますか、契約した額をお支払しますが、上回った額は町のほうへ戻ってくるということになりますので、差し引きしますと全体として指定管理料としては安くなるということでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）少し補足させていただきます。

お支払いする指定管理料でございますが、結果的には維持管理にかかる経費ということで町からは支出するんですけども、そのトータル的な維持管理費と申しますのが、本町からお渡しする指定管理料と先ほど課長が申しあげました駐車場収入、自動販売機の収入、広告事業収入、これらをくくりにして維持管理経費と想定していますので、当然その枠の中で駐車場収入が上がれば、広告事業収入が上がれば指定管理料の枠が狭まって安くなるといったことでございます。

委員長（江川慶子君）佐古委員。

委員（佐古員規君）指定管理料の枠が安くなるという、そこがちょっとわかりにくいんですけど、要は聞きたいのは、例えば指定管理者が努力して集客をたくさんしましたと。それで収入がふえた分の要は何らかのインセンティブとかが指定管理者にあるのかなと思ってはいたんですけど、それも例えばひまわりドームなんかでしたら、その収益の上がった分については折半とかというふうなこともありますけれども、その辺がどうなっているのかなと。一生懸命努力しても収入は全部町に入るといふのであれば指定管理者のうまみというのがなかなかどうなのかなというの、ちょっとその辺が懸念されるところです。

委員長（江川慶子君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）体育館等につきましては施設管理料、施設使用料を徴収しています。施設自体が熊取町なら熊取町が建てた施設ですから、一定の見込みの人数以上を指定管理者の努力によってようさん来ていただいたら折半ということで、施設を持っている人、投資した人と管理している人が折半するというのはよくある話でございます。ただ今回、公園につきましては、公園の入園料とかそういうを取っているのではなくて、公園は無料で開放しています。そこに駐車場料金として駐車料をお支払いしていただいておりますので、駐車場料金につきましては、基本的には町のほうに全て入れていただいて精算していただくというところで現在のところ考えてございます。

あともう1点は、公園の今までの入園者数、駐車場の利用者数が今、日でございます。体育館とかいろんな施設でしたら、今まで何年もの経過があった中で一定この水準という水準も示すことができるんですけども、私どもの場合はまだまだ初めて4月1日を目指して今議案を上程させていただいているところなんで、アッパーを決めるというのがなかなか難しいところございまして、これにつきましては一定、今後指定管理をやって駐車場料金を取っていった中で一定の水準を見定められれば、それ以上お客さんをお呼びいただいた場合は指定管理と折半とかいうのも可能かなと

思うんですけども、今の時点ではなかなかそこまでは難しゅうございますので、今のところは、入ってきたお金については精算で、指定管理はあくまでも一番最初に決めた価格を指定管理者にお支払いさせていただいて、駐車場料金、また自動販売機の料金等につきまして最終的には精算させていただくというところで現在のところ考えてございます。

委員長（江川慶子君）佐古委員。

委員（佐古員規君）ありがとうございます。大体理解できました。

要は、町に入ってくる分については大変いいんですけども、せっかく指定管理者が頑張った分で仮にもっと収益増というか、来客者がふえたということも駐車場料金がふえたことについての分が見込まれるのであれば、ぜひとも集客に応じたインセンティブを与えるということも考えていかないと、ふえても何のメリットもないというのであれば、指定管理者はモチベーションが下がると思うんで、その辺もしっかり考慮していただけたらありがたいと思います。これはもう要望で結構です。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）公園の指定管理移行について、これの議員全員協議会で示されたのが公園分で2,189万円、その中で実際に係る変動、人に関係するのは臨時雇い賃金で524万円、だから、524万円という人は実際に現地で公園の管理に働く人ですよ。墓苑が一緒になった場合は墓苑ですけど、それ以外にここに求められているのは、この公園により集客数を上げる、あるいは収益を上げるような方策を検討するという場合は、それはスタッフがやるんですよ。だから、今議員全員協議会で示されたのは臨時雇い賃金で、実際に現場でやっている人ですよ。この業務を請け負って、実際に公園の中の改善を考えていく、あるいはスポーツスクールや大会の企画や誘致をしていくというのは、そういうスタッフが要るんですよ。スタッフの人件費は一切議員全員協議会での資料には含まれていない。含まれていないとしたら、それで請け負ったら例えば植木の剪定費用600万円を300万円に削ってやるとか、警備委託に出すのを500万円やけれども、安いところを探して400万円ぐらいにする、そういうところでお金を見つけ出さないと、永楽ゆめの森公園をどう改善していくかというような考えていく頭のない会社にこの仕事をやってくださいと、あるいは頭がたくさんあって、それはもう余暇でというか、臨時雇いで実際に現場に来る人だけをそこであつせんしてくれたらええよという目的、そういうことを考えて指定管理料金が設定されているように思うんです。

先ほど、指定管理業者はもう既に目星が立っていて、それに手を上げてくれる人がおるとおっしゃっていましたが、その会社は、だからこれだけの臨時雇い賃金で524万円出したら、その仕事をやるだけじゃなくて、公園のイベントの開催とかスポーツスクールや大会などの企画誘致をやるとか公園改善等をやると、そういうことをやってくれる業者があるということをおっしゃっているんです。それはどんな業者なんですか。それで、それは実際どれぐらいの回答をいただいているんですか。

委員長（江川慶子君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）先ほど、墓苑の答弁の中で一応目星というところでは回答がございましたが、これからまだ公募ということをしていただく予定になってございますので、今この業者ということで考えている状況ではございません。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）いろんな業者とのつき合いとか業者の実態とかご存じの方がたくさんあるんで、こういう業務を請け負ったときにどれだけの費用がかかるというのは簡単にわかるはずですよ。それを臨時雇い賃金だけが人件費で割けるところというので、本当にこれでいけるんですか。議員全員協議会のときも、この料金的に請け負わなければもうちょっと上げることも検討せなあかんというのをちらっと言われていたと思うんです。だから、これで請ける業者がなかったらこれを上げ

ていかなあかん、そういうことも想定されて、どこまでこれを上げようと考えているのか、どこまでやったらそれを認めようとしているのか、その辺はどこまで検討されていますか。

委員長（江川慶子君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）まず、他市とかの状況等でございますけれども、公募を行いまして応募される業者というのは、公園に植樹している植木が多ければそういった造園関係の業者とか、あと企画会社とか、そういった形でJV的に3者で参加しているというところもございます。

それと先ほどのどこまで値上げ云々というお話でございますけれども、当然、我々は今までの実績をもとに、かかった経費をもとに募集要項の段階で上限額というのを提示します。当然その中でも、こういった形で来客数がふえるような工夫の企画を提案してくださいというような投げかけも行います。それが、公募が来た段階でその企画が適正であるのか、本来実現できるのかというのを選定委員会の中で検討を行いまして、最も最適な業者を選定するといったシステムになってございますので、現時点で提案額を公募がなければ上げるのかということではなくて、上限額をもってまずは公募していただくということを考えてございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）学童の指定管理のときでもそうでしたけれど、いろんな細かい条件が定められて、こういう形で指定管理をやりますよといういろいろ煮詰められた上で指定管理の提案がありました。今回の場合は、ざっと財政効果だけが出て、これで指定管理に発注する上限額ですよというような説明資料は一切ありません。業者の仕様についての説明も一切ありませんよね。だから、これが通ってからそういうところを詰めていくんですよというのは、指定管理に出すのであれば、どれだけの費用でこれを出していくのかというのをある程度明確にすべきだと思うんです。それは同時に、ある程度基本的にはこういう額で指定管理を依頼するんですよと、今これを議員全員協議会の資料をベースに言われていますけれども、これはあくまで参考資料であって、仕様書をつくるときは、今から私が仕様をつくりますから、その中でいろいろ考えていくんですわというのでは非常に判断が難しいと思うんですよ。

やっぱりここで指定管理をやるのであれば、指定管理の仕様書については、来年既に募集をかけるのであれば、指定管理についてこのような位置づけで、こういう資料を出します。費用としてはここまですというものを含めて、ある程度明確にしたもの、指定管理の基本仕様というのを出した状態で、指定管理の条例提案をしていただかないと判断ができません。これを決めて、これが通ったら後、費用等も考えて、そのときにはこの費用じゃちょっとしんどいから600万円上げなあかんとか、そういうことも実際に具体的に移行する前には議会に関係なく走ってしまう可能性が非常にあると思うんです。

具体的に、一人が働いたら1,000万円ですよ。スタッフの人が1人働いたら年間1,000万円、そういうお金がかかりますよね。だから、こういういろんな具体的なことも、そのスタッフが年間1,000万円かからないとしても、少なくとも数百万円は考えてもらうところの費用が要る、そういうところを一切考えずに仕様書ができ上がろうとしていると思うんですよ。その辺を十分に考えていただいた上で、仕様書はこういう状況である、それに対してもうすぐにそういうのを広報等で出して、それについての募集者があるかどうかを打診していくような状況を整備した上で指定管理の条例は出していただきたいと思います。

委員長（江川慶子君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）すみません、先ほどの墓苑の条例と同じことになるんですけれども、あくまでも条例を可決していただいた後、指定管理者の選定委員会の中で仕様書の内容を吟味していただきまして承認を得る、それをもって公募にかけるという手続となっております。議員全員協議会でお示しさせていただいた金額というのが、私どもが今考えているのは上限でございます。上限でこれ以上の支出はないと今のところは考えてございます。今現在まだこれをもっと精査しているところ

ろで、切れるところは切っていききたいと、民間に委託する以上は切れるところは切っていききたいと、まだまだ精査を今現在進めているところでございます。

1点、よその指定管理者に委託をやっているところでございますけれども、わんぱく王国で今指定管理に委託をされてございます。そこで約1,400万円程度で指定管理に1年間委託をしているというところでございます。この大きな違いというのは、やっぱり入園者数が大きく違います。議員全員協議会での資料でもお示しさせていただいたように、現在この1年間で本町の場合は28万人、わんぱく王国で12万5,000人程度の差があります。ここで大きく差が出てございます。それで、大きいお金の差がというのが来園者数の違いによりまして臨時職員の賃金の違い、人数の違い、それと警備委託費の違いが一番大きくあらわれているところでございます。そのようで、本町の場合は公園だけでいいと約2,200万円程度で議員全員協議会でお話しさせていただいているんですけども、まだまだこれ、どうすれば低くなるかというところを現在検討させていただいているところでございます。仕様書についても今現在、順次精査をしていっているところでございます。これ、議会で今回議決をいただければ、またその内容について、何かのタイミングで議員皆様方にもお示しできるかなというところは考えてございます。

ただ、何分選定委員会でのまずは承認を得た中で公募に入っていきますので、その辺のタイミング的なこともあろうかと思うんですけども、大体大まかなご説明が必要でしたら、また後ほどにでもさせていただきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）去年の3月ぐらいだったかと思うんですが、議員全員協議会で今の指定管理導入に向けて今概算で700万円ぐらいですという数字が上がっていたかと思うんです。その中には植木の剪定とかも含めたお金が700万円という数字だったかと思うんですが、今回出てきた数字で、剪定だけでも六百幾らというふうな金額が出ています。1年たつてふたをあけてみると3倍以上のお金がかかるというような見積もりが出てきたんですが、これについて説明をお願いします。

委員長（江川慶子君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）委員ご指摘のとおり、平成27年3月12日の議員全員協議会におきまして平成28年度の維持管理費は711万円になる見込みであるご説明させていただきましたが、開園後、来園者数が想定を大きく上回ったため、園内の安全巡視等のための管理人の増員や車の円滑な交通誘導のための交通警備員の配置等で平成28年度の維持管理費用が2,360万円となる見込みであるということで、平成28年2月19日の議員全員協議会でご説明させていただいてございまして、その分予算措置をし、現在まで適正に維持管理に努めているところでございます。

その後、実績等も含めまして維持管理経費の見直しを行いまして、駐車場有料化に伴う保守管理経費なども含めて約2,300万円となる見込みとなつてございまして、指定管理者制度を導入することにより、直接の維持管理費として約110万円軽減できるものということで考えてございます。

あと、植木の剪定等でご指摘いただいている部分につきましては、当初、平成27年3月の際は、植木の植栽のかん水委託ということで184万円、防除管理ということで、これは消毒等の費用ということで40万円、合計224万円ということで見込ませていただいたものでございます。ただ、あとの植木の剪定ですとか公園内の草刈り、芝生の管理等については管理人のほうで当初は行いたいというふうな考えておつたんですが、やはり範囲も広く、管理人での対応が困難ということで、現在はその分を委託ということで業者に発注させていただいているものでございます。その経費としまして611万6,000円ということで計上させていただいています。そのかわり、植栽のかん水であったりとか防除という部分について管理人で対応は可能やということで考えてございますので、その分についての予算の支出というのは特段行つてございません。ここには植木の剪定等ということでくくりにさせていただいていますが、現在、行使としては剪定と草刈り、あと芝生の管理ということで、611万6,000円というふうに計上させていただいています。

以上です。

委員長（江川慶子君）浦川委員。

委員（浦川佳浩君）220万円を当初予定していたものが広くてできない、予想していたよりも手入れがかかるということで600万円という数字が出てきているわけです。これ、議員全員協議会で受けた700万円の数字をもって、当時、議会報告会なんかでも住民の方からそんなんでできるんかというお話がかなりあったんです。そのいきさつは、私は当時議員ではなかったのだからわかりませんが、一応700万円が職員の方が予定されていますと、維持管理に関しては700万円ですというような形で、僕ら議員がいろいろ議会報告会のときに説明していたんです。

今回、やっぱり2,300万円になっているという部分でいくと、そら見たことかというようなことにも、住民の方でなかなか何でそんなに膨れるんやという方も多いと思うんですよ。なので、そこら辺は人数がふえたから管理費もふえる部分はもちろんあると思うんですけども、まだまだ今聞いている中でも、この条例を通すに当たって精査していかないといけないという部分がかかなりあるのかなと私、個人的にも思っていますので、その辺はもうちょっとしっかりと議論を深めた後のほうがこの条例についてはいいのかなというふうに私は思っています。

委員長（江川慶子君）ご意見ということで、答弁求めますか。答弁ありますか。大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）先ほど課長が答弁申し上げましたとおり、27年度当時の700万円に比べて開園後から維持管理経費がかかってきているというのは事実でございます。当然、経費と申しますのが先ほど申し上げました住民の安全を確保するため、交通事故を未然に防ぐため等、あくまでも適正な公園管理を運営するための必要最低限の経費ということで、やむを得ず計上させていただいてきているものでございまして、決して不要な分とかそういった経費ではございませんので、その点ご理解いただきたいと思っております。

それと、大きな維持管理経費をできるだけ縮めていきたいという思いで今回有料化と、それと指定管理の条例をつくって、住民サービスのより一層の向上と経費の削減、これを目的に今回条例提案させていただいてございますので、何とぞご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）一つだけ、永楽ゆめの森公園、町の費用としては2億6,000万円で、今度駐車場をつくるから4,000万円、約3億円が今かかっている。それからもう一つは、大型遊具の更新などをしようとしたら10年間、年間500万円以上はかかってくるという状況にあります。入場者を見ると、4分の3は町外、4分の1は町内、それだけのお金をかけて公園をつくっている。その中で3,000万円程度、現状では3,100万円お金がかかっている永楽ゆめの森公園を、いかにして収益力を上げるものにしていくかという検討を十分していく必要があると思うんです。指定管理者にした場合に、指定管理者にどこまでやってもらうんやと。指定管理者はぎりぎり管理だけで、絞ったところでやってもらうとしたら、それ以外の永楽ゆめの森公園で熊取町に収益が上がるような方策は熊取町が考えていかなあかんとなると、またそれは熊取町の人件費として上がってきますよね。

だから、そういうことを含めて、指定管理者をやるにしては余りにも今の状況では十分な検討をされずにある。ただ費用を詰めたらええんやということしか考えられていない。3,000万円を超えているから、これをできるだけ目立たんようにしようというような感じで、できるだけ費用削減だけで抑えていこうとしているけれど、そうじゃなくて、永楽ゆめの森公園には20万人の人が来ているわけですから、それを熊取町の収益にするような方向に持っていくことも十分考えていかなあかん。そういう中で指定管理者がどうしていくかという位置づけをせなあかん。その辺の考察が非常に余り十分じゃないと思います。その辺を十分に考えていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長（江川慶子君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）私、以前も申し上げたかと思っておりますけれども、永楽ゆめの森公園は収益を上げるためにつくったものではございません、はっきり申し上げまして。ほかの市町村でも都市公園

と申しますのは当然法律に基づいた設置でございまして、もうけようと、そういったことで設置しているところはどこもございません。

ただ、現実上維持管理費がかなりかかってくるということもございまして、その維持管理費をできるだけ少なくするがために、我々こういった駐車場の有料化なり、指定管理者にして少しでも経費を削減して住民サービスの向上に当たりたいということで、少しでも維持管理費を削減したいという思いもございまして、住民の思いもございまして、今回条例提案させていただいておりますので、どうかご理解よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）もうけるつもりで建てたんではありませんというけれど、町のお金を3億円使って、それで作ったものは金は3,000万円どんどん出ていきますわ。そういう金の使い方はないと思うんですよ。やっぱり事業をつくったら、もうけないために、もともと最初の説明が700万円じゃないですか。そこから3,000万円になっているということ自体が大反省をすべきところであって、700万円に抑えるためにどれだけ収益を上げていくかをやらなあかんのに、今、もうけるためにつくったんじゃない、だからお金がかかるのはしょうがないんですというのは、余りにも町のお金の使い方としておかしいでしょう。

熊取町の小学校、中学校にクーラーをつけるのに、3年生までしかつけられませんというような予算が出ているじゃないですか。そのために、この公園がなかったら優にクーラーはついているわけですよ。管理費用の3,000万円も出ていくんやったら、クーラーの管理費用は出てくるじゃないですか。そういうことを含めて、今一生懸命費用を下げようということをおっしゃっているけれども、もうけるためにつくった公園でないとか、つくったから金が出るからしょうがないという考え方は、これはぜひとも改めていただきたいと思います。

今、小学校のクーラーは何で設置ができないんですか、1、2、3年生なんか。その費用と金は一緒なんですよ、出ていく費用は。その辺を十分に考えた発言をしていただきたいと思います。そういう意味で、収益を上げることもぜひ考えていただきたい。

委員長（江川慶子君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）委員おっしゃられるとおりでございます。28万人が来園されてございます。この方々に何かの付加価値をつけて、そこでお金を落とさせていただく。今、理事が申しましたように、公園自体でお金を集めるというのはなかなか難しいですけれども、公園に来ていただいている年間28万人の方々に付加価値をつけて、何かの店を出すとか、そこで何か購入していただくとか、農作物を購入していただくとか、そういういろんな提案は今後必要であるというのは私どもも考えてございます。

ただ、今回の指定管理につきましては、今維持管理をしていただく。町が維持管理をして、実質、皆様の税金で約2,300万円の費用負担をしていただいている。それをまずは減額したい。それとプラスアルファ、民間のノウハウを得た中でサービス向上に努めたいというこの2つが一番大きな指定管理制度の目的でございます。まずはそこを削減していきたいなど。

それでもう一つは、指定管理からいろんな情報またはいろんな民間の知恵をいただいて、町がすべきこと、今、委員がおっしゃられたように、何かこういうよその公園ではやっていますよと、収益上がっていますよとか、そこにはまた投資ということが出てきますので、そういうのも含めて、費用対効果も含めまして、それらについても今後は検討が必要かなと。みすみすぎょうさん、8割の方が町外から来ておりますので、その方々に熊取町のよさ、また熊取町の名産等々も提供していければと考えておりますけれども、まずは今回の条例につきましては、今かかっている費用、町が今現にやっている維持管理費用の削減と、来ていただける方への民間の知恵をかりた、ノウハウをかりたサービス向上、この2点をまずやらせていただきたいなどと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

委員長（江川慶子君）議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時10分まで休憩といたします。

審議の終了した案件の説明員はここで退席いただいて結構です。

(「12時09分」から「13時11分」まで休憩)

委員長(江川慶子君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第91号の審議を続けます。質疑はございませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) この条例に対してなんですけれども、ゆめの森公園をつくるときには、この後たくさん経費がかかるんじゃないですかという質問をしました。そのときには、極力少ない経費でやっていくと。今、墓苑の管理者で公園の管理を任せて、剪定ぐらいで、草刈りもあつたときには羊にさせるような、そういうお話で、本当に極力少ない管理費でやっていくから大丈夫なんですというふうにおっしゃって、ゆめの森公園をつくることに賛成いたしました。

その後出てきたのがこれなんですけれども、何か納得いかないんです。管理費は極力少なくという形でいたのに、その辺のことは全く、たくさん来るからということも見込んでそういうことを考えなくてはいけなかったことじゃないのかというふうに思うんですけれども、警備員が要るとかというふうなことも、永楽ゆめの森公園というあれだけ大きな公園をつくるということに対して見込みが甘かったのではないかという気がするんですけれども、その辺について。

委員長(江川慶子君) 山原水とみどり課長。

水とみどり課長(山原栄次君) 当然、委員ご指摘のように、開園前は年間経費が約700万円ということでご説明させていただいてございまして、維持管理経費もできるだけ抑えるというのを前提に考えておつたことは事実でございます。ただ、当初、来園者数の想定も7万人から10万人ということで、近隣の同規模の都市公園を比較というか参考にさせていただきまして推定していたところはございますので、その場合は、今かかっているような管理人の増員というのも必要なかつたですし、交通警備のほうに増員するという必要もなかつたというふうに考えてございます。

ただ、うれしい悲鳴といいますか、年間で28万人を超える方にご来園いただいておりますので、当然それに係る安全・安心ということで管理人も増員させていただいて、あと、交通警備に係る警備員ももともとゼロでしたので、その分も配置するというので経費がかかっているというのは事実でございますが、それについてはやっぱり必要な経費ということで考えてございます。ご理解いただければというふうに考えております。よろしくお願ひします。

委員長(江川慶子君) ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君) 先ほどわんぱく王国のこととかも1,400万円かかって管理しているということで、議員全員協議会でいただいている資料で表が載つていまして、指定管理者制度を導入してから来場者が上がっていくとかというふうに載つていますし、指定管理を得ることによってどのような効果というんですか、わんぱく王国とかはどのような効果でこのようになっていくのかとかいうのも検証されていましてら教えていただきたいのと、その効果によって経費の削減というのを見込めるのかなというふうに思っているんですけれども、何かそういうのはご存じでしょうか。

委員長(江川慶子君) 山原水とみどり課長。

水とみどり課長(山原栄次君) 今、委員ご指摘のわんぱく王国につきましては、開園当初は20万人を超える方がおつたようですが、約6割ほど落ち込みをしているというふうに確認させていただいてございます。ただ、その後、指定管理を導入することによって来園者も若干回復して、今は当初の4割減ぐらいということでご聞かせていただいております。

ただ、そこについては、必要経費が逆に下がるということではなく、必要経費を一定として、ただ指定管理者の民間のノウハウとか集客という知恵をいただいで来園者をふやしていくということになるかというふうに考えてございますので、一定、来園者がふえて維持管理費が下がるというものではないというふうに考えてございます。

委員長(江川慶子君) 二見委員。

委員（二見裕子君）よその公園のことなんですけれども、わんぱく王国とかは、今、町が導入したら、いろんな経済効果的に何か管理業者にイベントとかをやってもらおうということもやられた上で、来園者がふえているということになっているんですか。

委員長（江川慶子君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）一定、指定管理者でイベント等を開催して、それに伴って来園者が増加したのではないかとこのように考えてございます。ただ、我々も直接わんぱく王国に確認はしているんですけれども、来園者の数字というのは確認できるんですけれども、どのようにしたかというのはちょっと資料が古くて、中身までは確認できていない状況でございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）わかりました。

指定管理者の制度というのは導入していかないといけないのかなというふうに思うんですけれども、導入したときに評価委員であるとか、管理運営に関しての評価という部分をしっかりと検証していただいて、指定管理されている業者がそれでいいのかというのも町のほうでしっかりと見ていただきたいなというふうに思っておりますので、これは要望としてお願いいたします。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）会派で千葉県のアンデルセン公園に視察に行きました。当初自営でやっておったというふうな感じの中から、民間の活力を注入して人気を博しているというような公園になっておるのが現状であります。今回、オープンして1年で、2年目ぐらいいろんな形でやっていくというような形なんですけど、民間活力を注入するのはいいことだと思います、指定管理者を入れるというふうなことは。ただ、やっているところというのは、大体右肩下がりがようになってきたときに起爆剤的な形で指定管理を入れておるというふうなのが普通であったりするのかなというふうに思っております。

その辺も踏まえて、今回、議員全員協議会の中でも駐車場料金のことにもちょっと触れました。今回もいろいろとわんぱく王国を参考にされてというふうな形になってはいますが、これも、これから料金を取ることで入場者数が28万人から減るであろうというふうな予測は立つんですけれども、やはり駐車料金も実績に基づいたような形でやるほうが、指定管理者の仕事を受ける方々にとっても年間どれぐらいの指定管理料をもらえるのかというふうなことがはっきりわかるであろうなというふうなところを思います。

今まで話を聞いていると、4年間で9,800万円の支出があつて4,100万円の収入ですか、5,700万円を4.5で割っているんですか。それで1,260万円というふうな形で、これがアッパーやというふうなお話をされていますよね。この辺もまだ想像ですよね。実績に基づいてやっていないというふうなことなので、その辺は、指定管理を入れることについては全くいいことだと思うんですが、その辺の数字の乖離があるんじゃないのかというふうなところを危惧するんです。その辺についてはどういうふうな感じで心配事を解消していくのか、その辺どう考えておられるのかお知らせいただけますか。

委員長（江川慶子君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）委員から前回の議員全員協議会の際にも収入の推計のことをご指摘いただきまして、今回、一部そのご意見を参考にさせていただきまして、当然若干は減るであろうという推計のもと、今回の費用というのも算出させていただいてございます。かつ、収入もそのときは、当初は年間1,800万円ということで見込んでございましたが、満額見込むと当然減になる可能性も十分にあるということで、今回計上させていただいているのはそのまだ半分ということで2分の1、約900万円を収入ということで見込んでございますので、一定減ることはないであろうというふうに考えてございます。

今我々が想定している出の分、収入について差し引いたのが年間で約1,260万円ということでご

説明させていただきましたが、当然それを上回るというか、かつ収入はまだふえていくのではないかと考えてございますので、町の支出というか必要経費というのは、若干でも下がる方向で進められるのではないかとというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（江川慶子君） 矢野委員。

委員（矢野正憲君） 今かかっているのが3,129万円、これを指定管理者にすることで1,260万円ぐらいに圧縮するんやというふうな話ですよね。これとは別に、さっきからいろいろと重光委員であるとか浦川委員のほうから収入確保の問題、緒について税収を上げるようなことも考えないといけないというふうな話が出ているんですが、直接的に指定管理のことをどうのこうのではないんでしょうけれども、その辺はどういうふうな考えを持っておられるのか、その辺披露していただけますか。

委員長（江川慶子君） 山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君） 前例として、公園自体で一定収入を見込むというのは、先ほど来ご説明させていただいていますように、今のところは駐車場料金、あと自動販売機等の収入ということで考えてございまして、そのほか、公園として収入を得るとするのは難しいのかなと。ただ、公園を拠点というか起爆剤として、そこから何かプラスアルファで収入というのは一定見込めるのかなというふうにも考えてございますが、今具体的に何というところはちょっとございせんので、その辺も、指定管理者を導入する際にも、業者からの提案も含めて何かいい案がないかというのは考えていけるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（江川慶子君） ほかに質疑はありませんか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君） この公園に当たって、ロゴスコーポレーションさんとの関係が指定管理を入れた後どうなるのかということと、あと今後、平成34年3月までに遊具の更新とか、増設する場合の手続というか、その辺はどういう状況になるんでしょうか。

委員長（江川慶子君） 山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君） ロゴスとの協定につきましては、特段、永楽ゆめの森ということで結んでいるものではないというふうに認識してございます。町としてロゴスと協定を結ばせていただいているかと思えます。その中で、一番自然とか緑ということで永楽ゆめの森も活用してということでお話もいただいておりますし、今年度も一度ロゴスと協力いただいてイベントというのを開催していただいておりますので、そこは引き続きやっていただけるのではないかとというふうに考えてございます。

あと、遊具の更新等につきましては、まだできて1年ということで、今すぐ必要はないというふうに考えてございまして、遊具の寿命というか、耐用年数というのも10年、15年、種類によって変わってきますが、一定それぐらいはもたす必要はあろうかと思えますし、当然点検等も含めて長くもつようにということは心がけて維持管理していきたいというふうに考えてございますので、一定、まだやっぱり10年、15年は最低必要のない経費かなと。

ただ、その時点ではまた当然更新なり改修なりというのは必要になってこようかと思えますので、その辺は国の交付金もいただけるような協議も行いながら、当然補助金を活用しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

あと、遊具の更新とかいう分につきましては、指定管理者ではなくて、町の事業ということでさせていただくことになろうかというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（江川慶子君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 3名)

可否同数であります。よって、議会委員会条例第15条の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、委員長は否決すべきものと裁決いたします。よって、本件は否決すべきものと決定いたしました。

委員長(江川慶子君)次に、議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員(重光俊則君)これは、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会を設置するというための一部改正でありまして、墓苑のところでも申しましたし永楽ゆめの森公園のところでも申しましたけれども、この指定管理自体、現時点ではまだ早いといいますか、十分に検討されていないということもありまして、この附属機関条例の一部改正も必要ないと考えます。

委員長(江川慶子君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 3名)

可否同数であります。よって、議会委員会条例第15条の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、委員長は否決すべきものと裁決いたします。よって、本件は否決すべきものと決定いたしました。

委員長(江川慶子君)次に、議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第95号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第95号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第96号 土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。二見委員。

委員（二見裕子君）ちょっとよくわからないので教えていただきたいんですけども、永楽ゆめの森公園の整備用地としてということで、もう公園となっているところも含めてこのたび土地の取得というふうになっているんです。これ、公園ができている時点での取得でなくてもよろしいんですか。後でというふうになっているんですけども、ちょっと教えていただきたいので、お願いします。

委員長（江川慶子君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）今回、もともとこの用地につきましては町の土地開発公社で保有している土地ということになってございまして、例えば道路工事なんかでも土地を買って工事をすることになります。今回は、もともと開発公社の土地であったということもございましたので、一定整備を先行させていただいて、公園としての計画は今年度までが期間中でございますので、その中で用地の買い戻しを今のタイミングでさせていただくということで、交付金も充てさせていただいていますし、一定の計画の中でさせていただいているということでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありますか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）この土地なんですけれども、何か今現在利用する目的があつての購入という形になるのでしょうか。

委員長（江川慶子君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）議案書の資料12ということで、一番後ろになります。ご確認くださいんですが、今回購入するという土地が太枠で囲んで斜め斜線の部分ということになってございまして、もう既に公園ということで、主に芝生広場であったりとかいう部分を、土地開発公社の名義だった土地を今回、公園用地ということで買い戻しさせていただくということでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）浦川委員。

委員（浦川佳浩君）言っているのは、その裏、今、林がすごくいっぱいあるところじゃないかなと思うんですけど、芝生広場のところは十分認識しているんです。その後ろの部分というのはどうなっているんですか。

委員長（江川慶子君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）一番東側の部分については散策道とかも整備させていただいてございます。あと、図面でいくと一番下側には臨時駐車場というのもその用地を活用してつくらせていただいておりますが、永楽ゆめの森公園自体がもともと山を活用しての公園整備ということになっ

ていますので、一定そのほかの部分は現状、山というか、木が生えた状態になっているところがございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第96号 土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）諸支出金の分で一般分補助金等返還事業で2,780万4,000円ですが、これについて、内容と経緯等をわかりやすく説明していただけますか。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）諸支出金の一般分補助金等返還事業につきましてご説明させていただきます。

まず1つ目が、療養給付費等負担金が平成27年分の精算といたしまして2,727万4,461円を返還するものです。次に、特定健診、特定保健指導に係る負担金につきまして、国の分といたしまして21万2,000円、府の分といたしまして31万7,000円返還するものでございます。こちらにつきましては、療養給付費等負担金及び特定健診に係る負担金につきましてはどちらも例年、6月ごろに交付申請を行いまして、費用額が確定しますのが翌年の6月になりまして、その際に実績報告を行い、そこで確定いたしますので、それに基づきまして精算になりまして、今回返還になったというものでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）そうすると、この返還の結果は27年度の収入、支出に関係しますよね。それは27年

度の収入、支出には関係なく、28年度で処理するしかない、毎年そういう処理になっているということですか。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）こちらにつきましては、もう27年度の予算につきましては締めておりますので28年度、翌年度の精算で、毎年こういう形で精算をさせていただいております。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第101号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）7ページの地域支援事業交付金について、この間ちょっと説明を受けたんですけども、介護予防事業と包括支援事業・任意事業についてもう一度ご説明をお願いできませんか。

委員長（江川慶子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）地域支援事業交付金につきましては、介護予防の分と包括的支援事業・任意事業の分で分かれております。介護予防事業につきましてはの割合が国が25%、府が12.5%、町が繰入金として12.5%、支払基金交付金、これは第2号被保険者の分に当たるんですけども、そちらのほうから28%、あと残りの分の22%が第1号被保険者の保険料となっております。

包括的支援事業・任意事業につきましてはまた割合が違まして、支払基金からの繰り入れの交付金がございます。地域支援事業交付金、国のほうが39%、地域支援事業交付金、府が19.5%、地域支援事業の町からの繰入金が19.5%、あと残りが第1号被保険者の保険料ということで、22%という割合となっております。

以上です。

委員長（江川慶子君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 地域支援事業交付金のほうがマイナスになったということは、それだけもらったけれどもこのお金を返したということに、した事業についてのマイナスで、返したということになるわけですね。

それで、上のほうは予防事業をたくさんされたということで国のほうからこれだけ、20万円ほどおりてきたということで理解していいんでしょうか。

委員長（江川慶子君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） マイナスになっている包括的支援事業・任意事業の分でございますが、こちらの割り振りは、一つは職員の産休・育休明けに係る部分の、4月に出てくるのではなく、少しおくれて復帰しましたので、その分がかかっております。その分がマイナス53万5,000円、プラス包括的支援事業として出のほうで介護予防・生活支援サービス協議会に係る報償金、需用費等上げておりますので、そちらのほうで7万8,000円、これを差し引きいたしました額の分になっております。

委員長（江川慶子君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） ちょっと補足ですけれども、現時点では予算措置ということで、返す返さんというのは翌年度で精算するというので、あくまでも現時点の予算ということで、マイナスが人件費がありましたので、その分の入を充てる分の割合の分をマイナスしたということでご理解いただければと思います。

委員長（江川慶子君） ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君） 一つだけ教えてください。

9ページですけれども、介護保険事業、事務事業でアンケート調査の費用振りかえがあったのでということでマイナスになっているんですが、この内容をもう少し説明していただけますか。

委員長（江川慶子君） 根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君） こちらは、国のほうから対象者とかアンケートの目的が変わりました。それに対する国の補助金が充てられるようになりましてので、予算を振りかえさせていただきます。予算額の賃金等の差額につきましては、10月1日に賃金の改定がありまして、もともと870円で取っていたものを890円に改定されたので、その差額が生じております。

対象者につきましても、目的が変わりましたので、もともと3,500件予定していたところを1,600件に減少させておりますので、その予算の差額が生じております。

以上でございます。

委員長（江川慶子君） 重光委員。

委員（重光俊則君） すみません、もうちょっとアンケート調査の内容、どんなものなのか教えていただけますか。

委員長（江川慶子君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） アンケート調査の内容につきましては、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に当たる調査になります。その分のうち、要介護の方を除く要支援の方もしくは要支援、要介護を受けていない方を対象とし、実施するアンケート調査というふうになっております。

委員長（江川慶子君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第101号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(江川慶子君)次に、議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。重光委員。

委員(重光俊則君)9ページの役務費の通信運搬費ですが、これは内容は何で、どこに支払うものなのでしょうか。

委員長(江川慶子君)島尾環境課長。

環境課長(島尾 学君)熊取永楽墓苑の駐車場料金システム導入に伴う利用カードを送付させていただくというものでございます。周りの駐車場が有料となりますので、永楽墓苑のほうにもゲートみたいなものを設置いたしまして、そこで永楽墓苑の利用者の方々に無料券、これを差し込んでいただいたら無料で使っていただけるというふうな券を簡易書留で、1,005区画ありますので、その1,005区画の方々にお送りする費用ということで計上させていただいております。

委員長(江川慶子君)重光委員。

委員(重光俊則君)じゃ、今お聞きしますと、永楽墓苑へ行く人も有料駐車場を利用するということになったんですか。

委員長(江川慶子君)島尾環境課長。

環境課長(島尾 学君)すみません。説明が足らなくて申しわけありません。

墓苑側の駐車場、現在使っていただいておりますけれども、あそこもあけたままにしますと公園の利用者の方が入ってくるということがございますので、一定駐車場のシステムつくろうということでございます。そのシステムにつきましては、墓苑の使用者の方に無料で使っていただくようにカードを配布いたしまして、そのカードを差し込んでいただくと墓苑の方は無料で使えるけれども、ほかの方は入ってこれないというような形で考えております。

委員長(江川慶子君)重光委員。

委員(重光俊則君)それも初めて聞いたんですが、墓苑のところの駐車場が今無料で入ってきますよね。その辺がカードを使って有料駐車場になるんですよというのは、やっぱり墓苑使用者への周知というのはこの議案を出す前に行くべきじゃないんですか。これが出てから、あっそういうことになるというのは、墓苑は墓苑で今までの駐車場を使えますよと。そのためにカードを配付していますよと。そのカードを車に乗ってきてくださいというのがありましたけれども、その使用がなくなるというような話も聞いていませんし、そういうことが、一般会計のこれを出したらそれが通るといことで、駐車場の運営管理も、永楽の駐車場の運営管理は聞いていますけれども、その管理が有料になるというのは私は今初めて聞いたように思うんですが、これは今まではどういう説明があったんでしょうか。

委員長(江川慶子君)島尾環境課長。

環境課長(島尾 学君)これは、ゆめの森公園のほうでお話が出たときに少し出ていたかなと思うんですけども、そのときに、墓苑のほうでは無料の駐車場を存続させていただいて、カードを入れて無料でさせていただきますというような説明をさせていただいたと思います。

委員長(江川慶子君)重光委員。

委員(重光俊則君)では、私が発言があったのを聞き落としていたのかもわかりません。

先ほど永楽ゆめの森公園の指定管理者のところでも言いましたけれども、墓苑管理についてこういう変更をするというのは賛成いたしかねるという意見を述べておきます。

委員長(江川慶子君)大西事業部理事。

事業部理事(大西 宏君)すみません、先ほどの重光委員の墓苑のほうの駐車場について説明が記憶に

ないということでおっしゃられたかと思えますけれども、28年9月28日の議員全員協議会におきまして永楽ゆめの森公園駐車場の有料化についてというところで、たしか3ページ目に駐車場の平面図をつけて、その説明の中でも墓苑側の駐車場については無料としますということで、2ページでございます。というところで、そこでは墓苑の駐車場の取り扱いについてはご説明申し上げたかなというふうに思っております。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）その上の1万6,000円に関しては、ゆめの森公園の指定管理者導入に当たっての委員のメンバーにお支払いする報酬ということで捉えてよろしいのでしょうか。

委員長（江川慶子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）9ページに書かせていただいているとおり、選定委員会の委員報酬ということで計上させていただいた分でございます。これにつきましては2名分、ここの墓苑のほうでは負担するというようになっております。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）先ほどの墓苑の駐車場の件でもう一回教えてください。

これは、補正予算を出すということであれば、墓苑の駐車場の有料化工事ができて無料カードが配付されるということなんですが、これはいつ有料化の施設ができて、墓苑の利用者へ無料カードが配られるんですか。

委員長（江川慶子君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）今回、墓苑のほうの今ご指摘いただいています駐車場のゲートは公園の費用で支出させていただく予定となっております。12月議会の補正であわせて計上させていただいております。ご可決いただけましたら、その後工事発注して設置する予定ということで考えてございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）これは、運用は4月1日からなんですか。そのためにカードをつくるのが40万5,000円かかるという意味合いなんですか。カードはいつ配付されるんですか。

委員長（江川慶子君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）運用は、公園の有料化とあわせまして来年の4月1日からしたいというふうに考えてございまして、それまでに墓苑の利用者の方には墓苑に入るための無料券を配付させていただく予定ということで考えてございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 3名）

可否同数であります。よって、議会委員会条例第15条の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、委員長は否決すべきものと裁決いたします。よって、本件は否決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第103号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第103号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、請願第1号について審査を行います。

ここで理事者の皆様の退席をお願いします。お疲れさまでございました。

（理事者退席）

それでは、請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願の件を議題といたします。

それでは、本請願の取り扱いについて委員皆様のご意見並びにご質問を承ります。ご意見・ご質問はありますか。重光委員。

委員（重光俊則君）せんだって、この請願について閉会中の継続審査をどうするかというので本会議の前に会議がありましたけれども、そこで、新しい情報がないということで継続審査ということになりました。その後、私自身のところにもなかなか新しい情報というのはなくて、最近では大阪市と大阪府が新しい大阪方式について話をするというのを聞いているんです。それはここ最近だと思うんですが、それが終わったのか出たのかわからないんですが、一番注目したいのは、大阪市が1人当たり2万円の法定外繰り入れをして保険システムを補助しているんです。大阪市は法定外繰り入れをしてはならないということになると、少なくとも1人2万円は現状よりも上がるということになって、その保険料を大阪市の市民は上がる、それに大阪市はどう対応するのかというのは、大阪方式をどう運用されるのか一番注目すべきところ、それが一つ。

それから、12月に統一国保料が算定されるということがありました。文野議員の一般質問の中でも指摘がありましたけれども、それが結果が出ていないということで、大阪府でコンピューターが故障したからというような、公式の説明ではそうなっています。これは、当然新しい大阪方式になったときに国保料が幾らになるのかというのは非常に各自治体の関心事であって、独自性が全部なくなってくるというのでいろいろところで混乱があって、千早赤阪村では、基金を持っているから、その分だけことは保険料を20数%下げようというようなこともやっていますよね。だから、これも非常に異常なことを各自治体がやらざるを得ない状況になっていると。

そういうことで、大阪方式の実態どんなものになるかというのは、やっぱり保険料がどうなるのかということと、大阪市が大阪方式を受け入れたときに大阪市の保険料の特に法定外繰り入れ、熊取町もゼロではなくて1,000万円近くあるわけですけども、大阪市とか大きな自治体で法定外繰り入れをかなり多くやっているわけです。それがどうなるのかというのは非常に大きな問題になって、それは問題なく住民に受け入れられるような保険料率が算定されてくるのかどうかというのは非常に大きな、一番重要な判断基準、大阪方式を判断するための必要情報だと思います。

そういう意味で、1月には大阪府で大阪方式の保険料率の試算値が提示できると言われていますので、その情報ができるまで、それと大阪市と、あるいは例えばほかの自治体とも大阪府との会談

が行われると思いますが、その辺の動向に関する情報をできる限り多く入手してこれは判断すべきかということで、今の時点では継続審査を改めて提案したいと思います。

委員長（江川慶子君）他にありませんか。

今、継続審査の延期の希望の発言があったんですが、どうでしょうか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）私も今の状況で判断していただきたいとは思いますが、でも、はっきりと大阪府からの方針が出ていないというふうなこともありますし、出てからだったら遅いのではないかというふうな危惧も持つのですが、皆さん判断しかねるというふうに思われるかと思いますので、金額が出てからということで、延期されるということも仕方がないかなというふうを考えております。

委員長（江川慶子君）標準保険料率がまだ出ていない段階なので……。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）延期しても仕方がないかなというふうに思います。

委員長（江川慶子君）継続審査ということですね。わかりました。

どうでしょうか。この件について、継続審査を引き続き延期するというご意見が出ました。そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

そちらはどうですか。

（「異議なし」の声あり）

再度継続審査の延期ということで、異議なしということで決定いたします。よろしいですね。じゃ、そういうことで、引き続き継続で調査してまいりたいと思います。

委員長（江川慶子君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

（「14時11分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

江川慶子